

令和4年第2回伊仙町議会定例会

会期日程

令和4年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

令和4年6月7日開会～6月17日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	7	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 行政報告(町長) ○陳情 2件(陳情第6・7号 総務文教厚生常任委員会へ付託) ○承認 3件(提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ○報告 2件(報告～質疑～終結) ○議案 6件(提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ※本会議終了後、総務文教厚生常任委員会(陳情審査)	
〃	8	水	本会議	○一般質問(美島議員、久保議員、大河議員、清議員 4名)	
〃	9	木	本会議	○議案 3件(提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ○陳情審査報告2件(委員長報告～質疑～討論～採決) ○意見書発議(報告～質疑～討論～採決) ○閉会中の継続審査・所管事務調査(議運・総文厚・経建常任委員会) ○閉会	
〃	10	金	予備日		
〃	11	⊕	休 会		

6	12	㊸	休 会		
〃	13	月	予備日		
〃	14	火	予備日		
〃	15	水	予備日		
〃	16	木	予備日		
〃	17	金	予備日		

令和4年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和4年6月7日

令和4年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火曜日） 午後1時15分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第5 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第6 承認第1号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 承認第2号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 承認第3号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 報告第1号 令和3年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第10 報告第2号 令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第11 議案第28号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第29号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第30号 伊仙町国民健康保険特別会計基金条例の全部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第31号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

- 日程第15 議案第32号 令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第16 議案第33号 令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約の締結（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	12番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 芳田勇也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長補佐	前元広紀君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長補佐	上木雄太君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午後 1時15分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和4年第2回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、清 平二議員、岡林剛也議員、予備署名議員に上木千恵造議員、永田 誠議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月7日から6月17日までの11日間にしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日6月7日から6月17日までの11日間
と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和4年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりです。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和4年5月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正ではあるが改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

6月議会に当たりまして、この3か月間の主な行政報告について説明いたします。

お手元の資料のとおりでありますけれども、要点だけを述べていきたいと思えます。

3月27日に、西伊仙のほうにワンチームという指定障害福祉サービス事業所がオープンいたしました。

今後、伊仙町が目指す、あらゆる高齢者、障害のある人、そういう方々を島に来てもらって雇用を生み、そして、人口減を食い止めるための、大きな政策の柱でありますので、今後このようなことも進むように全力で取り組んでまいります。

同日、このユネスコの元事務局長でありました松浦晃一郎様と、それから環境省の沖縄事務所長、そして、観光庁長官はオンラインでの自然遺産の講演会がありました。

この松浦事務局長は、日本で唯一の事務局長でありまして、10年間の間に、日本のいろいろな文化遺産、自然遺産、全てに関わった方でありましたので、徳之島に来て講演をしていただきました。

各自治体を回りまして、特に伊仙町のにじいろクラブ、日本マルコの視察をやりたいということで、伊仙町にも来ていただきました。

4月3日に、関西奄美会の総会がございまして、久しぶりの参加でありましたけれども、この同世代の方々の集まりが20人ほどありまして、この中の2人が今、島に移住してきて、いろいろ島の開発、そしていろんな農業等、そして、島おこしに頑張っていきたいということで、多くの方を集めていました。

また、この大会で来賓の紹介の中で、今回、大阪のほうから維新の会で国会議員になられました伊仙町の2世、3世のお二人、美延映夫3世と守島正衆衆議院議員が挨拶に立って、郡内の方々、伊仙町の方々が関西で2人も衆議院議員が出たということで驚いていらっしゃいました。

4月7日に、徳之島高等学校の入学式がございまして、校長先生の訓話の中で、去年もそうでしたけれども、この離島の高等学校で成功事例であります隠岐島の島前高校に関わった離島の高等学校が、本土から多くの子供たちがやってきて、入ってきたという島前高校の例を2回も2年連続説明していただきました。

4月7日に、戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊の慰霊祭がございました。

この慰霊祭がかなり老朽化してありますけど、今日は議員の方々に以前の写真を配付をしていたと思えますけど、この写真を持って、4月12日からの東京のほうの要請活動の中で、この慰霊塔の写真、57年前の慰霊塔、第2回のときにこの写真を見られて、森山裕先生にこの慰霊塔の説明をいたしましたら、これもう議会で1回話したかもしれませんが、ここの迫水久常先生は、昭和20年8月15日の天皇のお言葉を編集した一人ですけども、その迫水久常先生は森山先生が、これはちょっと話していいか分かりませんが、故人の名前を出して申し訳ないですけども、迫水久常先生、参議院議員出たときの最初の青年部長だったそうです。そのことで驚いていらっしゃいましたけれども、このとき高松宮殿下も来島していたということなどが、先生方に、今回慰霊塔の修復の活動のお願いをして回ったときに、多くの先生方があの写真、そして彬子女王殿下が前回、第50回目に来られたときの写真などを持って行ったら、ほとんどの先生方が何とかやっていきたいということ

ですけれども、ただ、これは慰霊塔とそれから遺族会というのは厚生労働省の管轄で、1つの町だけに優遇するわけにはいかないだろうという話でしたけれども、いろんなアイデア、知恵を出していただきまして、クラウドファンディング等でやってかなりの募金が集まる可能性が出てきたと思います。

それから、裏のほうにまいりまして、国土交通政策局の青柳局長、そして、笹野振興官にも今回の要望は2つでありました。慰霊塔の改修とそれから面縄港の商工としての整備を各先生方に要望していただきました。

これは東京事務所、各衆議院議員の先生方、参議院議員の先生方に2日間にわたって説明をしていただきました。その後、いろんな企業誘致も含めて、前に東京に出向している職員、そして、島からも未来創生課の職員も含めて、この企業誘致にも説明をして、理解をしていただくように営業活動を行ってまいりました。

4月18日に帰ってきて、旧徳之島農業高校跡地のサテライトオフィスのオープンセレモニーが行われました。前里屋敷のオープンセレモニーも同日ありました。

4月19日に、今年、大島高校が甲子園に出場して、大変な話題になりましたけれども、このきっかけは全国離島振興協議会が主催する離島甲子園に龍郷町と奄美市の選抜チームが離島甲子園に出場して、それがきっかけで彼らは島に残って、大島高校から甲子園に行こうということで、それを実現したきっかけがありまして、徳之島の野球連盟の方が来庁して、何しろ奄美大島でこの離島甲子園を開催するよという要望がございました。

20日には、塩田知事も面会いたしまして、先ほどと同じような要請を行いました。

4月27日には、株式会社まもるファームの開所式がございまして、このときはNTTデータの幹部4人も同行をしていただきました。

連休中は、今回、4日の全島大会などに多くの国会議員の先生方、そして塩田知事、それから全国商工会の会長を兼任している県の森商工会長なども花を添えていただきました。

5月9日に、三重県の熊野市長が来島いたしまして、伊仙町が100歳を指導していただきました、もくもく手作りファームの創業者の一人である吉田専務が、今、熊野市の仕事をアドバイスしているということで参加いたしまして、何とそのもくもくの手法で、熊野市でハウスの中で国産コーヒーを作っていきたいというふうなプロジェクトを立てておりまして、その視察に来ていただきました。

5月21日に、前回、コロナでできなかった奄振の審議員の方々の徳之島視察がございました。

これは過去、徳之島視察は初めてでありましたので、社内において、時間が非常に3町を回るといことで厳しい状況の中で、これは犬田布岬、そして前里屋敷、虹の会の説明、面縄港、そして、なくさみ館を視察した合間に社内で事細かく説明等、要望を行ってまいりました。

それから、5月31日にJAL本社に行きまして、これは地元の報道にもありましてとおり、JAL本社に行きまして、具体的には伊丹、鹿児島便の便を伊丹、徳之島便に変更できないかということと、さらに羽田、鹿児島便の便を徳之島便にぜひ移していただきたいと、それは直行便はも

う徳之島に行く直行便の枠はないと3年間言い続けられて、そしたら、どうしたらその枠が獲得できるかということで要望でありましたし、これはそのときも説明をしましたが、能登空港というのがありまして、これは新しいジェット空港が能登半島にできたら、そのJALもANAも飛ばさないということでありましたので、全日空に能登の自治体が行って、赤字になった場合の補填は能登4つですか、自治体で赤字補填をするということで、全日空と契約いたしまして、その代わり、職員が徹底して東京都内で営業活動をした結果、6年連続黒字が出たという結果なども、これはもちろんJALも知っていると思いますけれども、我々もそういうこともやっぱり考えて、赤字にならないように地元の自治体が、そしてまた郷友会が協力すれば黒字が出るという証明がなされておりますので、そういうことなども強く要望いたしました。

それから、三菱重工にお伺いいたしまして、木村前社長、今顧問になっておりますけれども、今後のクリーンセンターの将来についていろいろアドバイスをいただきました。

今、ああいう三菱、日立系統をやっている、こういう焼却炉はほとんどが中央でデータを直接管理してトラブルがないような形で行っていますので、そして、新しくクリーンセンターで焼却で発電をしていくということも、具体的に計画をしているそうでもあります。ただ、食品メーカーでありますデリカフーズの社長ともいろんな要望活動を行いまして、また、がんばランドというこの会社は、今、グランピング、いろいろな災害のときにコンテナを活用していった会社でありますけれども、その会社が全国各地でグランピングを始めているということで、その代表的な会社にて、徳之島、伊仙町へのグランピングコンテナを活用してかなり改善されていた、あらゆることを説明していただきましたので、このこともしっかりとやっぱりこれからの伊仙町が大規模ホテルがない中で、こういうこともあらゆる会社に要望をしていかなければならないと思っております。

そして、昨日は日置市とやっている環境問題での包括連携協定のために、お2人の方が参加いたしましたので、昨日、今日といろいろな地元の方々と連携を取っているところでございます。

これに書いてありませんけれども、昨日、牧本議員の紹介であった方で、この方は新しいエクソソームという細胞の中にある水分の役割は何だろうかということでもいろいろ研究した結果、これが非常にいろんな病的な異物、そういうものを除去していくという研究結果が出てということで、長寿子宝の島、この徳之島で、そのような研究も町と連携を取ってやっていきたいという話がありました。

これは、あらゆるものがこれに関わっていくことができるそうでもありますので、今後、新しい治験、そういうものがどんどんつくりあげられて、どんどん世の中で進化していくことになった中で、我々はそういうものをしっかり取り込んで、この町で本当に先進的な研究もできると、いろんな国のあるべき姿、地方自治のあるべき、高齢化社会での対応をつくり上げていくような方々が今後いろんな形で参画していく時代に、ぜひ皆さんとともにつくり上げたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

- △ 日程第4 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- △ 日程第5 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（前 徹志議員）

日程第4 陳情第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情、日程第5 陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての陳情の2件を一括して議題といたします。

令和4年第1回定例会以降、これまで受理した陳情は5件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情、陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての陳情は、所管する総務文教厚生常任委員会へ付託しましたので、報告します。

- △ 日程第6 承認第1号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
- △ 日程第7 承認第2号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
- △ 日程第8 承認第3号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認

○議長（前 徹志議員）

日程第6 承認第1号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、日程第7 承認第2号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、日程第8 承認第3号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、3件一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を3件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

令和4年第2回伊仙町議会定例会に提案いたしました承認第1号から承認第3号につきまして、提案理由の説明をいたします。

承認第1号は、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、承認第2号は、伊仙町会

計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、承認第3号は、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月30日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第1号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、承認第1号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明をいたします。

本改正は、昨年8月に発令された令和3年人事院勧告に基づき、職員の給与等について改正するものであります。

改正内容は、第1条において、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げる改正を行うものであります。2.55月分から2.4月分へ引き下げる改定でございます。

また、昨年12月期の期末手当において、人事院勧告に基づく引き下げを行うものであります。令和3年11月24日付、総務副大臣通知により、国家公務員の給与改定について、コロナ禍の異常な状況下での国政全般の観点、特に経済対策等、政府全般の取組との関連を考慮し、令和3年度分の引き下げに相当する額は、令和4年6月の期末手当から減額することとする。

地方公務員の給与改定については、国家公務員の取扱いを基本として対応することとされたことから、附則第2条において国家公務員と同様に、令和4年6月の期末手当から令和3年度分の引き下げ分を減額する特例措置を設けるものであります。

なお、この基準日であります6月1日以前に条例改正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月30日付で専決処分をしてございます。

ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第1号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第1号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

承認第2号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、承認第2号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明をいたします。

本改正は、令和2年度より段階的に引き上げを行ってきた会計年度任用職員の期末手当について、令和4年度において非常勤職員と同等の支給月数へ引き上げを行う一部改正であります。

なお、職員の給与条例と同様に、基準日である6月1日以前に条例改正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月30日付で専決処分をしてございます。

先ほどの職員分の給与なんですが、すみません、メモをお願いしたいと思います。

職員の平均月額が25万7,900円でありますので、引き下げ分、平均して2期の期末手当分ではありますが、3万8,685円の引き下げになります。

この承認第2号の会計年度任用職員の給与であります、一般事務として計算をしてみますと、年間2期の期末手当で6万3,618円の増というふうになります。

ちなみに、令和2年度支給月数が1.3か月、令和3年度支給月数が1.95月数で、今回、令和4年度を一般職員と同等の2.4月分とするものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしく願います。

○議長（前 徹志議員）

承認第2号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第2号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

承認第3号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、承認第3号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出の予算の総額69億4,365万4,000円に、歳入歳出それぞれ1,577万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を69億5,942万6,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

14款国庫支出金、補正前の額8億8,900万5,000円に、住民税、非課税世帯に対する臨時特別給付金事務費補助金177万2,000円を増額し、8億9,077万7,000円とするものであります。

19款繰越金、補正前の額1,000円に、令和3年度からの繰越金1,400万円を増額し、1,400万1,000円とするものであります。

歳入合計、69億4,365万4,000円に1,577万2,000円を増額し、69億5,942万6,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は4ページでございます。

3款民生費、補正前の額15億3,363万1,000円に1,577万2,000円を増額し、15億4,940万3,000円とするものであります。

これは、住民税、非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業における事務費等175万5,000円及び国庫支出金超過受入分の返還金1,401万7,000円の計上によるものであります。

歳出合計、69億4,365万4,000円に1,577万2,000円を増額し、69億5,942万6,000円とするものであります。

以上、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、説明いたしました。

ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第3号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第3号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

△ 日程第9 報告第1号 令和3年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告

△ 日程第10 報告第2号 令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（前 徹志議員）

日程第9 報告第1号、令和3年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告、日程第10 報告第2号、令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、2件を一括して議題いたします。

提出者より提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

報告第1号は、令和3年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第1号、令和3年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、報告第1号、令和3年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和3年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書をご参照ください。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、継続費の総額22億6,434万4,000円、令和3年度継続費予算減額16億7,720万1,350円、支出済額及び支出見込額2億7,138万9,000円、残額14億581万2,350円。

翌年度繰越額14億581万2,350円、翌年度繰越額の財源内訳としまして、繰越金1億4,061万2,350円、地方債12億6,520万円でございます。

以上で、令和3年度伊仙町一般会計繰越計算書の報告に関する説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第1号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号、令和3年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告については、これで終結します。

報告第2号、令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、報告第2号、令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書をご参照ください。

2款総務費1項総務管理費、事業名、財産管理経費、事業費1,711万2,000円、翌年度繰越金368万5,000円、財源内訳、一般財源368万5,000円であります。

当事業については公共施設総合管理計画の見直しに関する業務委託であり、10月中での完了を目指しております。

同款3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳諸経費、事業費1,260万1,000円、翌年度繰越金29万7,000円、財源内訳、国・県支出金29万7,000円であります。

当事業については、令和4年度内完了を目指しております。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業、事業費2億3,720万円、翌年度繰越金8,141万3,000円、財源内訳、国・県支出金8,141万3,000円であります。

当事業経費については、9月末での支払いを完了としてございます。

4款衛生費2項清掃費、事業名、清掃総務管理費、事業費1億6,287万5,000円、翌年度繰越金85万4,000円、財源内訳、一般財源85万4,000円であります。

当事業につきましては、生ごみ堆肥化の実証実験の経費であり、7月末の完了を見込んでおりま

す。

6 款農林水産業費 1 項農業費、事業名、農業総務管理費、事業費1,857万6,000円、翌年度繰越金48万9,000円、財源内訳、一般財源48万9,000円であります。

当経費については、百菜備品の修繕費であり、4月末で完了してございます。

同款项、事業名、糖業振興管理費、事業費2億1,354万9,000円、翌年度繰越金1億2,660万円、財源内訳、国・県支出金1億2,660万円であります。

当事業については、南西糖業伊仙工場のバカス搬出設備整備に係る経費であり、12月末の完了を目指しております。

同款项、事業名、農業創出緊急支援事業、事業費2,099万円、翌年度繰越金2,000万円、財源内訳、国・県支出金1,533万3,000円、一般財源466万7,000円であります。

当経費につきましても、散水車購入事業で入札済であります。

本定例会の議会議決事項として、提案してございます。

同款项、事業名、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業、事業費20万円、翌年度繰越金15万5,000円、財源内訳、国・県支出金15万5,000円であります。

当事業については、情報収集等業務効率化に向けた経費であり、年度内完了を目指しております。

7 款商工費 1 項商工費、事業名、商工振興経費、事業費2,850万1,000円、翌年度繰越金1,050万円、財源内訳、一般財源1,050万円であります。

当事業については、旧阿三紬工場の解体経費であり、5月末で完了してございます。

8 款土木費 2 項土木橋梁費、事業名、過疎対策道路整備事業、事業費4,317万9,000円、翌年度繰越金1,631万8,000円、財源内訳、地方債1,630万円、一般財源1万8,000円あります。

当経費については、町道東伊仙竿畑線の工事請費、町道阿三中山線の測量委託と工事請負費に当たります。年度内完了を目指しております。

同款项、事業名、社会資本整備総合交付金事業費、事業費1億4,256万円、翌年度繰越金6,310万3,000円、財源内訳、国・県支出金4,254万2,000円、地方債1,780万円、一般財源276万1,000円あります。

当事業については、町道阿三中山線の工事請負費であり、舗装工事については7月の発注を行い、年度内完成を目指しております。

同款项、事業名、防災安全社会資本交付金事業、事業費1億6,664万7,000円、翌年度繰越金2,500万円、財源内訳、国・県支出金1,750万円、地方債750万円あります。

当事業については、町道木名袋1号、それに3号橋の補修工事費であり、7月中の発注を予定してございます。工事の年度内完了を目指します。

同款4項住宅費、事業名、公営住宅建設事業費、事業費2億7,530万1,000円、翌年度繰越金1億9,789万円、財源内訳、国・県支出金7,060万8,000円、地方債1億2,540万円、一般財源188万2,000円あります。

当事業については、長寿命化計画策定業務が発注済みであります。それと崎原団地、西犬田布団地の工事請負費の2か所も発注済みであり、10月中旬に工事の完了を予定してございます。

同款5項都市計画費、事業名、特定地区公園整備事業、事業費1億151万5,000円、翌年度繰越金7,800万5,000円、財源内訳、国・県支出金3,550万3,000円、地方債3,580万円、一般財源670万2,000円であります。

当事業については、義名山グラウンド横に多目的広場を整備の整備工事を発注済みであり、7月末の完成並びに遊具設置の経費であり、12月の完成を目指しております。

9款消防費1項消防費、事業名、避難所施設改修事業、事業費1億6,100万円、翌年度繰越金1億6,100万円、財源内訳、国・県支出金9,240万円、地方債6,860万円であります。

当事業については、設計業務、東西公民館、記念公民館が発注済みであり、本年度中の工事完成を目指しております。

西伊仙、西公民館については、これから設計業務を発注する予定としております。

10款教育費2項小学校費、事業名、学校建築費、事業費3,461万5,000円、翌年度繰越金1,510万8,000円、財源内訳、一般財源1,510万8,000円であります。

当事業については、喜念小学校の設計業務委託費であり、7月末の完成を予定してございます。

同款6項社会教育費、事業名、旧徳之島農業高校55号棟耐震補強改修事業、事業費1,630万円、翌年度繰越金1,630万円、財源内訳、国・県支出金780万円、一般財源850万円であります。

当事業については、計画検討業務委託が7月の完了であり、その後、設計業務委託を発注し、10月末の完成を目指しております。

事業費合計16億5,272万1,000円、翌年度繰越金合計8億1,671万7,000円、財源内訳、国・県支出金合計4億9,015万1,000円、地方債合計2億7,140万円、一般財源合計5,516万6,000円でございます。

以上で、令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に関する説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第2号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑をいたします。

一番下の欄の合計16億5,272万1,000円に対して、8億1,671万7,000円という、これは恐らく計画をして事業が執行できなかったという額が、この8億1,671万7,000円だと思いますけれども、毎年毎年6月補正でこういう多額の補正、減額が出てくる。これは以前から指摘をされていたことでもありますけれども、この8億以上の、今年は非常にまた多い、なぜこういう結果が生まれるのか、あるいはまた既に執行終わって、支払済みとかいろいろ入札関係であるようでもありますけれども、国や県からの支出金あるいは地方債、こういうような大事なお金、これ国への会計検査など出したら大きな問題にもなると思いますよ。これだけの執行残があると私は執行部の怠慢であり、また努力不足だと思うんですけれども、そのことに対してどう考えていますか。

○総務課長（久保 等君）

この予算総額の8億1,671万7,000円の中には、奄振事業の予算前倒し金等も含まれており、全て計画倒れということではなくて、その残予算等によって前倒して、この繰越しになっている経費もございますので、全てがこの計画倒れということではなく、そういうものも含まれております。それとあと道路事業費においては、また用地関係のことも入ってきますので、そのような繰越申請をして、繰越許可を得ての繰越しをしてございます。

○14番（美島盛秀議員）

毎年、そういう同じような答弁を聞きます。そういう中で、款8土木費の項5都市計画費、特定地区公園整備事業についてちょっとお尋ねしますけども、この事業、6年前の5年計画でもありました。それが終わって、今回また新しい去年から5年計画で始まった公園整備事業だと思いますけれども、この公園整備、入札があって、令和3年度、事業が進んでおりました。つい最近また請負会社が変わって、他の看板が立っておりました。これは4月です。年度が変わってすぐです。こういうふうに年度が変わってすぐできる、入札もできる、計画がある仕事もある。

そして、私が聞いているところによりますと、その立っている看板の会社、私はもう内容的には休業か会社がなくなったのか、そういうようなことも聞いているんですけども、看板は立っている。また、下請けを出しているのかどうか分かりませんが、こういうような内容の分からないような、こういうのが入札関係では起きている。そういうことに対して、町長は町長選挙後にノーサイドでいくと、同じような人たちが同じような仕事を取るんじゃなくて、忙しいときには忙しいなりに仕事の回らない小規模の業者、そういう人たちにできる仕事にも配慮して仕事を分けてあげる。

今、町の工事で手持ちのない業者さんいっぱいいると思います。そういうようなこと等がない、しないという町長はノーサイドでいくということまで断言したわけなんですけども、そこらあたりの入札関係についてお尋ねをいたします。この公園についての入札関係についてお尋ねいたします。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

義名山公園の多目的広場の工事に関しまして、12月3日に2工区に分けて契約しており、4月11日に1工区の造成工事が終わり、12月3日に契約してある2工区の事業者のほうで、4月11日以降に工事のほうに入られました。

今現在、工事に関しても下請通知書のほうを提出させていただいておりますので、工事のほうは順調に進んでいます。

○14番（美島盛秀議員）

12月で2工区に分けて入札は……。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

12月のほうに、契約を2業者と交わしております。

○14番（美島盛秀議員）

工期を延ばしてあるということですか。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

そうです、はい。

○14番（美島盛秀議員）

分かりました。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

令和3年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これで終結します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時27分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第11 議案第28号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第12 議案第29号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

△ 日程第13 議案第30号 伊仙町国民健康保険特別会計基金条例の全部を改正する条例

△ 日程第14 議案第31号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第11 議案第28号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第29号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第30号、伊仙町国民健康保険特別会計基金条例の全部を改正する条例、日程第14 議案第31号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、4件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を4件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第28号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例、議案第29号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第30号は、伊仙町国民健康保険特別会計基金条例の全部を改正する条例、議案第31号は、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第28号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

議案第28号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令は、令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として、同年4月1日から施行されました。これに伴い、伊仙町税条例の一部を改正する条例となります。

中身のほうとしましては、文言の訂正及び記述等の変更も修正になります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第28号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第28号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第29号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

議案第29号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明します。

伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、医療分賦課限度額が2万円の増額となり63万円から65万円。後期高齢者支援金分が1万円増額となり、19万円から20万円となります。なお、介護納付金分の増額はなく17万円となり、以上より、賦課限度額の総額が99万円から102万円となり

ます。

この条例は、令和4年4月1日から施行する条例となります。

この条例による改正後の健康保険税条例の規定は、令和4年度分以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前のおりで行います。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

議案第29号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第29号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のおり可決することに決定しました。

議案第30号、伊仙町国民健康保険特別会計基金条例の全部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第30号、伊仙町国民健康保険特別会計基金条例の全部を改正する条例について、補足説明いたします。

改正理由については、令和3年度に行われた県の実地調査において、基金の設置目的について適切な設置目的となるよう、条例改正することとの技術的助言を受けたことから、第2条において適切な設置目的を定め、本議会へ上程するものです。

また、実地調査等結果報告書を令和4年3月31日に提出しており、その改善方策について、令和4年10月31日に状況を報告することとなっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第30号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第30号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、伊仙町国民健康保険特別会計基金条例の全部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第30号、伊仙町国民健康保険特別会計基金条例の全部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第31号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（福島隆也君）

議案第31号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

主なものとして、古里入浜団地、古里大和川団地、阿三カシナトウ団地、下向里団地を削除し、加那割団地他4団地については名称の重複があったため、名称の変更をするものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第31号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第31号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第31号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第15 議案第32号 令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結

○議長（前 徹志議員）

日程第15 議案第32号、令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第32号は、令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第32号、令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についての補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第32号、令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、補足説明いたします。

現在、伊仙町消防団が保有する車両は老朽化しており、また、積載・資機材等も旧式のものであるため、多様化している各種災害に速やかに対応し、救助活動にいそしめる体制を整え、町民の安全安心を守るため、新たに水槽付消防ポンプ自動車を購入し、消防団に導入するものであります。

備品購入、令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入事業。納入場所、大島郡伊仙町伊仙地内。購入契約額、4,950万円。契約相手方、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二でございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第32号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、質疑をいたします。

この購入金額、契約金額は4,950万、この消防ポンプ車の入札の方法、どのような入札をしたのか、何社で入札をしたのかお尋ねいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時46分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

この水槽付消防ポンプ購入については、県内の受注生産のできる指名願を提出できている3社を指名して、入札を実施してございます。

○14番（美島盛秀議員）

県内の3社に入札に参加をさせたということでありますけれども、毎回毎回こういう特殊車、こういうのは地元の業者には受注できないというような話等も聞いております。しかし、私はこれは入札に参加した森田ポンプ、ここで生産をして納めるわけじゃないと私は思います。ここもどこかでこのポンプ車を製造させて、そして発注するはずでありますから、何かこう二重になる、そうするとそれだけ経費がかさんでくる。そういうところをやっぱり財政的に、町の財産にするにはもっともっと有効な計画ができるような、コストを低めてできるような入札の在り方ができると思うんですけれども、町長、そういう努力は今までされていますか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、美島議員がご指摘のように、今、鹿児島で受注生産のできる業者についても、そういった専門の製造できるところに頼むとは思いますが、果たしてその協議も必要だと思うんですが、島内のところがこのメーカーさんに頼んで、また契約して納入ができるのか、その辺も協議しなければならないところであると思います。

また、この島内でこれを落札して、また鹿児島の業者さんを通してということになると、その分経費もかさんでくると思われまので、それもまた協議する必要があるとは考えております。

○14番（美島盛秀議員）

説明聞いても、理解できないわけではないです。

これが今の日本の入札とか、そういう灰色の部分、こういうことを払っていかないと、こういう小さな自治体、地方自治体というのは財政的にも圧迫してくると、余裕のないような自治体に陥っていくと、もう何千万というこういう備品等、あるいは他の入札等でもそうだと思います。

やはり地元業者が入札ができるような、そして地元に戻元ができるような、そういう入札の在り方を今後ぜひ努力をして、町民の今後の福祉向上、あるいは経済対策につなげるような事業等を考

えていただきたい。努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○6番（佐田 元議員）

令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、質問いたします。

まず、この消防ポンプ自動車、このメーカーはどのメーカーなのか、そしてまた何t車なのか伺います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時54分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えします。

この水槽付消防ポンプについて、メーカーの指定はしてございません。

仕様書としては、消防車専用シャシー、令和4年度新型、型式等については4WDの4t旧ダブルキャブ、ディーゼルエンジン。それから、ホイールベースについては3,790cm以上、乗員人数5名。その他、車両重量等は8t未満。それから、いろいろ水槽ポンプ、真空ポンプ等、全て仕様書を添付して入札をしてございます。

○6番（佐田 元議員）

今、仕様書は分かりますが、その本体の自動車のメーカーは分からないということ自体、こういうあれでこのような消防車購入、これはいかがなものかなという思いがしますが、車種も分からない。ただ、今の説明では乗車定員5名とか8t車未満とか、ディーゼル車とかいうような話は分かりますが、やっぱりこれだけの1つの財産取得するわけだから、やっぱり車種ぐらいはやっぱり分からなければいけないんじゃないですか。

車種は分からなくて、ただ業者の言いなりの車、これが平成4年型とか今言われましたが、車種も分からないのに、平成4年型ということ自体は分からないということ自体、ちょっとおかしいんじゃないかなという思いがしますがいかがですか。

○総務課長（久保 等君）

この仕様書に沿った形で、この指名した会社がどのメーカーのどれぐらいのものが、これの条件をクリアしているということは決めるわけでありまして、逆に、指名側がどのメーカーのどういっ

た車を入れてくださいという仕方については、それが指名のやり方なのかというところがありますので、このような仕様書に応じて車種を選定していただくという方法を取っております。

○6番（佐田 元議員）

私が言っているのは、ここで車種をこの車にしてくださいとか、そういうのを要望しなさい、そういう意味じゃありませんよ。

やっぱり車種が消防車本体の、これがトヨタ車であればトヨタ車、三菱車であれば三菱ふそう車、要はそれぐらいの仕様書にないということ自体、恐らく各メーカーによって、この8 t未満の車、各メーカーによって価格が変わってくると思うんですよね。それをメーカーも分からない。ただ、水槽付の消防ポンプ車であるというだけ、これで契約するということ自体、これはちょっとおかしいんじゃないですかね。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時01分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

○7番（清 平二議員）

私は何年前もこれを質問をした覚えがありますが、この水槽付ポンプ自動車、これの見積もりはどこから取ってあるんですか、仕様書、入札する前の見積書は。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時20分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの清議員の質問にお答えします。

このような特殊車両購入の価格設定につきましては、3社の見積もりを取り、その平均を予定価格としているところであります。

○議長（前 徹志議員）

いいですか。

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第32号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第32号、令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結は可決することに決定しました。

△ 日程第16 議案第33号 令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約の締結

○議長（前 徹志議員）

日程第16 議案第33号、令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約の締結について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第33号は、令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第33号、令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約の締結について、補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（橋口智旭君）

議案第33号、令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約の締結について、補足説明をいたします。

本事業におきましては、令和3年度末に奄振予算の前倒し予算がございまして、申請後予算確保、令和4年3月議会において予算化しているものでございます。

購入備品としまして、散水車。納入場所、大島郡伊仙町伊仙地内。購入契約額、1,825万903円。契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1551番地1、伊仙カーシティー、支店長吉美明。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第33号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約の締結について、質疑をいたします。

これについては、入札方法と何社で入札をしたのか。また、何t車でどれだけの水量を散水できるのか、車種についてお尋ねをいたします。

それと、できる範囲内でいいですけども、去年、一昨年、散水ポンプの視察をした経緯がありますけども、この糖業振興会で買った、そのポンプの状況が分かっているならば、ついでにお答えください。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本入札につきましては、指名競争入札を行っております。

指名業者は4業者、町内の4業者となっております。

車体の規模につきましては、車体重量が4.5t、最大積水量が3.5t、計8t車となっております。

以前、ご視察いただいたかん水タンクにつきましては、徳之島サトウキビ生産対策本部のほうで各町3基ずつ導入しております。今期も導入に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

この件に関しましては、まだ畑かんが進んでいない状況で、私も以前の古い型の2t車を利用したことがあるんですけど、これは畑の中にも入っていけるんですか。

それと、散水するときにはいろいろと指導等をやらないと、一般の農家さんに貸すと、散水するとかえって植え付けたサトウキビを吹き飛ばして、あとその補植したり、植えなおしたり、メリクロンを植えてかけたらもう全滅的になったんですけども、そういうような技術が、この散水車というのはなかなか散水がうまくできないんですけど、そこあたりどう経済課として考えていますか、指導等。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本購入による散水車につきましては、車体上部からの放水鉄砲及び放水ホースを使用した散水、両方の散水ができるような仕様としてございます。

散水鉄砲につきましては、高角度から直射放水等、様々な角度に向けて、霧状に放水することもできますし、直線的に放水することも可能となっております。また、ホースを利用した散水につき

まして、消防団等で扱う放水の筒先、そのノズルの開け閉めによって直射放水でありますとか、霧状の放水等の操作は容易にできるような仕様となっております。

希望があれば、我々、車両を貸し出す際には技術の指導等にも出向いていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

前の2t車で散水を何年かしていたわけなんですけれども、十分に散水の能力が発揮できなかったと、畑の広いところなども畑の周囲からかけたら届かない。もう四駆であればもう中に入っても十分散水の可能性があるわけなんですけれども、こういう1,800万という高額な散水車でありますので、ぜひ保管庫、こういうところをきちんと整備をして、また長続きするような、そういうことも考えていただきたいんですけれども、そして農家の皆さんに還元ができるようお願いをしたいところなんですけれども、保管庫等がありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

畑の中に乗り入れる散水というのは、本散水車は園芸用の散水車として想定をしておりますので、圃場内に入るとの散水は今のところ計画はしておりません。また、保管庫につきましても現在計画はございませんが、早急に計画してまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林剛也議員）

散水車の運用の方法、貸出しの要綱とか料金体系どうなっているのかとか、あとホースの長さ、あと4WDかどうか、そういう基本的なことはどう考えているのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本車両につきましては四駆の仕様とはなってございません。ホースの長さにつきましては、ホース径50mmのホースを2本接続し、40mまで延長することができる仕様としてございます。

貸出しにつきましては、徳之島町、天城町ともに散水車を保有しておりますが、以前我々が保有していた散水車も含め、使用料金は一律としております。

料金につきましては、日額4,000円、半日2,000円の貸出、なお、燃料の満タン返しということで貸し出す予定としております。

○8番（岡林剛也議員）

これは普通免許で大丈夫なんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本車両を運転する際の免許でございますが、これまで何度か法改正による免許の重量等変わってきてございますが、現在でいう中型車の免許を保有しなければ乗ることはできません。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第33号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第33号、令和3年度農業創出緊急支援事業散水車購入契約の締結は可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月8日水曜日、午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時33分

令和4年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和4年6月8日

令和4年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年6月8日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（美島盛秀議員、久保 量議員、大河善市議員、清 平二議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	12番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 芳田勇也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長補佐	前元広紀君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長補佐	上木雄太君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

令和4年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 新型コロナ対策について	5月6日に伊仙町でクラスター発生の発表があったが、終息の目処もなく現在も爆発的な拡大が続いているが、発生原因や対策本部の取り組み状況の詳細について問う。	町 長 教 育 長
		2. 職員の規範向上の取り組みについて	公務員として規範は、絶対的な遵守義務であり、綱紀粛正に繋げる道徳的観念でもあると考えられる。大久保町政の6期目がスタートしたばかりであるが、役場内では、職場の異動の希望や、退職希望、体調不良を訴え、休職や入院さえ余儀なくなっている職員がいると聞かすが、この様な現状を町長はどう認識されているのか問う。	町 長 教 育 長
		3. 農業振興について	気候変動等や、農作業、春植えの遅れ、さらにはロシアによる、ウクライナ侵攻の影響での、肥料、飼料、燃料等の高騰によって、農家は窮地に追い込まれている。この様な現状を受け、今後どの様な取り組みを考えているのか、これまでの糖業、畜産、園芸等の取り組みでの課題解決のできていない部分も含めて町長の認識を問う。併せて、新規就農支援事業の制度についての説明を求める。	町 長 教 育 長
2	久保 量 (議席番号2)	1. 農業における経費高騰対策について	①畜産農家においては、これまでの子牛価格の高止まりもあり、農家の母牛群における産子の進んだ高齢牛の比率が高くなっており、こうした母牛からの産子は価格が低く経営悪化に拍車をかけている。しかし、母牛の更新には多大な経費とその間の収入が無くなるため、大きな障壁となる。母牛の更新が円滑に行えない農家においては、持続可能な経営が困難となっていくことから、この問題を解決するために過去、国の事業で行われていたような生産牛の更新事業を行うことにより子牛の商品性向上による所得向上による経営の安定を図る施策を講じることができないのか問う。	町 長

2	久保 量 (議席番号2)		②農業全般において肥料価格高騰は共通した懸念事項であると思われるが、サトウキビの増産によるハカマやバカスの産出量の増大と、畜産におけるバカスの敷料利用促進のための助成による子牛の品質向上と併せて敷料利用促進による牛糞の排出量増大を軸に、堆肥センターをフル活用した堆肥の生産を行うために見合った重機等の施設整備や、こういう時だからこそ、現在行われている堆肥助成事業の補助率や事業量の拡充で堆肥利用を促し、地力向上による化学肥料使用量削減での所得向上と更なる積極的な堆肥利用を行う農業の浸透が期待できるような取り組みを行う計画がないのか問う。	町 長
3	大河 善市 (議席番号3)	1. コロナウイルス感染関連について	①伊仙町総合体育館で4月に開催されたスポーツイベントでの県内最大のクラスターの発生及びほーらい館でのコロナ感染者発生について、伊仙町コロナ感染対策本部はどのような対策を実施したか問う。	町 長 教 育 長
			②現在の伊仙町内のコロナ感染者は子どもの感染が多い中で、町内の中学校が町外での宿泊研修にてコロナ感染が発生したとのことだが、どのような対策等をとって実施したのか問う。	町 長 教 育 長
			③現在のコロナウイルス感染について、陽性者が軽症のために自宅療養者が多い中で、どのような支援が行われているか問う。	町 長 教 育 長
			④今年度の各種行事予定及び今後のコロナ感染状況での実施判断をどう考えているか各課に問う。	町 長 教 育 長
			⑤地方創生臨時交付金の各課の活用計画について、コロナ感染支援金が受けられない方々への支援ができないのか問う。	町 長 教 育 長
		2. 農家支援等について	①さとうきび・畜産・園芸の各農家で肥料・飼料・資材及び燃料等の高騰で農家経営を圧迫している現状での支援策について問う。	町 長
			②さとうきび種苗作業の現状と人員確保の対策及び日当支払の現状について問う。	町 長
	③堆肥センターの今年度の堆肥供給及び畜産農家へのバカス供給について問う。	町 長		

3	大河 善市 (議席番号3)		④堆肥センターへの堆肥のペレット化施設導入計画について問う。	町	長
			⑤先般、徳之島で開催された奄振法についての意向調査が実施されたが、伊仙町が推薦した各代表の構成及びどのような要望等があったのか問う。	町	長
4	清 平二 (議席番号7)	1. 新型コロナウイルス感染対策について	伊仙町において新型コロナウイルス感染拡大防止策について問う。	町	長
		2. タブレット等の計画について	今後はタブレット等を利用し、紙媒体から電子媒体への計画について問う。	町	長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀議員）

おはようございます。14番、美島盛秀でございます。コロナ禍の中で、今、社会経済の疲弊までしていると言われていた昨今であります。しかしながら、国や県における規制緩和がされておりまして、あるいはまた法の改正や他方面によって政策が今実施されているところでもあります。明るい兆しも見えてきたところでもあります。しかしながら、これに追い打ちをかけるかのように、ロシアのウクライナ侵攻によって世界情勢が日々変化してきております。時代背景に目を向けながら、私たち伊仙町議会も町民の福祉向上に全力で取り組んでいかなければならないと考えます。町民の皆さんの伊仙町議会に対しますご理解とご協力、叱咤激励を頂ければ幸せに存じております。

私も一議会議員として、一貫して公平で厚生に、さらに誠実で着実な町政をできるような、そういうまちづくりを目指して頑張って責務を果たしてまいりたいと考えております。一般質問の許可が議長より下りておりますので、通告に従って質問をいたします。執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

まず、新型コロナ対策について。新型コロナウイルス感染拡大につながる質問でございまして、5月6日に伊仙町でクラスター発生の発表がありました。これは新聞記事に載っておりました。終息の目処もなく、今でも爆発的と言いましょうか、拡大が続いている状況であります。その発生原因や、その後の対策本部の取組状況等について詳細な説明をお尋ねいたします。

2番目に、職員の規範向上の取組についてであります。公務員としての規範は絶対的な遵守義務であり、綱紀肅正につなげる道徳的観念でもあると考えられます。大久保町政も6期目がスタートしたばかりであります。役場内では職場の異動の希望や、退職の希望、体調不良を訴え、または休職や入院さえ余儀なくなっている職員がいるとお聞きしております。このような現状を町長はどう認識されているか、お尋ねをいたします。

3番目に、農業振興についてでございます。とにかく私たち伊仙町は、あるいは徳之島は農業立町、農業立町でありますので、農業振興には私も一生懸命取り組んでいるところではありますが、最近の気候変動や、またその気候変動によって農作業や春植えの遅れ、さらにはロシアによるウクライナ侵攻の影響での肥料や飼料、燃料などの高騰によって、農家は窮地に追い込まれているのではないのでしょうか。このような現状を受け、今後どのような取組を考えているのか。これまでの糖業、

畜産、園芸などの取組での課題解決のできていない部分も含めて、町長の認識を問うものであります。

また、併せてこれからの農業は大型機械化が進んでまいります。そのためには、高齢化による人口減少、農家戸数の減少、それに伴って新しい事業で新規就農支援事業の制度があります。この新規制度事業を活用して農業生産を上げるという、そういう政策等も必要かと思われますので、新規就農支援事業の制度について詳しく説明のお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

2回目から自席で質問いたしますので、答弁のほうよろしくお願いいたします。

○町長（大久保明君）

おはようございます。美島議員の一般質問に答えてまいります。

まず1番目のこの5月前半のクラスターの発生でございますけれども、これは新聞でも報道されたとおりスポーツイベントということでありまして、義名山体育館でのスポーツイベントが発生地であります。このことに関しましては、私もいろいろ関係者の話を聞き取りした範囲内においては、天候が非常に悪くて、北から風、そして雨が降っていた中で、この暗幕をした中で窓を閉めて、要するに窓は南のほうも閉めていたという状況だったそうであります。

その中で、いろいろな大会が続行されまして、そしてこの天候が悪い中、昼食などもディスタンスを取ってやるような状況ではなかったように聞いておりますので、そのことがクラスター発生の最大の要因であると思っております。今後につきまして徹底した換気が最も重要であるということ、関係者の方々にも指示をしております。町内では、まだコロナの発生が継続しておりますけれども、そのことが、このスポーツイベントでのクラスターが、今どれだけ多くの方々が感染しているか、その追跡なども難しい状況になってきていると思っておりますので、とにかく今は感染を防止するために徹底した換気をしながら、いろんな会議等も少数でやっていくというようなことを進めている状況でありますので、詳しくは教育委員会、そして総務課長のほうからまた答弁をしていただきます。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問にお答えいたします。町長の答弁と重複するものがあると思いますが、ご理解いただきたいと思います。4月29日、4月30日、5月1日、3日間のスポーツイベントがありました。残念ながらクラスターが発生したことに、陽性になった方に深くお詫びを申し上げたいと思っております。この事実を確認して、今後の対策として、5月16日月曜日に関係部局と話し合いを重ね、今後の具体的な対策を講じておりますので、その内容については担当課長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

4月29日から5月1日までの3日間、義名山総合体育館で行なわれたスポーツイベントで発生しましたクラスターに関しまして、5月16日に主催者側と当時の状況確認を行ったところ、参加状況に関しては4月29日、30日と島内や島外の10チームの計147名、30日に島内の6チーム76名が参加しております。新型コロナウイルス感染症予防対策の要綱を作成し、参加者へ周知をしていたが、4月29日は

本来試合おきに窓を開放して喚起を行う予定だったが、天候が悪く、雨や湿気の関係で数回程度の喚起だった。また、昼食に関しても雨のため、当初屋外や屋内で分散して昼食を取る予定だったが、屋内のみでの昼食となったとのイベント主催者からの報告を受けました。

今後の対策としましては、今回の報告を受け、対策本部で協議の結果、都度利用者へは窓、暗幕の全開放での利用、入館時や利用時の定期的な手指の消毒の徹底。入館時、体温チェック、氏名の記入の徹底、スポーツ実施以外でのマスクの着用を呼びかけ、またイベントや大会等での利用申請者へは、コロナ感染症予防対策への意識を改めて高めてもらうためチェックシートを作成し、イベント要綱、コロナ感染症対策要綱と合わせて提出いただき、教育委員会、町執行部と協議し、貸出し許可を行う対策を取らせていただきます。

○14番（美島盛秀議員）

ただいま町長、あるいは教育長のほうから状況の件について、答弁がございました。とにかく私はこの状況を聞いて、また対策が不十分でなかったということは、答弁でも認識できると思います。これだけ世間が騒ぎ、世の中がざわめいている非常事態なときに、そういう集団のスポーツで、要綱等も作成してあるということなんですけれども、それが守れなかった。

雨のためだとか、何か理由があるみたいなんですけれども、そういうことを勘案して、やはり当日、近くには小学校の体育館、あるいは中学校の体育館、農高跡地の体育館、こういう体育館を分散して大会をすると、そういうこと等も要綱に入れてあったのか。あるいはそういうこと等を想定はできなかったのかどうか。そこまで私は、この本当に緊急事態でありますので考えていただかなければならない。要綱の不備だったと私は思うんですけれども、そこらあたり再度要綱作成に当たって、あるいはその大会の準備をするに至っての経過、主催者はどこだったのか、お尋ねをいたします。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

今回の大会に関しての要綱に関しては、分散会場という記入等はありませんでした。大会申請については4月1日にスポーツイベント協会より申請が上がっております。

○14番（美島盛秀議員）

4月1日にスポーツイベント協会から要望があったと。そのときに、その要綱等を渡したということになるわけなんですけれども、これは社会教育課、あるいは学校関係が指名というんですか、関係していると思うんですけれども、どこが主体でスポーツイベント協会というのは運営をするんですか、お尋ねします。

○教育長（大山惣二郎君）

各競技団体は、伊仙町の体育協会に属しておりますので、体育協会の一競技団体として進めておる状況であります。

○14番（美島盛秀議員）

その体育協会には会長、あるいは委員長がいると思うんですけれども、そういう人の許可、ある

いは場所の場合は教育委員会、あるいは町が許可を出すと思うんですけども、そういう許可とか、あるいはそういう手続等十分できていたでしょうか。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

許可等については大会要綱と、あとコロナ感染症対策の一応対策は主催者側より提出は頂いております。

○14番（美島盛秀議員）

私は、これの責任追及をしているわけではありません。令和2年の12月ですか、最初にこのコロナが伊仙町で発生したのは。もう2年、3年目に入っています。そういう非常に大きな問題、こういう問題が起きたのに、起きてあったのに、そういう手続等が私は不備でなかったかと申し上げたいわけなんです。その責任を誰が取りなさい、どこがするべきだとかいうことを私は申し上げません。これからもあると思います、こういう感染症は。

ですからその対策として、2年もかかっておってきちんとできなかった。そういうところに私は欠点があったのではないかなど考えるわけなんですけれども、職員にも、今この4月、5月には広がってきたと。またこの4月、5月には非常に拡大が以前よりも倍、3倍以上に増えています。そういう緊急事態に対して、町長はどういうような、本部長は町長でありますので本部長としての対策、あるいはどういう認識をしているのか、再度お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいま美島議員の質問の中に、その貸出し等に対する要綱の甘さがあったんじゃないかっていうご指摘もございましたので、その貸出し、また主催者側が大会を催すに当たっての実際に対策を取ったか取らないかっていうチェックリストまでが出来上がっていなかったため、このような結果も出たということで、対策本部の中ではその貸出しについてのチェックリスト、それから主催者側が大会をするに当たっての換気、それから例えば1会場に大勢が入らないように大会をするチーム、それから保護者だけがその体育館に入って、残りの控えのところは体育館から出てもらうという、そういった細かなチェックリスト等も作成をして、今後対応するよという指示して、今そのチェックリスト等もできあがっているところであります。

それと、今回5月中の感染状況を見ますと、一番伊仙町内では5月中に334名が感染しているわけなんです、その中でも10代が22.3%程度を占めており、一番高くなっております。それに続きまして、30代、40代というところの感染者率も高くなっておりますので、この子供さんたちの親ごさん家庭について、この感染が出たものだろうと認識しておりますので、その中においても感染防止の徹底等呼びかけていくというところで、対策本部の中でもそういった内容のことを周知するよという指示してございます。

○町長（大久保明君）

今回のこのクラスターは発生要因も分かってまいりましたし、その要綱等も完全ではなかったと思います。ですから、この大会そのものがクラスター発生して報告があったわけありますので、

その辺の整備を最終的には町の町長まで、全てのこういう大会の要綱の中で申請した場合、町長まで決裁できるような仕組みを新たに造成していかなければならないとは考えておりますので、この3年目に入って、オミクロン株になった中で、若い方々の感染が増えてきたとすれば、ワクチンの接種の回数が少ないということもありますし、高齢者に関しましては3回接種したらかなり重症化は抑えられるというふうな状況で、いろんな制限が取られている状況の中で、やはりこういうことが起こり得ると。

確かに、重症者は出なかったんですけども、このことでこの経済活動がますます縮小していくようなことになれば、これはなかなか改善、回復、そして終息には向かわないわけでありまして、当初のような非常に危機感、緊張感をもって今後ともしっかりと対応していく必要があると考えておりますので、今回の件をしっかりと検証していくことが重要であるし、この連携、連絡、報告等を完璧にするような仕組みをしっかりと造成していく必要があると考えております。

○14番（美島盛秀議員）

町長も非常に反省をしていると、責任を感じているようでありましてけれども、事が起きてから反省をする。反省をするのは当たり前なんですけれども、いろんな面で私はこれまでも質問等したりやってきました。いつも反省をしていますと言います。しかし、今回のこのコロナ感染ウイルスは、これは私は人災だと思います。災害。災害の人災。と言いますのは、町長の動静表を、4月定例会以降の、第1回定例会以降の動静を見たときに、いろいろ重要な問題等もたくさんあります。それは町長の任務だろうと思っておりますけれども。

私たちが大島の前後の議員大会、あるいは県の議員研修と参加したわけなんですけれども、県の議員研修の後、4月17日以降の、特に4月の末から5月6日まで留守にしている、役場を。2週間も空けているということなんですけれども、そんなに非常事態が起きているのに、外に出張する必要があったと町長は考えているんですか。お尋ねします。

○町長（大久保明君）

この手帳を見ますと、4月28日から1日までは、これはいろんな参議院選挙の関係で3人の候補者の案内が来た中で、鹿児島の方に出張をしております。その後は、これは5月4日に1泊鹿児島の方で出張しております。それから、今回は5月の中旬、そして先週と色々な営業活動、そして国県の代表としての出張など、必要な出張は行っております。

そして、今回いろんな外交と言いますか、国県への要請活動などを集中的に行っております。それは絶対的に必要な状況であるし、伊仙町がこれからいろんなまちづくりをしていく上で企業誘致など、そして人口を増やすための政策などをかなり精力的にやってきましたとっておりますので、そういうことを行動、活動しながら、かなりハードな形での行動をしてまいりました。

もちろん、そのクラスターが発生した中での対応は、出張中であっても連絡は取っていけるわけですので、やってまいったとっております。今回、これは大会があってその連絡があったのは、我々も先ほど4月28、29、5月1日という話でありましたけれども、その後、発生したときに私に報

告があった状況でありますので、その点に関しましては先ほど申し上げたように、この危機管理に関してもっともっと整備をしていかなければいけないということでもありますし、その点はその町長まで来る段階においても少し危機感が足りなかったとは思っておりますので、そういうことが今後ないようにやっていくということでもありますので、そういう気持ちでこれからもあらゆることに対応していきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

今の答弁で、若い世代、小学生、中学生だと思うんですけども、スポーツイベントで発生したということでもありますけれども、そのスポーツイベントで発生したその後の学校への指導、あるいはPCR検査等、あるいは接種状況、そういうこと等を校長会議対策をやったのかどうか、お尋ねをいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

このクラスターの前から各学校には連絡をしながら、取り合いながら、3密、あるいは消毒、手洗い、そしてマスク等については十分徹底してお願いしてあります。特に検温については家庭でも行い、そして登校後、学校でも行い、2回これはカードをつくって準備させて今現在も進めているところでもあります。そして感染対策については、島外に出るとき、そして帰ったときにはPCR検査を必ず先生方は受けると、職員全体です。そして、学校、あるいは教育委員会に島外から来る方にもPCRを受けて、陰性証明書を持って入ってくるような、そういう指導を学校にも徹底して通知しております。

○14番（美島盛秀議員）

たまたま伊仙町での大会でクラスターが発生したということで、南三島、沖永良部、与論にも感染者が増加したという結果が出ていますけれども、この中で若い世代、児童生徒、20代、10代に接種をする希望者もおったと思うんですけども、そのときに授業があつて、学校が休めない。そういう対応等を考えて、一時、何日には全生徒に注射を促す。注射をさせるというような、そういう厳し過ぎると言ったら語弊がありますが、それぐらい真剣にやらなければいけないと思うんですけども、そういう内容等なかったですか。

○教育長（大山惣二郎君）

質問にお答えいたします。健康増進課ともこれは相談しながら、子供たちもぜひ受けてくださいということをお願いしてはいますが、ただしこれが強制ができませんので、順次受けている子供たちもいるのは事実であります。

○14番（美島盛秀議員）

注射をした人数とか、そういう調査はしてありますか。

○教育長（大山惣二郎君）

調査してはありますが、今手元にその資料がありませんので、後ほどまた報告したいと思えます。

○14番（美島盛秀議員）

若い世代が広がったということで、非常に心配しているところでもありますけれども、先ほど町長もいろいろ欠かせない、伊仙町のために重要な出張だったと言います。その若い児童生徒がこれだけ広がったということ等を踏まえていると思うんですけれども、その出張中に対策本部長としてどういう連携を取ったのか。副町長がいなくて、総務課長が代理でやっているわけなんですけれども、責任ある町民の代表は町長でありますので、町長が留守中にそういう非常事態が起きた。こういう連携等取ったのかどうか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

発生しまして、それから報道など出てからは、私はほとんど出張していないわけでありまして。先週5月の後半は出張しましたが、その間は毎日のように感染者数の数、そしていろんな3町との協議会などを頻繁に行って、3町と一緒に、この対策は頻繁に行って、私も島においてそのことはやってまいりました。

○14番（美島盛秀議員）

資料によって、感染状況が非常に拡大をしております、令和4年4月から6月までが、4月が47名、5月が334人、この間400人台、そして6月、昨日まで合わせまして452名と、私の確認です。毎日、新聞に載るわけなんですけれども、その新聞記事と発表するのがちょっと誤差があるみたいです。また、それと同時に町長の動静も新聞に載ります。どういう出張なのか。12市町村の動静が載ります。しかしほとんど感染が広がっていないので出張等もありますし、しかし伊仙町は、私は今回は非常事態だと、これだけ広がっていますので、非常事態と思っております、ここに新型コロナウイルス警戒レベルというのがありますけれども、今、警戒レベル幾らですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。島内での警戒レベルについては、徳之島の警戒レベルについてはレベル3でございます。先ほど、その新聞記事と町の防災無線で発表する数字に相違があるということもありましたが、島内3町、その日午後に分かったものについてはすぐに町民に知らせないと、危機感をもった対応ができないということで保健所等にも申入れを出しまして、その日に分かっている数字をすぐ防災無線を通じて町民のほうにお知らせをしているところであります。

その次の日に新聞にまた日にちが違って掲載されたり、それからニュース等で放映されますので1日のずれが生じて、そのような違和感を抱かせているところではありますが、いち早く正確な情報を伝えるためにということで3町とも申入れをして、そのような状況になっている次第でございます。

5月31日に3町の総務課、それから担当課長が連絡会議をもちまして、今後の対応についても協議をしたところでありますが、その中でこの感染が拡大し、町と高齢者もだんだん出てきたというところにおいてレベルをどうしようかという協議も行いました。その中で、今、経済状況のそれにも対応している中で、今すぐそのレベルを上げてする対応よりも、もっと厳しい3町の連絡会議と

いうところで、この状況をお知らせし、もっと緊張感を持たせた形で感染防止に取り組むのが優先されるということではありましたが、伊仙町においては健康増進施設というところも運営しているわけでありますので、そこでの感染があってはならないということで、そこを4月26日から臨時休館しているところであります。

その3町の連絡会議をもちまして、伊仙町の対策本部を入れた中でも、その休館についてはもう少ししばらくの間様子を見て、開館については決定することが必要であろうということで、今も休館をしているところであります。さらに、その高齢者の健康増進のための教室等も、集まってそこでの感染があってはならないということで、それも今しばらくの間中止にしているというところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

3町の対策本部でいろいろ議論をされたということでありまして、今、警戒レベルが3。これは警戒レベルというのは、徳之島3町で出すのか。あるいは町単位で出せるのか。国の方針としては、県は県の独自の考えでもいいというような、地方は地方の考えでもいいというようなことなんですけれども、伊仙町は伊仙町としての1つの自治体です。それは、これだけ非常に感染が広がったんですけれども、これは町単独でレベルを4、あるいは5までであると思うんですけれども、4とか5に上げるということ等は考えなかったですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。この警戒レベルについては3町で統一された考えでない、伊仙町だけ、徳之島町だけっていうことにすると、ややもするとそのレベルの低い地域に行って、また感染が広がるということも懸念されますので、この徳之島の警戒レベルについては3町統一した考えで取決めをしないといけないということになっております。それでも、その町独自に施設の利用制限というものを設けるという形で、1町では若干感染者が少ないわけですので、施設の利用はそのまま継続しているところでありますが、伊仙町においては先ほどお知らせしたとおり、ほーらい館並びに体育施設についてはしばらくの間休館するっていう対応を取ってございます。

○14番（美島盛秀議員）

3町統一をした考えと。そして3町統一をして、警戒レベルを決めなければならないということなんですけれども、天城町は非常に少ないです、今回。そうしますと、統一しないと増えたところから行って感染を拡大するという今の話だったんですが、これはちょっとひどい話じゃないですか。伊仙町が天城町へ行って、感染を広げると。徳之島町も最近ちょっと増えたような状況で、人口的に言えば、割合的には伊仙町と変わらないような状況だと思うんですけれども。統一して、そこで伊仙町がこうですから、伊仙町は4に上げます、5に上げます。そうして警戒を町民全体でやる。そして徳之島全体にそれを促して危機感を持たせる。それが協議会、あるいは対策本部の仕事じゃないですか。広げさせないように、同じ統一した考えであれば。

レベルを上げて、緊張感を持たせなかったおかげで、私は拡大が続いたと。これからも、昨日も

14名ですか、出ております。十数名でずーっと子供が増えていくかもしれない。あるいは我々高齢者にとっても、50代後半高齢者にとっても、これから3回しても、重症化を免れても広がる可能性はある。実際に起きているわけですから。そういう認識をもっと深めた協議をしないと、私はならないと思うんですけども。その協議会のメンバー、役場関係だけでやっているんですか。そのメンバーについての内容、あるいは一般の方たちも入っているんですか、お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。3町のこの新型コロナウイルス対策連絡協議会については、町長を含め副委員、総務課長、それから担当課長、それから教育委員会部局を交えての連絡会議になっております。

○14番（美島盛秀議員）

何か行政だけの仕事ですか、これ。行政だけが感染が移ると思っているんですか。もともとその出発点から間違っているんです。例えば、我々議会は議会の町民の代表。あるいは副長会というものもあります。あるいは一般町民も、6,000人余りの町民がいます。そういういろんな関係の代表の意見を聞く。

だから私は、普段から言っているのはオール伊仙町というのは、そういう意味なんです。だから町長は聞く耳を持たないと。私はもうこのことをきつく、毎回、毎回質問のときに申し上げております。だから、独断と偏見で執行部だけの都合でいろんな委員会や会合が持たれている。それが、そういう結果が今回のこういうような非常事態になったと、私は認識しているんですけども、そのことに対して町長どうですか。

○町長（大久保明君）

美島議員の今の発言は、私は確かにオール伊仙町という形ではやる方法もあったと思います。今、全国の自治体がほとんど自治体オンリーでやっているということ、議会議長が入っている地区もあるかもしれませんが、詳しく調べなければ分かりませんが、今は全国津々浦々そういう状況になっていると思いますので、今後、オール伊仙町という場合の委員会に関して、こういう緊急事態の場合には、その自治体独自でいろいろ各種団体のリーダーを加えてやっていくということも、今、美島議員がおっしゃったことは非常に重要なことだと考えられますので、今後ともしっかりと考慮していきたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

すいません。先ほど美島議員のほうから、その連絡協議会の構成についてお尋ねがあったところなのですが、私が答弁したのは、その連絡協議会を開催するときのメンバーであります、その前に保健所や医療機関等々の意見を聴取した上で、今の状況、それから医療機関の状況を踏まえた上で、その中で協議をしていることですので、そういった機関の意見も反映させて、この連絡協議会を開いているということですので、ご理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

私は、その警戒レベル、連絡協議会、あるいは対策本部、そういうメンバー、そういうこと等にオール伊仙町という意味からすれば、いろんな委員、人材が必要じゃないかと。例えば闘牛大会、闘牛協会、この闘牛協会の問題で非常に去年問題になりました。闘牛協会に250万の補助金等も出してあります。そういう組織がしっかりして、対策本部なり、あるいは連絡協議会がしっかりしてあれば、この助成金、補助金も報告等もあるはずなんですけれども、出してそのお金がどこにどのように使われたか、それもない。町の大事なお金を助成しても。

定例会だったですか、聞いたら担当の課長のほうから報告もない。何に使われているか分からない。必要な提案事項さえなかったと。ただ、はいどうぞと。交付金をそういうような簡単にお金を出してあげるとか、そういうことがいろんな問題につながって、発展してくると。小さいことがだんだん大きなものに発展してきたではないですか。

例えば闘牛大会、また10月、また来年の正月あると、また夏休みにもあるはずなんですけれども、そういう年間の計画等きちんと示しておけば、それに対して、このコロナ対策というのは計画も、あるいは要綱も作成できるだろうと、私は考えております。闘牛大会というのは、非常に町長も言う文化、私も闘牛は好きです。毎回、毎回見ますけれども、この2年間、DVDを買って見るぐらいにやっております。そういうふうにして好きな闘牛も行けないような状況なんですけれども、そういうような大会こそ、私は2,000人、3,000人の人が集まりますので、大事な人を入れて、その要望等も聞くと。ふだんからそういうような意見等を聞いて、それがどうだろうかなど。それで一般的な声も聞いていく。そういうようなこと等が、私は必要じゃないかな。

またそういうこと等をやるために、私は町長にふだんから言っている人事問題、副町長がいない。町長が出張中には副町長がいない。大きな問題だと私は思っています。それを職員である総務課長が代理を務める。同じ職員同士で職員が代理を務めて、責任を持たなければならない。このような異常事態は、伊仙町では何回も起きている。6期もして、それがまだできない、反省がない。反省はしていますと言っていますけれども、そういう危機管理的なことに対してもっともっと真剣に考えていただきたい。

いろいろ申し上げましたけれども、この件に対しては終わりますけれども、その今言った件に関して、メンバーとか、あるいは今後の対策に対して、町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

まず副町長に関しましては、副町長と町長の本当に信頼関係というものを形成していくことが必要です。ただ、今の伊仙町の人口規模、そして職員の数、いろいろ勘案してみて、今、副町長がいない状況でありますけれども、今回のクラスター発生の件に関しても、今、副町長が絶対必要ではないかということだと思いますけれども、確かにそういう出張のとき町長がいないと困るということは、現在社会においてはオンライン会議もあるし、あらゆるそういう会議は、もう最近はほとんど出張しないでやれる状況にだんだんなってきましたので、そういう点での必要性は、不在だから必要だということはだんだん解消してきているのではないかと思います。

先ほど話をしたこのコロナの件に関して総務課長が本当に、3町の総務課長が強力な連携と信頼関係をもってやっていることは、非常にオール徳之島ということを考えてみたら、大変効果的な組織だとは思っています。県の徳之島事務所、そして保健所と常に親密な連携を取っておりますし、あまりにも保健所に負担がかかり過ぎているために、この前伊仙町のほうにある施設の対応を町の資格ある方々でやっていただきたいという要請もありましたし、そういった形でやっておりますので、今後、さらに議論しながら、副町長の件については議会の方々の意見も聞きながら、再考していく必要はあると考えています。

○14番（美島盛秀議員）

もちろん人事についてはいろんな多くの職員や、あるいは副町長、あるいは教育長、あるいは各課長、駐在員、いろんな人たちの、私は信頼関係は最も大事だと考えます。しかし、次の職員の規範問題にも関係すると思いますけれども、やはり町長が出張したりして役場を空けるときには、管理責任者がいないといけない。町長が行かなくても、町長が代わりに代理としても副町長であれば行ける。それがお互いの信頼関係じゃないでしょうか。

その信頼関係が大事だということであれば、町長自らがその信頼関係をつくるようにしなければ、もう時間がありませんので深く申し上げませんが、町長が当選して以来、この人事については非常に問題もある。副町長問題、あるいは教育長問題、あるいは各課長とか、いろんな区長とか、こういうのに非常に問題がある。それが今の伊仙町の現状ではないかと、私は考えますけれども、そういうことを深く申し上げません。次に移ります。

2番目お願いします。2番目の答弁。

○町長（大久保明君）

今、2番目についても、議員のほうは少し言及したんですけれども、いろんな体調不良に関しましても、これは全国的な状況の中で、リプレッションというか、その仕事で鬱状態になる職員が多くて、退職する職員が増えてきているというふうなことは各首長からもよく聞いておりますけれども、結局、職員の意識が、例えば30年前、40年前の役場の職員と今の役場の職員は、例えば3町での交流も少なくなってきたのではないかと。

それからいろんなシステムが、交流会が少なくなってきた中ではスマートフォン、そういうもの

での、そしてパソコンの中を見ながら、これは県とのいろんな報告連携や連絡があると思いますけれども、そうした場合に同じ課内においても人間関係が希薄になってきているような環境が以前とは大分変わってきているような気もいたしますので、今後、職員間のいろんな協力体制、そして自分の仕事はここだけだから、それは自分には関係ないというふうなことなどなくなるような指導はしておりますし、町民が来たら、担当職員がいないからではなくて、今ここ1年ほどそういうような対応ができるような指導、1人何役でもできるようなことを今指導している状況でありますので。

移動の希望、希望というのは確かにこれは職員の人事は個々の移動希望先、要望というのは取っておりますけれども、それが頻繁に変わりたいということはまたできないわけでありまして、そういう全体的なバランスを取りながら年次ごとに人事異動は行っていくということになるし、若干同じ部署におることも、それは長所、短所あるわけで、そういうこともしっかりと対応していくことが必要だと思えます。

体調不良ということでありましてけれども、確かにプレッシャーというか仕事の量が多くなって、それに耐えられなくなってきたという職員もいるし、いろいろ診断書がよく来るんですけども、鬱状態という診断書がよく来ますけども、それは原因はなぜなのか、いろいろ過去数年間のそういう方々をしっかりと検証していく必要はあると考えていますけれども、ただこれほどこの組織でも昔からあることで、そういう職員がいるということは、それはいつでもどこの国でもあることでもありますけれども、そこに上司からの圧力、そういうことなどがあってはならないわけでありまして、そういうところをしっかりとチェックしながら若い職員がもっとはつらつと、そして気概を持って仕事に専念できるように、そして伊仙町をもっともっといい町にしていきたいという志はあるわけでありまして、そういうところをしっかりと今後伸ばしていくということが大事ではないかと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

今の町長の答弁で、民間にはそれはあるでしょう。民間はもうあちこち退職して変わる企業も多いし。また役場は退職しても民間にも行けるし、そういう退職希望者等のことも理解できます。そういう中で、環境の問題を町長も言いました。環境が大事だろう。私はこの環境というのが一番私も大事だと思えますけれども、これは教育にあると思う。

例えば、私は常日頃言いますけれども、島の格言とか、あるいは島の環境、自然環境、あるいは農作物、こういう自然を学ぶ教育、こういうこと等について、町長も環境が大事だと言っておりますけれども、いわゆる道徳につながる教育ではないかと思うんですけども。最近は詰め込み主義とかいろいろ言われる。あるいは教員の仕事が忙しくて、子供に手が届かない。鹿児島県のほうとしても今支援員を増やすとか、あるいは教員の数を増やすとか、いろいろ取り組んでいるようですが、そこらあたり考えてみますと、非常に後手後手に回っている。それが伊仙町にもいろんな面において後手後手になってしまっているという現状ではないかと思うんですけども。

この道徳的環境をしっかりとしていく。こういう中で、私はこの闘牛にも問題があると考えます。

座れるか座れないような子供を闘牛に乗せて踊りをする。私は非常に感激します。その中で一番大事なことは、5、6歳までの幼児の教育、あるいは児童生徒の教育、これが教育現場でしっかりと議論をしなければならない問題だと私は考えます。やはり2、3歳からなれば、私にも孫がいます。もう大人の言っていること、やっていること、全部丸のみしています。よく分かります。ですからここらあたりが大事なんですけれども、今後のそういう取組、教育長、どうお考えでしょうか。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問にお答えいたします。道徳は非常に大事です。ということも含めて、国の方針自体、昨年度から道徳は領域じゃなくて教科として指導して、評価までする現在であります。そして島のこと、格言と言いますと今ありましたけど、島の格言については私個人で六十何項目か集めて、これを島の方言、その意味も含めて各学校長のほうに渡して、協働教育なりにそれを使用してくださいと渡して指導しております。これは昨年度、各学校に渡してあります。

○14番（美島盛秀議員）

何年か前からそういうことを言いまして、私も小学校で島口の指導といいましょうか、勉強会を子供たちとやったことがあります。今の職員は島の出身の職員は少ないです。島の方言を使った寸劇など劇なども学習発表会でよくやるんですけれども、それは地域のPTAとかが教えてやります。しかし、それをその場では覚えて、あちこち覚えてやりますけれども、それが中身についてどういふことかは理解できない。

ですから、そういう島、本当に島の昔から、学はなくても魂はあると、昔の人は言います。知識はあります。ですから、そういう知識こそが私は道徳だと考えます。ですから島のそういう格言とか、あるいは島のテイキ話です、そういうようなこと、あるいは島の自然、土地改良が進んだりいろいろして、緑も少なくなって、環境も大分変わりました。たまたま私たち友達、友人や同級生が来たら歓迎会をしたり、同窓会をしたりします。そういう人たちが言うのは、もう島に来て環境が変わっているから、帰りたくない。それは島におった人たちの言葉です。

しかし、高校卒業して、都会に出ていった若い人たちはそういう環境にもう慣れきっているから、島に帰りたいたい。それは、島に帰りたいたいという気持ちは分かります。しかし、帰ってきた後に就職はないとか、いろんな問題、課題が多く含まれている。ですから、本当の意味でのこの島の良さを植え付けるには、島のそういう方言とか、あるいは自然環境を学ばせるということが大事だと思うんですけれども、町長、そういうことに対してよく郷友会とか、あるいは出身者の人、あるいは今回もあちこち出張していますけれども、そういうことと勘案して、どう考えているのでしょうか。お尋ねします。

○町長（大久保明君）

協働教育、方言の話がありましたけれども、方言、以前は方言を使ったらいけないという、これはいろいろな理由があって、本土に出て標準語を話せないと困るということなどがあったわけなんですけれども、今はそういう状況じゃなくて、島口を使うことが若い子供にとっても誇らしいことにも

なりつつあると思いますので、島の伝統文化などが大事になってきたと思うし、今、美島議員が話したように、都会に行って、団塊の世代の方々も含めて我々の世代も含めて、これから島に帰って頑張ってみようと、人生80年、90年の時代ですから、そういう方々も間違いなく出てきておりますので、その島の魅力、またそのいろいろな近所づきあひすることがあまり得意でない方々もいるし、そういう方々はIターンという形で来る人が多いと思いますので、コロナ禍の中でそういう都会から離れて地方に短期間でも行きたいという人たちはかなり出てきていると、東京都が3年連続流出が増えてきていると。

それはよく分析すると、ほとんどが首都圏内の流出になっておりますので、先ほどの報告の中であったように、大阪の同窓、同期生の方が2人今島で会社をつくっていこうということで頑張っておりますし、そういうこととか、農福連携で実際に島でのいろんな雇用を生むようなこともつくり出してきたし、今、昨日今日も移住する方々が出てきておりますので、そこでどういう仕事をつくっていくかということは、例えば障害者雇用というのは、彼らは8万から9万の生活保護をほとんどが受けている中で、それを少しでも自分の力で稼ぎたいという方がほとんどだそうです、聞いてみたら。

そしたら、その方々が島で農業に関わっていくということなどができるし、出身者も自分のやってきたキャリアを島で生かしていくことができるんじゃないかという方々も大分出てきておりますし、いろんなこの自然遺産になったときの対応で、ワーケーション、バケーションというのは余暇を楽しむと、仕事しながら余暇を楽しむという流れなども出てきていますので、島の出身者、我々がそういう方々を快く受け入れる度量は伊仙町の人たちはかなり強いと思います。しっかりしていると思いますので。

そういったまちづくりをしていくという中で、島の方言に関しては幼少時、2、3歳まで興味をもって話すけど、小学校になったら恥ずかしくなったりとかいう例が多いようですけれども、島の伝統文化に対する自信は以前よりいっぱい、かなり強くなってきていますので、それは私たちが島口使ったら立たされたとかいう、あのトラウマは今の子供たちには全くないわけでありますので、そういうふうな教育をしていくと。教員が地元の方が少ないというのは、それこそ奄美は粋みtainなのがあった中で、ただ教員採用試験も非常に厳しくなってきた中で、伊仙町内にも県外から、例えばある中学、高校で科目、専門する教員がいない場合は来ているという状況なども出てきております。

今日は美島さんの非常に建設的な質問に、本当に感謝しております。

○14番（美島盛秀議員）

これ一番大事なことで、Iターン、Uターン、若者が働ける場所等、島を知らない、都会で育った人たちは、出身者でない都会に行った、島に帰ったことのない人たち、そういう人たちは島を知らない、自然が好きであちこち移住をしたり、この前の県の議員研修のときにも島根県の沖ノ島のこの話がありました。非常にまちづくりは人づくりだ。そして若者を呼び込むということなど、

非常に大切な講演などがありましたけれども、そういうようなことが必要なんですけれども、私は今の伊仙町ではちょっと覗いて、1年、2年おって、これはちょっとおかしいと思ったらすぐ引き上げていく。そういうような現象があるんじゃないかと私は思っています。

島にやっと慣れて、島の実情が分かってきたなと思った時点で、出ていく。そういうことで、私は退職者とか、あるいは休職者と聞いたんですけども、資料をもらっていますけれども、令和2年に2人、令和3年に3人、今年になっては出ておりませんが、私は今年になってから四、五人いるんじゃないかなと。令和4年3月以降に。これは特にほーらい館です。ほーらい館で4名。ほーらい館に勤務しておった職員が辞めたんじゃないですか。どうですか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。集積の中で退職者っていうことで、令和2年度には自己都合の退職者が2名、令和3年度に3名という形で、定年退職が令和2年度6名、令和3年度2名という形になっています。これは職員についての数字でありますので、その会計年度任用職員についての数字はこれに反映されていませんので、ご理解いただきたいと思うんですが、その中でその役場職員として、また会計年度任用職員としての守らなければいけないというところも条例、それから規則等に載っているわけですので、その辺のことはまた1つずつ改善しないとけないというところの中での指導も確かにございましたが、その退職したっていうところは自己都合とか体調不良とか、いろいろあるわけでありまして、一概にそれがどうしてこうなったのかっていうところの、また分析も必要でありますので、それをしないでくれっていうこともできかねますので、ご理解いただきたいと思えます。

それと、先ほど島の良さを教えるというところでありますが、地域おこし協力隊の方たちが、またこの地域にはこういうものがあってっていう地域再発見と言いましょか、そういうものもだんだん評価されつつありますので、その辺をまた子供たち、また島にいる人たちに知らなかった島の良さを知ってもらうことが、また島内に帰ってくることの要因ともなりますので、その辺のことも強化していきたいと考えております。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ほーらい館の職員の件に関してですが、3月末で4名退職して、4月継続していない状況でございます。

○14番（美島盛秀議員）

これは1年の期限付きの契約だと思えるんですけども、その3月末で期限を延長して辞めていかれた方、何人ですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

3月末で4名になります。会計年度任用職員が4名です。

○14番（美島盛秀議員）

4名の方が延長しないで3月末で辞めていかれたということなんですけれども、期限付きという

のはそれは仕方ないでしょう。しかし、大事な人たちではなかったかと思います。スイミング教室を開いたり、あるいは老人のサロンですか、サロンの指導をしたりとか、そういう資格のあるインストラクターだったと思うんですけれども、その後、そういう指導者、インストラクターは何名いますか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

サロンについてですが、今は休館中で中止している状況ですが、サロンについては実施している状況でございます。指導者として1名、今ほーらい館にいます。

○14番（美島盛秀議員）

4名退職されて、1名がインストラクターとしているということで、今、スイミングクラブは中止。以前は各小中学校の水泳教室、ほーらい館で行っていたと思うんですけれども、今年の計画はどうですか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの美島議員のご質問にお答えいたします。今、こういったコロナの状況でございますので、一旦このプールの教室に関しましては中止をしている状況でございます。

○14番（美島盛秀議員）

ほーらい館が閉まっている関係でできないのは分かります。しかし、中学校の水泳の教室はカリキュラムがあるはずで。そういうこと等を教育委員会でこの夏場に向かったの水泳教室、今後プールを使用する、いつ開けられるか分かりませんが、使用する計画等は連絡受けてないですか。

○教育長（大山惣二郎君）

年間当初、教育課程で組んでありますが、コロナ対策ということで考えてみて、教育課程を各学校でそれを見直しているところであります。

○14番（美島盛秀議員）

各学校でコロナの関係で見直すということなんですけれども、この見直すということ等もちろん必要だと思いますけれども、私が考えていますのは、この職員を辞めさせたこと。中学校の先生方にこういう水泳の資格を持っている先生はいるかないか分かりませんが、こういうインストラクターとして資格を持っている指導者はそう少ないんじゃないかなと思います。犬田布中学校にはプールがあります。また、以前に義名山にあったプールも、もうほーらい館にプールができたからと言って今、使用が不可能です。

そうしますと、子供たちの水泳は今年はひょっとしたらできないかもしれない。全小中学校。そういう不手際が起きるから、私はふだんからのそういう計画とか、そういうのは大事だよということ等を申し上げてきたわけなんですけれども、これをもって私は非常に今後、心配される問題だと思うんですけれども、それに関して、例えば今、ほーらい館の職員が4人辞めた。指導者がいない。このほーらい館は閉まっておっても、この指導者がおれば各小学校、中学校、犬田布中学校のプールを使って指導ができたはずなんです。

そこで、各小学校、中学校には水泳のこういう指導ができる先生方、何名ぐらいいらっしゃいますか。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問にお答えいたします。ほーらい館利用についても、これはほーらい館の指導者がするんじゃなくて、学校の先生方が実際に指導しています。これは学年の担任が指導しています。小学校1年から中学3年までです。中学校のほうは、主に体育のほうで指導に至っているというのが現状です。

○14番（美島盛秀議員）

失礼しました。中学校で指導するのが当たり前ですね、担任の先生とか教科担任が。しかし、今までそのほーらい館のプールを使って水泳教室をやったときには、そういうほーらい館の職員は指導していなかったわけですか。

○教育長（大山惣二郎君）

直接の指導は行っておりません。なぜかと言いますと、これ授業ですので、授業はその教科担任か学年担任以外は入ることができません。補助はできます。

○14番（美島盛秀議員）

そうしますと、ほーらい館を使用するときには使用料は生徒負担で、教員が指導して、そのほーらい館の職員であるインストラクターは関わっていないという受け止め方でよろしいですか。

○教委総務課長（上木正人君）

美島議員の質問にお答えいたします。ほーらい館の使用料につきましては予算化してございますので、そちらのほうからの支出となっております。

○14番（美島盛秀議員）

休館になって、予算は予定しているということなんですけれども、しかし、その子供たちのスイミングクラブ、これが今後見通しは立たないということになるとお思いますけれども、今後のスイミングクラブの計画等についてはどう計画されていますか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

スイミングクラブの件に関してですが、そちらの指導者がいないということで募集等をかけているところではございますが、なかなか見つからない状況で、今後も募集をかけながら、今年度といたしますか、体制づくりをしていけたらと考えているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

募集をしていると、まだ見通しが立たないということみたいなんですけれども、この人事については町長がふだん言っているように、人事権については決裁は町長にあるということを行っているんですけれども、このほーらい館の期限付きの職員、1人に対しては18年ぐらいやってきておったと。もう1人も十何年おったと。1年おった。そしてまた1年おって、すぐ辞めたというような話を聞いております。このほーらい館の人事権についても町長が採用する権限があるんですか、どう

ですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。これ1年の期限付きの採用でありまして、毎年募集をかけて応募が来るわけなんですけど、その際に出てきた希望者について雇用する、会計年度任用職員として雇用するかどうかについては、決裁がございまして、これに募集しなかったことについては、決裁等がないということになります。

○14番（美島盛秀議員）

この職員については大事な資格を持った職員であったと私は認識しております、聞いております。そういうような人が辞めていかれるような結果について、そしてまたそれが辞めようとしたときに、再度募集するわけですから、慰留をお願いするとか、そういうこと等の努力も私は必要だと、必要だったと思うんですけども、ただ3月31日になって辞めたと。私も2人の方と話をする機会がありました。話を聞いたら、もう私は、2人とも、私たちは必要なさそうな言いぶりをしていて。だから辞める以外にないかと、辞めたくはなかったですよという話でした。

そして、1人は天城町のB&Gで勤務をしております。スイミング教室も今から計画をしたいという話でした。もう1人も天城町に住所を移して、天城町に今住んでいて、トライアスロンまでは、どうしてもトライアスロンに参加したいと。来てもう十何年か、ずーっとトライアスロンに参加していると、自分もどうしても希望、夢があって、国体までいたいということで、今、天城のほうをお願いして、トライアスロンまでは何とかアルバイトもないですかねということで、友達を通じて仕事を探していますよということで、B&Gの体育館のほうで一生懸命水泳の練習もしていました。

このようにすばらしい人材を伊仙町は育てる。最後まで活躍させきれない。そういうことが、私は町長の責任じゃないか、そういうこと等を含めて、町長には責任あるんじゃないかな。そして、先ほど町長は職員との信頼、あるいは副町長との信頼関係ということも言いましたけれども、そういう信頼関係がなさすぎる。それを私はなぜ町長がもう6期目の、21年目に入っています。長きにわたってできなかったのか。私は残念でなりません。

○町長（大久保明君）

私は、その2人に関しまして、入るとき大変な努力をいたしました。そしてこれからもどんどん、今まで以上に頑張ってもらいたいということを何回も申し上げました。しかし2人が、私には頑張りたいたいというけれども、今美島議員の発言聞いて、私本当にショックを受けております。あれほど信頼し合ってやってきた2人が、自分たち要らないと。私はそんなことは絶対に言っていないわけです。最後までお願いしました。だから今の発言は撤回していただきたいと思います。それほど重要な問題ですから。

私は、あの2人がこれからも頑張ってもらって、そして会員を増やすために、そしてスイミングスクールを再開させるために、あの2人が指導者として、そして新たなるそういうインストラクターを増や

していこうということを真剣に考えておりました。それがああいう結果になって、本当に私は残念ですけれども、今、美島議員が話したことは私は決して聞き流すことはできないわけでありますので、私の気持ちもどれだけ、どうして多くの方々が水泳がうまくなっていくか。

そしてほーらい館が本当に名実ともに厚労省認定の健康増進施設になっていくかということは、あの2人の力がありました。ですから、これからも頑張っしてほしいと、そしてさらに拡大するためにはさらなるインストラクターが必要だという、これは当たり前の話であります。そういうことも考えた中で、本当に残念ながら辞められたということは、私は残念なことであります。ですからそういうことは、先ほどの発言には本当によくないと思います。それは我々、私がそういうことを言ったとか、そういうことを何で確認もしないで、勝手なことを言うんですか。ですから私はそのくらい強い思いでやったわけですから。

以上です。

○14番（美島盛秀議員）

私は人事権が町長にあるから町長はきちんと、今言われたことは当たり前のことだと思いますよ。私だってそうします。しかし、おれないような状況を周囲がつくったんじゃないかと私は思います。そういうことは承知していなかったかもしれませんが。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの教育委員会の答弁のほうで訂正がありますので、教育委員会のほうより答弁をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

先ほどの美島議員の一般質問の中で、町内各学校のほーらい館でのプール授業につきまして、私の答弁のほうでコロナ禍で中止と答弁をいたしました。今現在、ほーらい館が休館のためにプール授業も中止と私が思い込みまして、そういった発言をいたしました。小中学校ともプール授業は現在行っている状況でございますので、先ほどの答弁を削除させていただき、また訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○14番（美島盛秀議員）

ただいまの答弁は理解できました。ほーらい館の職員の指導等は受けていないということで、専門的に体育の授業で、また担任が指導しているということでもありますので、理解ができましたので、ありがとうございました。

それから、先ほどの件ですけれども、町長はすぐ猪突猛進型で、自分で言っていましたので、私もよく分かりました。私も反省はしますけれども、やはりお互い人間ですから、批判をされて、批判と言ったら誹謗中傷じゃないですよ。その目途に対しての批判に対して怒ったりするのはちょっとやめましょうよ。批判されて、それに対してどうするかということを考えるのが我々人間でありますので、そこらあたりをよくお互い理解をし合って、これから町政発展のために、町民の福祉向上のために努めていければと考えております。

○町長（大久保明君）

美島議員が反省したという弁がありましたので、いつもお互い話すときは冷静になっていくと。それからよくうわさって話は禁句ですから。今日したとは言いませんよ。それから、やはり本当に根拠となること、証拠となることは文章でもって私たちに示していただきたいと思います。だから、こういううわさがある、世間ではこう言っているとか、これもやっぱり議会議員としては私はあるべき姿ではないと思いますので、私も反省はしますけれども、この単純な私をあまり刺激しないように、またよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○14番（美島盛秀議員）

農業問題。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の質問事項3番、農業振興についてにお答えいたします。農作業春植えの遅れについてでございますが、春植えの遅れについては5月植えが10ha程度あったと報告を受けております。このことにつきまして、あまりにも遅い春植えについては南西糖業、伊仙原料事務所と相互に連絡を取り合い、農家に対して夏植えの転換を進めているところでございます。また、管理作業の遅れにつきましては、サトウキビ生産対策本部、またサトウキビ農作業受委託調整センターを中心に協力農家の増員に向けてサトウキビ以外の畜産、園芸農家に対しても周知を行い、労働力不足解消を図っているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

農業振興におきましては主にこの島は、私はいつも言いますように、農業立町でありますし、農家の所得が上があれば上がるほど伊仙町は豊かになると思います。特に糖業、あるいは畜産、園芸、バレイショ、これが中心になるわけでありまして、面積的から言えば糖業が非常に畑の面積、農家の戸数も多いのじゃないかなと思いますけれども。これ今年のサトウキビの出来高状況なんですけれども、3町合わせて17万t、伊仙町の場合5万5,000tです。平均糖度が14.86、ということから計算をしまして、サトウキビ価格は糖度が高かったために6,348円原料代、そして交付金が1万7,562円の平均で農家の手取りが2万3,911円、2万4,000円に、これはもう過去にない好成績ではないかなと思います。

去年からしても、去年が農家手取りが2万2,133円でありましたので、今年は1,778円、去年よりも1t当たり収入が増えたということ等を考えますと、相当な農家は利益が上がっていると。それ

に合わせて、私はある程度計算をして、肥料、あるいは薬剤、いろんな小経営コストを計算したところ、肥料が、これ30年度の単価で、去年までの、今年上がる3月までの肥料の単価が2,450円ですか、BB538という肥料ですけれども、これが2,761円になっています。大体300円ぐらい上がっています。そして、オール14という肥料が、1,782円が2,448円ですから660円程上がっています。

このようにして、去年と今年の平均して350円ぐらいの肥料が上がっているんじゃないかなと、1袋につき。そうしますと、これを資料を基にして計算してみますと、まだ数字的に計算してないんですけども、恐らく農家の手取りは赤字。サトウキビ農家は赤字じゃないかなと思います。その赤字をどこで補填しているかと言いますと、さっき言いましたように夏植えの補助金だとか、肥料の補助、堆肥の補助とか、あるいはいろんなサトウキビ増産基金からの助成金、補助金、ここらあたりで農家を支えているということになることにつながると思いますけれども、そういうこと等を考えてみますと、やはり今年の春植えの補助が、以前は2分の1だったのが3分の1だった。そうすると、以前は2分の1の補助でも赤字ぐらいだったのに、今年は3分の1での補助金で、全農家に行き渡らないような額だったと。

その農家の何%ぐらいがこの補助金で補助が受けられたのか、分かっている数字でありましたら、お願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。昨年の夏植えの事業の実施についてでございますが、こちら以前もお答えいたしましたと思いますが、近年、サツマイモの元腐れ病によりサトウキビに対する補助金の額が年々減額されている状況でございます。その中で、夏植えの推進といたしまして、夏植え新植に対しまして肥料を助成するという事で、夏植えの計画面積が150haといたしておりました。その150haに対しまして、全て行き渡るように積算したところ、補助金額が3分の1まで減額したということでございます。

この際、夏植えの春植え新植により肥料の申込みに来た農家に対しましては全量、要望に対しましては全量払いだしたということでございます。

○14番（美島盛秀議員）

夏植えに対しての補助事業は、要望に対しては全額受け渡す。それは、3分の1補助ってことね。以前は2分の1ということで、非常に農家も還元があったわけなんですけれども、今後またやがて夏植えの推進が始まりますけれども、夏植えに対しても元に戻して2分の1、少なくとも2分の1までは補助率を上げることができないか、お尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。本年の夏植えの事業実施におきましても、現在、国のほうへ補助金の公募により申請内示をいただいたところでございます。もうしばらくしますと農家のほうへ周知いたしたいと考えております。その中でメニュー策定につきましては、糖業部会、行政、南西糖業、共済、JA、農家を集めまして、糖業部会のほうでメニューの策定を行っておりますが、

本年におきましては肥料価格が相当高騰しているといったことも受けまして、昨年までですと除草剤等の薬剤等も補助していたわけですが、本年の夏植えにつきましては肥料のみの助成としております。その際、積算といたしまして2分の1の補助で積算したところ、現在、122haまでの面積しか確保できないこととなりますので、我々150haの夏植え新植を目指して、夏植え推進を行ってまいりますので、その分少し補助率がまた下がってくるものと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

国のその基金、補助費用の予算が2分の1で内示が来たということによろしいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

まず国から示される金額がございます。その中で鹿児島県のサトウキビですと、種子島、奄美大島、徳之島、沖永良部、与論、それぞれで分配をまたしていきます。その中で徳之島3町に対して幾らという、先に内示がまいります。その中で3町で分配して、メニューの策定を行い、国に対して公募で補助申請を行う。そのことに対しましては、現在内示を頂いたところです。

○14番（美島盛秀議員）

去年が3町で6,000万ぐらいだったんじゃないかと思うんですけども、5,000万、それを3等分して、大体2,000万近い、1,800万から2,000万が各町に振り分けられると。それが肥料に対する分配の予算と。そうしますと、それには農家の要望等を受けた場合には、3分の1の補助金しかできないと。そうすると、2分の1にするため町単でそれに補助金が必要と思うんですけども、町単の予算はそれには含まれないわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの補助率につきましても、申請段階におきましては2分の1の補助で積算の上、提出をいたしております。しかし5月末に全農の報道発表があったとおり、55%程度肥料の価格が高騰するというを受けまして、再度見積もりを徴取し、補助率をまた定めているところでございます。

その際、150ha事業計画にした場合には45%程度の補助が出せるものと考えております。また、これに町単等を入れるかどうかにつきましては、町単におきましては、また1,400万円程度サトウキビ増産推進事業ということで予算確保をいたしておりますが、この予算につきましては植付けに対する機械作業の委託、そういったものの補助に充てたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

1,400万ほどを植付けに対する補助を考えているということでもありますけれども、私はその植付けも1,400万では足りないと思うんですけども、昨日、資料としてもらった新型コロナウイルス感染対策地方創生交付金事業の資料の中にもそういうのは見当たりません。こういう事業等を使って、農家にもっと予算を増やすことは考えられないのか。去年、一昨年はこれから単当たり1,000円だったですか、全農家に刈り取りが補助金があったわけなんですけれども、そういうことを今後農家に対する補助金、助成金、そういうことは考えていないのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。確かに過去2か年、コロナ交付金を活用いたしまして、農家に支援を行ったところがございますが、現在のサトウキビの状況で言いますと、単収が非常に低い。さきにおきましても5 t強しか平均単収がないという状況の中で、これをいかに増産させるかにつきましては、やはり単収向上を中心に考えて、我々推進しているところがございますので、現金の交付金等といった話は現在全く検討はしておりません。

○14番（美島盛秀議員）

単収を上げるためには、やはりこういう補助金を増やして、肥料等の補助率を上げて、そして農家がもうかる農業ができるなら、サトウキビ農家ができるんだということになれば、サトウキビももっともっと単収もアップできると思います。補助率が低くて、もう肥料は、普通反当たり4袋から5袋と言いますけれども、そうすると今この試算でいくと300円ぐらい1袋で上がっている。5袋入れたとして、反当たり1,500円もコストが上がってくる。そうすると1、2町歩とかやっている人たちは、もう何十万人関係してくるわけです。そういうことを試算をしながら補助率を考えていけば、単収も上がってくると私は思うわけなんですけれども、ちなみに伊仙町の単収が夏植えで6 t 200、春植えで4 t 300、約4.4、それから株出しで4.8なんですけれども、天城町の見てみると、ものすごく高い。夏植えで7 t、春植えで5 t 400、株出しで5 t 500。やがて1 t近くも違う。

だから、面積は伊仙町は広いけれども、天城町は狭いけれども、天城町のほうが全体的には生産量も単収も多いと。これはなぜかということで、私、雨で仕事ができなかったものですから、天城あちこち圃場を見たり、知り合いのところへ行っていろいろ研修をしてきました。非常に農家に対する町のテコ入れが大きいです。そこらあたりを勘案して、やはり同じ徳之島3町の同じ作物でありますので、同じような条件が整っていけるような、そういうことも3町の糖業振興会で辺りでも切磋琢磨して努力をしていただきたいというふうに考えます。そこらあたりぜひ今後、3町が同等な補助率、そういう仕組みを糖業振興会を中心に、あるいは執行部を中心にして話し合いをしていて、農家の生産額が上がるようにしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

農業振興については、これからこういうふうに工場や農協や執行部が数字的に出てきますので、その数字を合わせながらまた今後お互いに勉強しながら努力していけばいいのじゃないかなと思いますし、いかんせんもう少し農家への負担軽減のため補助率を農家、執行部、町単独の補助金が出せるか出せないか、再度、町長、どうでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。美島議員の言われる肥料の補助を出したときに単収が上がるかどうかという議論につきましては、生産対策本部の中で担当者会、運営企画委員会の中で数年にわたり議論しているところがございますが、肥料の補助により単収が上がった経緯というのが1つも見受けられない。と言いますのも、対策本部、また各町振興会が行なう事業において、過去5か年で10億程度の補助金を獲得し、農家に対する肥料の支援等を行っております。この10年間の

中で2年ほどは増産した年がありましたが、その肥料の補助によって単収が上がるといったことは、もうないものと考えて、我々作業の支援のほうに向けて対策を講じているところでございます。

また、3町の補助率等をそろえるという話も、これも以前お答えしたと思いますが、各町において課題とする問題が違いますので、我々伊仙町においては夏植え推進、夏植え中心型のサトウキビ栽培を目指しておりますので、その辺はご承知いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

この堆肥のではあまり影響がないと、補助では影響がないということみたいなんですけれども、私が個人的に聞いても、大体10a当たり、反当たり4袋から5袋と言われます。その4袋から5袋1回で最初の元肥、そして追肥等を含めた8袋から10袋必要なわけです。そういうことに対して量もかさむ。ところが肥料が上がってきて、お金が高くつく、コストが高くつくから、3袋入れるとか、あるいは2袋入れると。伊仙町はそういう農家が多いんじゃないかなと私は思います。私自身もそうやります。これはあまり高いから、5袋入れなければならぬ、3袋幾らにしとこうとか。

ところが、キビの成長がいいところは5袋も10袋も、2回入れているんです。そうすれば単収は上がってくるんです。だからそこらあたりを再度検証したり、検討して肥料への助成金をもっと増額できるように努力をしていただきたいと思います。糖業については、これで今後の執行部の予算づけなど等もまた見て、見守っていきたいと思います。

あと畜産です。畜産もここコロナの関係でずっと相場が下がってきているという話を聞きますし、また新聞の平均価格等そういうのを見ても、2万、3万と下がって、前回の平均価格が50万円台になったと。60万切ったという話だったんですけど、5万下がったっていうこと。相当下がってきたということ。ここらあたりをもうちょっと何か検討ができるだと思っておりますけれども、しかし畜産においては、以前は30万とか40万という非常に厳しい時代もありまして、最近70万、80万と高止まりであったんですけども、コロナの関係で、コロナが持ち直せば、また値段もよくなってくるんじゃないかなと思っておりますので、そこらあたりもしっかりと畜産農家の皆さんとも、畜産関係の皆さんと連携を取りながら今後の畜産振興にも努めていただきたい。

また最近、死亡牛の処分の関係等もあつたり、経緯はかさむ一方ですから、ですから今後の農家のこと、畜産農家のこと、例えば飼料も相当上がっているそうです。上がるらしいです。今日、午前中農協に行って聞いたら、まだ価格は決まっていなくても、恐らく7月以降の単価は上がるだろうという話でした。そういう畜産関係、そしてバレイショ、園芸、とにかく伊仙町はこの農業振興で生産額を上げたら、私は豊かなまちづくりができると思います。

また、私は農家でありますので、朝畑に行って、ハーベスターであえた後の新芽が出てくる。あるいは春植え、夏植を植えたときに芽が出てくる。あるいはジャガイモを植えて芽が出てくる。ショウガを植えて芽が出てくる。そういうことを見せて、そしてそういうことが環境に成り立てる。私先ほど環境の問題も言いましたけれども、そういう情操教育と言いましょうか、そういうことをして島にも帰ってきてみたいという子供たちが出てくるだろう。そうすることによって、伊仙町も

人口増加につながって、また農業の振興にもつながってすばらしい町に発展できると思うんですけども、そういうことに対して、教育長、そういう農業の振興、そういうことに対しての考えを教育長でお願いいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員のおっしゃるとおりです。今後ともよろしくご指導お願いいたします。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ教育委員会を中心にして、学校を中心として連携を取り合って、学校農園とか、ジャガイモをつくったり、サトウキビをこじんまりとしてやっていますけれども。あるいは中学生からになればジャガイモの時期になったら行って、収穫の作業の手伝いできるとか、あるいは畜産であれば行って、スコップを持って行って尿のかきだしをできるとかいう、そういう体験学習、そういうこと等も私は必要じゃないかな。そして、農作物が出てくるときに、子供たちを連れて行って、こういうふう成長していくんだよ、あなたたちが育つように、作物もこうして育っていくんだよという、そういう情操教育、こういうことも私は大事じゃないかなと思いますので、オール伊仙、みんなで協力し合って頑張ってください。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

次に、久保 量議員の一般質問を許します。

○2番（久保 量議員）

議席番号2番の久保です。本日はどうもよろしくお願いいたします。昨今の世界情勢により、様々な業種の経費高騰が騒がれている中におきまして、農業立町である伊仙町においても同様に、農家の経費高騰が顕著に表れてきております。サトウキビやバレイショをはじめとする園芸作物におきましては、肥料や資材、燃料価格の高騰による収益の減少、畜産農家におかれましては肥料、飼料、燃料の高騰による収益減少に加えまして、県内の子牛価格が、これ5月現在の比、先月比でございまして、約7万円から13万円の急激な下落となるなど、経費及び収入の悪化により経営に深刻な影響が懸念されております。こうした状況を思いまして、農業における経費高騰対策につきまして、2点ほど伺います。

1点目に、畜産農家においては、これまでの子牛価格の高止まりもあり、農家の母牛群における産子の進んだ高齢牛の比率が高くなってきており、こうした母牛からの産子は価格が低く、経営悪化に拍車をかけている状況でございまして。しかし、母牛の更新には多大な経費とその間の収入がなくなるため、大きな障壁となっております。母牛の更新が円滑に行えない農家におきましては持続可能な経営が困難となっていくことから、この問題を解決するために過去、国の事業で行われていたような生産牛の更新事業を行うことにより、子牛の商品性向上による所得向上による経営の安定を図る施策を講じることができないのか、伺いたいと思います。

2点目には、農業全般において肥料価格高騰は共通した懸念事項と思われませんが、サトウキビの

増産によりましてハカマやバカスの産出量の増大と、畜産におけるバカスの敷料利用促進のための助成によります子牛の品質向上と併せまして、敷料利用促進による牛糞の排出量増大を軸に堆肥センターをフル活用した堆肥の生産を行うために見合った重機等の施設整備や、こういうときだからこそ現在行われております堆肥助成事業の補助率や事業量の拡充で堆肥利用を促し、地力向上による化学肥料使用量削減での所得向上と、さらなる積極的な堆肥利用を行う農業の浸透が期待できるような取組を行う計画がないかを伺いたいと思います。

1回目の質問でございます。2回目からは自席のほうで行わせていただきます。よろしくお願ひします。

○町長（大久保明君）

久保 量議員の質問にお答えいたします。現在、JAなどの関係機関と連携し、様々な事業を実施しており、畜産農家の支援に取り組んでいます。その中でも繁殖牛の更新や増頭対策、飼養管理の徹底について、特に力を入れています。今後も町財政や国県の事業を活用しながら、畜産振興にさらに取り組んでいきたいと思っております。具体的な件に関しましては課長のほうから答弁させていただきます。

○2番（久保 量議員）

現在、取り組んでおられる事業等について、詳細に説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、母牛の更新につきまして行っている事業につきましては、繁殖雌牛の導入や自己保留に対しまして優良元牛保留事業により支援を行っております。こちらの事業につきましては、令和元年度までは1,000万円の中で農家に按分して支出を行ってまいりましたが、令和2年度から事業を拡充し、2,000万円を超えるような支出となっております。また、町有牛や農協牛など合わせて支援を行っているところでございます。

また生産基盤拡大加速化事業を活用いたしまして、JAの事業実施により増頭実績に応じた奨励金の支出などを行っております。また、商品性の向上につきましても、監視カメラや牛温計の導入支援によりまして、使用管理の徹底、並びに事故件数の低下を図っているところでございます。

○2番（久保 量議員）

昨年度で伊仙町におきまして、この元牛保留事業により増頭された頭数を伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。令和3年度の優良元牛保留事業におきましては、249頭の保留を行っております。令和2年度におきましては224頭の保留を行っております。

○2番（久保 量議員）

5月31日付の南海日日新聞に、今後の子牛価格相場についての関係が載っておりましたが、血統が古く、発育が遅れているなど、枝肉量の見込めないような子牛は特に大きな下落幅となるそうでございます。一方、産歴が若く、発育良好な子牛は高値で取引されていると分析されておりました。

私たち伊仙町管内の生産牛飼養頭数は約4,370頭ぐらいだと思いますけれども、そのうち10歳以上の母牛が約1,100頭ほどだと伺っておりますが、この10歳以上の母牛の割合が飼養頭数の約25%を占めている現状でございますので、先ほど説明がありました優良元牛保留事業の、これは上限があると思いますけれども、この枠の拡大を今後検討をお願いしたいと思います。

1点目は以上でございます。2点目をよろしく申し上げます。

○経済課長（橋口智旭君）

久保議員の先ほどの質問でございますが、ただいま優良元牛保留事業、こちらにつきましては2頭上限で事業実施を行っているところでございます。令和2年度からの拡充におきまして、令和2年、3年におきましては合計473頭の保留を行っております。この事業につきましては2か年で町内の1割程度の母体が更新されているものと考えております。さらに加速するためにも、今後、また予算の増額、上限の増頭についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして2番の質問でございますが、伊仙町におきましてもサトウキビは今季は昨季に比べ減少したものの、回復傾向にあります。また畜産につきましても増頭が続いており、ハカマやバカス、また牛ふんの排出量は増加するものと考えられております。この排出物を有効利用するためにも、堆肥センターの活用が非常に重要だと認識しております。また直近では肥料の価格高騰も深刻な問題となっており、堆肥を活用した農等堆肥の需要が急激に高まるのが全国的にも予想されています。そのため、堆肥の製造量を増やすためにも、必要となる重機などの整備については急務であると考えております。

○2番（久保 量議員）

ただいま説明がございましたように、この良質な堆肥をつくるためには施設の整備等が必要だと思われましても、そういった点を検討しておりますでしょうか、伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。施設の整備についてでございますが、現在の肥料価格の高騰によりまして、堆肥の需要が高まる、またその中においてもペレット肥料の需要が急激に高まると考えられております。理由といたしましては、農家の利便性の向上、またペレットにすることにより肥料効果の拡大も図られることから、そういったペレット化施設の検討も進めており、経済課の中におきましては事業の選択まで進めているところでございます。

○2番（久保 量議員）

ただいまのペレット化する設備の導入等を検討しているという説明でございましたけれども、非常に大切なことだと思います。大型機械を持っていない農家さんでも袋のペレットの肥料につきましては、散布は手作業でも行えると思います。また、園芸農家さんにおきましても園芸作物の追肥等が簡単に行なわれると思われましますので、ぜひこの施設の整備は実現していただきたいと思っております。

先ほど来、いろんな農業に関する意見がございましたけれども、豊作の手始めは、まず土づくりという言葉がございますように、良質な堆肥を最大限につくり、また活用することでサトウキビな

り園芸作物の単収アップ、地力をアップして、安定した農業経営につながると思いますので、今後ともこの事業につきましては予算のできる限りの配分を検討いただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで久保 量議員の一般質問を終了します。

次に、大河善市議員の一般質問を許します。

○3番（大河善市議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号3番、大河です。ただいま議長より許可が出ましたので、令和4年第2回定例会におきまして、一般質問を行います。

まず最初に、島内及び伊仙町内でのコロナ感染拡大をしていますが、感染された方々が1日も早く回復されることを願い、また感染防止対策の徹底でコロナ感染が収束に向かうことを願っております。また、大久保町長が公約にしていた学校給食無償化が4月より実施され、保護者負担の軽減となり、子育てがしやすい環境となったものと思っております。また令和5年度からの幼稚園での給食提供等無償化の実施実現を願っております。

それでは、質問に入りたいと思います。まず1項目、コロナウイルス感染関連について。1つ、義名山体育館で4月に開催されましたスポーツイベントでの県内最大規模のクラスター発生及びほーらい館でのコロナ感染者発生について、コロナ感染対策本部はどのような対策を実施したかを問います。

2番目。現在、コロナ感染者は子供の感染者が多い中で、町内の中学校が宿泊学習でのコロナ感染が発生したとのことですが、感染対策を取り、実施をしていたか問います。

3番目。現在のコロナ感染について、陽性者が軽症のため自宅療養が多い中で、どのような支援がなされているかを問います。

4番目。今年度の各種行事予定及び今後のコロナ感染状況での実施判断をどう考えているかを各課に問います。

5番目。地方創生臨時交付金について、今年度地方創生臨時交付金申請で、コロナ関係での支援を受けられない方への支援等ができないかを問います。

2番目。農業支援等について、であります。1番目。さとうきび・畜産・園芸の農家へのコロナ禍や国際情勢、円高等で肥料・飼料・原材料及び燃料等の高騰で農家経営を圧迫している現状であります。政策について問います。

2番目。サトウキビ採苗作業での作業員確保対策及び作業員への日当支払体制について伺います。

3番目。堆肥センターの今年度堆肥供給及び畜産農家へのバカス供給について問います。

4番目。堆肥センターの堆肥ペレット化施設の導入計画について伺います。

5番目。先般、徳之島で開催されました奄振法の意向調査が実施されたものと思いますが、伊仙

町が推薦をされた各種団体の構成及びどのような要望等が出たかを伺います。

これで1回目の質問を終わり、2回目からは自席で行います。

○町長（大久保明君）

大河議員の質問にお答えいたします。1番のコロナウイルス感染関連について、義名山体育館での開催されたスポーツイベントについては、先ほども説明いたしましたけれども、再度また教育委員会のほうから答弁をしていただきます。

○3番（大河善市議員）

先ほど美島議員の質問でもありましたので、義名山体育館でのクラスター発生については、答弁はよろしいと思っております。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。ほーらい館の関係についてですが、こちらは保健所による感染者への聞き取り調査の中で、ほーらい館を利用した方が数名いるということで、ほーらい館の発生か分からないんですが、その可能性もあるということで、5月26日より臨時休館し、その日のうちで館内の消毒作業を実施したところでございます。

○3番（大河善市議員）

義名山体育館についてですが、現在の使用についてはどうなっているかをお尋ねいたします。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

現在、町内の感染状況を踏まえ、6月1日より当分の間利用のほうを中止しております。

○3番（大河善市議員）

これを聞いたのはなぜかという、再開の見通しなんですが、中体連の大会とか郡体があるんじゃないかなと思っておりますが、それについてですが。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

5月9日、10日に行われる中体連に関しましては、主催者である中体連のほうと協議しまして、コロナ対策に対しては徹底的に行うということで、町執行部のほうとも協議の上、特別に貸し出す方向で進めております。

○3番（大河善市議員）

今の説明だと、中体連の大会、郡体もそういう考えでよろしいですか。

○教育長（大山惣二郎君）

大河議員の質問にお答えいたします。明日9日、あさって10日、地区の中体連、これは南のほうです。徳之島、沖永良部、与論、3町の中体連の大会が行なわれますが、社会教育課でもありましたように、中体連と教育委員会、そして町当局との話し合いの結果、文書を取り交わして感染対策を行うということで実施したいと思っております。

この大会は、大島全体で行われますが、ぜひ実施する方向で何とかできないかということで進めてきました。と言いますのは、この大会は中学3年生にとっては県大会へつなぐ大会、しかも最後

の大会になります。そしてもう1つ、中体連の3年生の最後の大会というのは、このスポーツを通して進路が開わってくる大会にもなります、スポーツ関係で。そういう中で何とか実施してもらわないとということで、町当局もお願いし、また中体連とも話し合っ、この現在、明日とあさって2日間ですが、実施していく方向で進めております。

○3番（大河善市議員）

分かりましたが、郡体は義名山体育館の使用はないんですか。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

郡体のほうも、一応7月後半のほうに入っております。

○3番（大河善市議員）

その義名山を使ってやると思うんですが、それについての考えはどう考えているか、伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど9日、10日に行われる大会についての貸出しであります、その前に美島議員の質問でもお答えしましたが、その貸し出す際の条件としてチェックリストを今回つくってございます。また、大会の主催者側でも体育館の中では対抗しているチームと父兄のみ、他の人は外で待機してもらおうという感染防止対策を取った上で、この使用を許可してございます。

郡体については、まだ申込みがない中でありますので、その時点の感染状況等も考慮しながら、またその開催に向けての感染対策防止を主催者側がどういった対応を取るっていうところも協議しながら、これを許可していきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。先ほど説明がありましたが、やっぱり体育館でクラスターというのが発生をしたというのは事実でありますので、やっぱり主催側と管理者であります社会教育課とで十分クラスターの発生した原因等を検証して、再度検証して、私もその現状を聞いておりますが、雨が降っていて、外での食事等もできなかったということも踏まえて、今、管理者である社会教育課は中体連とか郡体が開催されることになれば、そういうことについての話等が、まずは中体連ですが、そういう話合い等をもって対策等はどうか、伺います。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

今回の中体連のことにしましては、昨日、中体連の伊仙中学校のほうと協議をして、今回のコロナ対策についてのチェックリストなり対策なりを協議した上で申請のほうを頂いております。

○3番（大河善市議員）

借りるほうはやっぱり会場を借りたいわけですので、二度とクラスター等が発生しないような対策等を十分に取っていただきたいと思っております。

先ほど中体連は特別な許可ということではありますが、以外について体育館使用についてはどう考えているか伺います。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

イベントや大会での利用申請については、コロナ感染症対策への意識を改めて高めてもらうためにチェックシートを作成し、イベント要綱、コロナ感染症対策要綱と合わせて提出いただき、教育委員会と町執行部と協議し、貸出し許可を行っていくという対策を取らせていただきます。

○3番（大河善市議員）

その内容については分かりましたが、いつ頃、どういう基準をめぐりに一般への貸出し、先ほどは特別でしたが、いつ頃をめぐりに開館をする予定にしているのか、伺います。

○総務課長（久保 等君）

先ほどもありましたが、今の感染状況を考えまして、この伊仙町の新型コロナウイルス対策本部の中でも施設の利用の制限というところで考えていますので、ほーらい館に合わせてこの体育施設のところの利用規制の緩和もそこで検討して、いつからそれを緩和して、一般の方に貸し出すのかというところを検討して、皆さんにお伝えしたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。ほーらい館は4月26日に休館をしたということ、先ほど答弁をしておりましたが、やっぱりほーらい館は感染リスクも高いことはもちろん分かりますが、ほーらい館の再開を望んでいる人も多数いるとは思いますが、再開に向けての目安等やどのような感染対策を取って、再開をしようということについて伺いたいと思っております。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。ほーらい館での感染対策といたしましては、今までも実施している入館時の検温、手指の消毒、マスクの着用であったり、施設内の消毒、これはまた毎日定期的に行っています。そして脱衣所等の喚起、排煙窓であったり、扇風機であったり、あとジアグリーンといいまして、そういう機械があるんですけど、そちらを設置している状況であります。バスの送迎時の手指の消毒であったり、あと注意喚起を実施しているところでございます。

○3番（大河善市議員）

対策等について分かりましたが、再開のめぐりについてはまだ予定をしていないということでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほども体育施設と同様、対策本部において、これが完全にゼロになるっていうことはなかなか全国的に見ても、まだそういった状況ではないところでありますが、この施設の利用、それから経済面について、また経済を回していかないというところの観点から言えば、これがある程度落ち着けば、このほーらい館の利用を開始しているところと、あと施設の利用制限っていうところの協議をしていきたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほど大河議員の感染防止についてのところでありますが、今、防災無線でもお知らせしていますが、濃厚接触者という定義で保健所からPCR検査等を受けるように指示された方がいらっしゃると思いますが、その中でその検査の結果が陰性であった方が、もう自分はどうもないということで、一般の生活のようにして二次感染を起こしているという事例も発生していますので、この濃厚接触者の定義に当たった方が、その待機期間中やっぱりその期間を守って自宅療養をいただくというところも今、放送していますが、そのようなことも周知を徹底して、これ以上感染が広まらないように対応していくことが、施設の再開にも重要なことだと考えていますので、そのようなことも周知徹底しながら感染防止対策に徹底していきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

次に2番目、現在の伊仙町内のコロナ感染者は子供の感染が多い中で、町内の中学校が町外での宿泊研修にてコロナ感染が発生したということですが、どのような感染対策をして実施をしたのか伺います。

○教育長（大山惣二郎君）

大河議員の質問にお答えいたします。

宿泊の当該学校は、全学年検温、消毒、マスクなどを毎日実施しております。各学習については、前日に校長、教頭、学年部職員、養護教諭で事前に対策会議を開いております。

そして、具体的に指導してきました。その実施要項については、大河議員がおっしゃったように基本のとおり実施して、さらに強化を指導しているところでございます。

○3番（大河善市議員）

いろいろ対策をしている中でもやっぱり発生をしているわけですが、加勢をしたこと学校側から教育委員会にすぐ通知等があったのかを伺います。

○教育長（大山惣二郎君）

ただいまの質問にお答えします。

当該校から連絡がありましたので、このことの実態について他の学校、小中学校にも全部連絡したところであります指導を。

○3番（大河善市議員）

これについては町内の他校も同じようなところで宿泊研修がなされたということを知っておりますが、他校においては、感染者は出ていないということよろしいんですか。

○教育長（大山惣二郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

当該校以外についてはその感染の連絡は受けておりません。

○3番（大河善市議員）

それでは次に、この間、新聞で見たんですが、県より先に学校の部活動、スポーツ再開宿泊研修等についての感染防止対策が示されたということが新聞に載っておりましたが、この内容についてと、周知等についてどのような方向で学校当局に通知等を行ったのか、また話し合い等が持たれたかについてお尋ねします。

○教育長（大山惣二郎君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

これは地域部活動の移動等についての内容ですが、コロナについては県教育長会が県教委にお願いしているところです。

この地域部活動については、文部省も今試験中でありまして、これが県教委から具体的に下りてきたときには自教委で話し合っ、また学校長との話はしなければならないと思います。今のところ具体的に何も下りてきてないのが現状であります。

○3番（大河善市議員）

ただいまの件については分かりました。そういう県教委から下りてきた場合はまた十分にその内容について精査し、実施して町内では部活動宿泊研修等でのコロナ感染者が出ておりますので、その対策等をよろしくお願いをしたいと思います。

○教育長（大山惣二郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

県教委から具体的に指示が来ると思います。その折については教育委員会、学校、それぞれの関係団体と話し合っ、今後、指導していきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次に、午前中あったかと思いますが、コロナワクチンの子供への接種率を資料もらったところ、10代の接種率が低い数字が出ていましたが、この問題については子供からの感染が多く発生しておりますので、これは親御さんとの関係もあるとは思いますが、接種率を上げることについて担当課等については、どういうふうを考えておるか伺います。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

接種率については10代、あと11歳未満なんですけど、こちらはまた小児ワクチンは3月から始まりでしたので、少ない数字となっております。12歳以上については50%程度になっております。

こちら健康増進課としましては、ワクチンの推進をしているところでございますが、今後もワク

チンの推進については周知して、ワクチンの接種をしていただくように努めていきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

子供の接種率を上げる対策の実態は分かりましたが、今4回目の接種が始まっていると思いますが、これについては伊仙町の現在の取組等について教えていただきたいと思っております。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

4回目の接種については、3回目のワクチン接種から5か月が経過した60歳以上の方、また18歳以上で基礎疾患を有する方を対象に、今、現在準備を進めているところでございます。準備でき次第、発送する段階でございます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。次の質問ですがコロナ感染後、自宅療養が終了した後に職場復帰また学校への復帰等がありますが、学校関係では完治した後に何か証明等が提出等があるのか。また、伊仙町の現状については陽性になった方等が職場復帰する場合は、証明提出等もあるのかどうかも伺いたしたいと思います。

○教育長（大山惣二郎君）

学校関係については証明書はありませんが、全ての児童・生徒は保健所の指示に従って登校を行っております。

○総務課長（久保 等君）

今この4月から感染が広まっておるわけなんですけど、その中で職員が陽性、濃厚接触者に当たられた方が前は期間を要して、その後、再度検査をして陰性証明が出るっていう形でありましたが、今現在、その期間を守って自宅療養をすれば、その再度検査をして陰性っていう検査を受ける必要がないというふうに変ってきていますので、その期間を終了し次第、職場に復帰しているという形でございます。

○3番（大河善市議員）

今の質問については分かりました。

続きまして、3番、現在、コロナウイルス感染について、陽性者が軽症のために自宅療養者が多い中で、どのような支援等が行われているかについて伺います。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

こちらについては、新型コロナウイルス感染者、または感染者の濃厚接触者として自宅待機を要請されて、その自宅待機中に支援していただける親族等がいなくて、食料品や日用品の確保が困難な方に対して、そういった食糧品、日用品の支援をしているところでございます。

○3番（大河善市議員）

今おっしゃった支援については、補助等があるのかどうか伺います。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

こちらは一般財源で実施しております。

○3番（大河善市議員）

今の答弁では無償で行っているということによろしいですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

こちらについては無償なんですけど、まだ申請は1件しか来ていない段階でございます。今年度については。

○3番（大河善市議員）

コロナに感染して、今回のコロナについては、自宅療養者がほとんどで、以前は療養者が結構いたと思いますが、聞いたところ施設療養者についてはいろいろ県からの助成とか、いろんな本人の手出しはなかったというふうに聞いておりますが、今の先ほどの課長の答弁を聞くと、やっぱり結構いる中で申請が1件しかないということについては、広報等の感染者について保健所からの指示が大多数だと思いますが、それに困難を来たしている方もいますので、もうちょっと利用する方が私はいらんじゃないかなと思っておりますが、PR等もこういう支援が受けられますよというのを、これだけ町内に陽性者が出ておりますので、町の広報紙のチラシ等の活用等も行って、町が行う支援策とか、昨日もありましたが検査等を有料で検査を受けるとか、無償で受けられるとか、結構分かりにくい今の制度を、感染した人からにしては有償になったり、検査が無料になったりというような、ここをもうちょっと町のほうでこれだけ感染者が多い現実を直視して、せつかく毎月活動も行っておりますので、担当課でその辺について、町民にもう少し分かりやすい知らせ等が必要ではないかと思っておりますけどこの点について伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この陽性になった方等は保健所が全部調査をして、年齢と氏名、集落等も全然庁側には知らせがないわけなんですけど、そのときにこういった支援を受けれますということ、保健所側からこの感染した方々には伝えて、それを受けるのかどうかということも聞き取りをしているところであります。その際に、聞いた話によりますと、自分が感染したということをつからせたくないって方の中にはいらっしゃるということも聞いております。

それと、その検査についてなんですけど、5月の31日に3町の協議をした中で医療機関での検査、これは保健所からの検査依頼について1日約100人程度行っていたんですが、看護師等の休暇・時間等が取れないということもありまして、もうそれ以上の検査は無理だということで、1日60名程度にしてほしいという医療機関からの意見があったということで、この検査を受けたい方が検査を受けられないということになりますと、逆に陽性になった方がその検査を受けられずに、二次感染につな

がるという傾向も考えられますので、無料の検査をしてくれる機構がありまして、そちらと6月1日の日に協議をしまして、伊仙町においても、これは唾液を送ってそこで検査をしてその番号と照合した人が陽性になっているかどうかという結果を知らせることになっているんですが、そういった検査を取り入れるという、今、契約をしているところでございます。

人数が多くなる修学旅行とか、あと介護施設等に感染者が出た場合、そこに利用している方たちとなると4、50名になってきますので、そういったところの検査についても有効だろうということで、今、委託契約を結んでいるところでございます。

○3番（大河善市議員）

もう1点訪ねたんですが、町民に分かりやすい行動についての考えを伺います。

○総務課長（久保 等君）

その今、委託契約を結んでこれが実施になりますと、こういった状況で進めていくということで、学校現場には教育委員会部局を通じて周知、また町民に対しましても防災無線並びに広報等で周知するというのと、あと施設については担当課がありますので、そこからそういった検査が受けられますということを、周知していきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。

次に、4番、今年度の各種行事予定及び今後のコロナ感染状況での行事実施判断をどう考えているか各課に伺います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ほーらい祭りにつきましては、先月実行委員会を開催し、国の行動宣言の緩和、イベントの開催の制限緩和、また日曜も開催ということで伊仙町も11月3日の開催の予定でしております。実施の判断につきましては、直近の感染状況や国・県のイベント、開催時のガイドラインそういうものを総合的に勘案して判断していきたいと考えております。

○経済課長（橋口智旭君）

大河議員の質問にお答えいたします。

経済課としましては、11月23日に産業祭・食の文化祭を予定しているところでございますが、そのころの感染状況等を考慮しながら感染対策を徹底した上で開催していこうと計画いたしております。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

選挙管理委員会としましては、まだ決定ではないんですが、6月22日公示の7月10日投開票の第26回参議院通常選挙に向けて、今準備を進めているところでございます。感染防止としましては、期日前投票が23日から7月9日までちょっと長期にわたりあるものですから、まず、最初にパーテーションで利用対象、用紙交付の区切りをつけて、会場内には期日前投票に関しても3名以上はもう入れないと、なるべく1人ずつ投票していただくような形をとって、あと検温、消毒のほうを徹底

していきたいと考えております。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

社会教育課としましては、各種スポーツ大会、文化祭、体育祭、駅伝大会等ありまして、実施する方向で進めております。また、コロナの感染状況によって各団体実行委員会等で検討し、再度実施、延期、中止の判断をしていきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

今の各課の課長さんの答弁では、感染拡大がしなければ実施を予定しているということを伺ったんですが、この各種行事を決めるときに3町での話し合い等で決定をしているのか、それぞれ町独自である程度3町で統一見解でやっているのか、これはなぜかというところから成人式等もありますので聞いております。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

去年の成人式については3町の教育委員会部局のほうで協議を行い、実施に向けてしたところがあります。他の行事につきましても、この3町統一の考えの警戒レベル等については3町で協議し、各町で開催される行事、それから施設の利用等については、各町で判断をして決めるというふうになっておりますので、この行事についてもレベルは3町で勘案するんですが、行事、それから施設の利用宣言等については、各町で判断をして実施するかしないかというところで決めていきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。次に、区長会が今、1月おきの開催だと認識をしておりますが、やっぱり集落行事も今からありますが、各区長さん等の意見を聞く機会があつて、各集落がどのような考えを持っているかを把握しているかどうかを尋ねます。

○総務課長（久保 等君）

今月、月曜日に区長会をする予定でありましたが、今の感染状況等を鑑み、今回6月の区長会は中止にしたところであります。

偶数月に開催するということでありまして、前回の4月の開催時にはいろいろ集落の行事等も感染防止を徹底した上でやっていくという中でありましたが、今回ちょっと増えてということで社会教育課のクリーン作戦についても、今回は中止をしたところであります。

6月がなかったもので、次は8月ということではなくて、来月の7月には、また区長会を開けるような状況に持って行って、それも開催をして集落の意見等も周知していきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

今、総務課長がおっしゃったように、やっぱり集落では判断が迷う点が多々あると思いますが、やっぱり現在のコロナ感染状況とかいろいろあるかと思いますが、今2年コロナ禍で各種町の行事、集落行事も開催されていない現状等も踏まえて、感染状況が収束に向かう方向であれば、ぜひ

集落の活性化等もありますので区長さんの意見等も聞いて、実施できる方向で町のほうも、またご指導できないか伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

確かに各個々で区長独自で判断するというのはなかなか厳しいものがあるかと思っておりますので、そのような提案を周知すると同時に、今、「がんばる集落」応援支援事業も募集してございますので、その辺で集落等の意見、また活性化に向けた事業等の周知募集等もしていかなければならないわけですので、こういったことは一緒に共有することで、またお互いの住みやすい地域にしていくということにつながっていくと考えていますので、今指摘があった部分についても取り組んでいきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。次に、社会教育課にお尋ねしますが、先ほどもありましたが2年間各種行事等ができない中で、伊仙町は今年町政施行60周年の節目の年でもありますので、一番町民が参加しやすい町民体育祭の実現に向けて、この開催する、しないをすぐ監督会だけで決定するんじゃなくて、各種団体等の意見等も聞いて十分に配慮して、ぜひ節目の60周年ということを考えながら、感染状況が落ち着いた段階では日本の各種いろんなイベントも開催に向けてやっておりますので、先ほど提案しましたが、ただ1つの会合だけで決定しないで多くの各種代表がいらっしゃいますので、意見等も聞いて総合に判断できる体制がとれないか伺いたいと思います。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

大河議員の質問にお答えします。

大河議員のおっしゃるとおり各種団体協議の上、実施の方向で進めていきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。次、5番の質問に移ります。

地方創生臨時交付金について、今年度も申請が4年度の町の事業計画でありましたが、コロナ関係の支援を受けられない方への支援ができないかということで質問をしたいと思いますが、蔓延防止措置等で飲食業への支援、それから子育て世代への支援、非課税世帯の支援等が国より行われ、また町からは今年度学校給食の無償化も実現されましたが、それ以外でやっぱり生活に困窮している方等もいますので、その辺の支援等ができないか伺いますが。

1つ目、コロナ感染者は肉体的、精神的、経済的な負担となりますが、令和4年度一般会計予算書明細では、コロナ感染への見舞金や検査料の一部負担や町内の建設業や建築業に従事している方については、コロナ感染者や濃厚接触者となった場合、仕事を休むことで給料の支払いがなく、生活が困窮している実態等もありますので、この方々についての支援ができないか。

2番目、有料介護施設等への入居されている方及び自宅で介護をされている方への支援ができないか。これについては特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等への入居者と有料介護施設等や自宅

で介護されている方では費用単位に大きな違いが出て、生活も困窮している現状で、また老人の方が老人を介護しているという現実もあって、その方は国民年金等で生活を主にしている方もたくさんいますので、こういう方々への支援ができないか。

3番目、蔓延防止等で飲食店等への支援等は県のほうから支援策がありましたが、伊仙町では運代行業の方もたくさんいらっしゃいますので、この方々は一番そういう飲食業関係とかが店が開業することによって仕事も増えたり減ったりしますので、蔓延防止等から現在までやっぱり大変な思いをしていますので、こういう方々も含めて地方創生臨時交付金の予算等に組み入れてできるようなことができないか、各課に伺います。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまの大河議員のご質問にお答えします。

まず、地方創生新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものについての概要から、まずご説明させていただきます。

まず、この交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援しつつ、地方創生を図るため地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう令和2年度の補正対応より今日までコロナ対策に特化した各種政策を講じてまいりました。併せて令和4年4月にコロナ化における原油価格、物価高騰等総合緊急対策において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減をすることを踏まえて、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が創設されました。

それに当たって国により支援策を踏まえて、本町においても今年度同行臨時公金を活用し、ウイズコロナ及びアフターコロナを見据えた住民生活への支援並びに地域経済活性化に関する支援を行うこととしております。

具体的な支援内容につきましては、明日、予算審議される予定であります。一般会計補正予算第2号に計上している全12事業、総額6,018万5,000円をはじめ、これを第一弾として事業に実施時期及び移用対効果の検証機関を考慮して、切れ目のない支援を講じてまいりたいと思います。

先ほど大河議員から1点目から3点目まで支援ができないかというお話がしもありましたし、昨日来、議員の皆様からそのコロナ臨時交付金を活用してきめ細やかな対応をすることが迅速にしていけるほうがいいんじゃないかという、いろいろなご要望をいただきました。

今現状、国として先ほど言われたように中小企業とか個人事業者、その他もろもろ中小企業で働かれている方の労働者、その方々に対する支援策というのが例えば貸付だったり、無担保、保証人なしで据え置き期間1年置いて貸付期間何年間、数年置いてやっていくとかそういったもろもろ事業がございます。

先ほどの質問とも重複しますが、そこら辺の周知がなされていないというのはおっしゃるとおりで、その件につきまして、まずは執行部の皆さん、各課のほうで連携をしてその新型コロナウイ

ルスで生活支援を必要とされている方、また他にもいろいろな形で支援を必要とされている方の総合窓口を作っていきたいなど、現時点で考えております。

それに当たって、窓口を設置し、またその内容に応じてどういった支援制度が対応できるかということで、コロナ臨時交付金で対応できるものと、それ以外でも既に国は創設して部分がありますので、そういったところを活用して何とか支援を講じてまいりたいと思っています。

その臨時交付金なんですけども、いろいろ活用するに当たってこの間5月30日に参議院予算委員会において、その臨時交付金の使途について質疑がありました。その中で、コロナ臨時交付金の扱いについて改めて地域、地方公共団体のほうに、このコロナ臨時交付金は基本的には自治体の裁量で対応ができるということになっておりますが、その使い道、経済対策との関連事業の効果検証、これらをしっかりとできるような形でしてくれという形で通知も来ておりますので、そこら辺も踏まえて、また対応していきたいと思っております。

もちろん、先ほど1点目から3点目まで上げられた具体例も含めて、近隣自治体との対応の内容を見ながら、また迅速に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○地域福祉課長（大山 拳君）

大河議員の質問についてお答えしたいと思います。

施設に入居されている方、またそして待期されている方、そして介護に従事されている方への支援ができないかということなんですけども、なかなかそのくくりでの支援となるとちょっと困難かなとは感じております。具体的に、国が示した給付金を実際ありまして、非課税世帯であったりということが、国のほうで示された対象者ということで給付をしております。

この臨時交付金については、先ほど未来創生課長がおっしゃったように、広く町民全体に行き渡るようなサービスを、今後、検討してまいりたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

先ほどありました3点目の運体代行業者とかの支援ができないかということなんですけども、昨年度、令和3年度の臨時交付金を活用して町内の飲食業、それから宿泊業、運転代行、交通事業者そういう方々に町独自の協力金ということで、一律20万円の給付を行いました。実績としまして、飲食店、宿泊業者が31件、交通事業者が4件申請がありました。計700万円の協力金を支給しております。

○3番（大河善市議員）

説明でよく分かりました。先ほど佐平課長の説明でありましたが、ぜひやっぱりそういう町民の声を聞く窓口等を設置して、幅広く行政の皆さんが考える支援策と町民の考えておる今、生活に困窮している方々の考えはちょっとかけ離れている点も、昨日示された6,000万円の使い道を見ると違うような感じもいたしますので、やっぱり少しでも町民に寄り添うような策も次の対策、臨時また設置して残りの予算等があるというのを聞いておりますが、町民に寄り添うような策もぜひ実行で

きるようお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

次に、農業支援についてお尋ねをいたしたいと思います。

さとうきび・畜産・園芸の各農家で肥料・飼料・資材及び燃料等の高騰で農家経営を圧迫している現状での支援策についてということであります。

○経済課長（橋口智旭君）

大河議員の質問にお答えいたします。

最近話題になっております肥料、配合飼料、燃油等の高騰につきましては、国の補正予算や予備費で様々な対策が講じられているところでございます。具体的な内容といたしましては、予備費におきまして原油価格、物価高騰等総合緊急対策といたしまして、予備費1,000億円がつき込まれております。その中でも751億円が農林水産関係で予備費として活用されてございます。

また、政府におきましては、肥料価格の高騰に対しまして補助金制度の創設の検討を開始された。また、昨日7日の閣議におきまして決定された骨太の方針におきましても食料、安全保障の強化を盛り込まれた方針となっておりますので、肥料等の高騰は一過性の問題ではございませんので、今後も国・県の動向に注視しながらしかるべき時期に事業の実施ができるように進めているところでございます。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。今、答弁がありました。やっぱりどうしても農家ではもう自助努力では解決できない問題でありますので、行政のほうでも先ほども言いましたが、地方創生臨時交付金とか、町の積立金等を取り崩すぐらいの考えで、今、大変コロナ禍農家経営もこれから余計いろいろな原材料が上がれば、農家は経営を圧迫しきび価格が大幅に上がるわけでもなし、ジャガイモ等についても経費がかさむのは目に見えておりますので、価格が大幅に上がるわけでもなく、畜産においても今価格が先ほどの久保議員の質問でもありましたが、相当下落している現状でありますので、ぜひ町当局も先ほど広く支援をしたいという考えもありました。それと農家支援もぜひ考えていただけないかなということて問います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

各種交付金、また基金の取崩しを行った上での支援でございますが、こちらの問題につきましては、本年1年で収束するような見込みは全くない状況の中で、単年度でそういった支援を行うというのはちょっと現実的ではないのかなと考えております。

また、私の記憶で20年ほど前に国のほうにおいて肥料価格高騰に対して補助事業があったと認識しております。その際には、価格高騰分に対しまして9割の補助金が出たと認識しております。

しかし、その事業の実施の際に農家の事務が相当煩雑となり、受けられる農家が少なかったという国の意見等も踏まえて、国のほうが補助金創設を計画しているという情報が入ってまいっておりますので、現在、経済課といたしましては、JA並びにジャガイモの商系等におきまして、昨年度、

一昨年の肥料の取扱量等の調査を始めたところでございます。

また、国におきましては堆肥のフル活用化を推進すべきという声も上げている状況でございますので、ご承知おきいただきたいと思いますと考えております。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（大河善市議員）

次に、畜産農家への支援ということでお尋ねをしたいと思います。

現在、国の事業、またJA等の事業を利用して牛舎建設が結構進んでいますが、以前、JAの補助事業で堆肥場の補助事業等がありました。最近、国の事業は別ですが、JAの事業等で牛舎を建設等をして、堆肥場建設の事業があるのか。

また、それに対して行政は、まあ世界自然遺産もなりましたので、やっぱり環境問題等もありますが、この問題についてどう考えているか聞きます。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

私の認識では、堆肥場建設の助成といったものはなかったと認識しております。

しかし、近年ですと、堆肥場を建設する際の融資、貸付事業につきましては、出ている状況です。

○3番（大河善市議員）

こういう事業を私は役場がやっているということを知っているわけではありません。以前、JAのリース事業で多く、堆肥場が造られております。

この間、与論のほうの、そういう事業について新聞等にも載っておりましたが、農家が今、事業がないとかいうことを、JAのリース事業で対象の牛舎、堆肥場建設についての事業が該当するのがないというようなことを聞いたことがあります。やっぱり与論町において、そういうものに対して事業を導入して、町が助成等も行っているということも聞いておりますので、畜産担当のほうで勉強して、そういう事業等の導入も必要じゃないかと思いますが、これについて伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

以前は、農協の実施する事業で堆肥場まで整備できたということは伺っておりますが、現在においては、できないというふうに認識しております。

その中で、与論町等におきましても、堆肥場建設の事業につきましては、町単独予算を盛り込ん

で建設しているものだと認識しております。

○3番（大河善市議員）

すみません。今、最後おっしゃったことをもう一度、よく分からなかったんですが。

○経済課長（橋口智旭君）

与論町においては、与論町の、町の単独予算において支援を行っていると同ったことはあります。

○3番（大河善市議員）

先ほど来からありますが、やっぱり、牛舎建設に多額の費用もかかったりしますので、奄振とか、そういう事業等でそういう対象物件がないか等もよく精査して、少しでも農家支援ができる対策等を取っていただきたいと思いますが、これについて伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

議員のおっしゃるとおり、奄振を活用した事業等につきましては、要望を3町並びに大島郡として上げさせていただいているところではございます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次、2番の、サトウキビ採苗作業の現状と、作業員確保対策及び作業員への日当支払いの現状について、伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

②の質問にお答えしていきます。

伊仙町におきましては、糖業部会において採苗班を組織して、活動しております。現在10名程度の方で活動をいたしております。

人員確保につきましては、採苗班を中心に、行政、原料事務所で連携を取りながら、人員の確保に取り組んでいるところでございます。

また、採苗が集中する時期には、関係機関において一斉採苗を行い、南西糖業やJA、我々行政の職員も、採苗作業を行っているところでございます。

支払いにつきましては、日当制ではなく、採苗した束数に応じた実績払いとしております。

○3番（大河善市議員）

この問題については、近年、以前は採苗する方も多かったんですが、近年、採苗作業をする方が少ないという現状を聞いています。そういう、東部で3名ほど、西部地区においては、担い手がなくて、町外から担い手を頼んでいるという現状も聞いておりますが、そういうことでよろしいですかね。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

西部の採苗作業におきましても、町内の方で採苗作業は行っております。

○3番（大河善市議員）

これについては、私の聞き間違い、たしか町外の方も入れて、成り手が少ないということを知っていて、島外からも作業員を雇ってようやく採苗態勢ができているというようなことを聞いておりますが、この問題について私が聞こうとしているのは、こう成り手が少なくなれば、町から導入した植付け機等も使用がいずれできなくなるということも目に見えております。採苗作業員の体制は十分だと、課長は考えているわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

サトウキビの採苗に関しまして、また我々、採種苗の売り払い等をするわけでございますが、基本的には、農家のほうで準備をしていただく。また、採苗、有償苗の売り払い等につきましても、面積で上限を設けて行っている状況でございます。

採苗班が確かに現在不足し、植付けが滞る時期もございますが、何とか、関係機関連携の下、植付けを進めているところではございます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

視点を変えて質問したいと思います。

課長の答弁では、足りているような答弁でありましたが、作業員については、危険性を伴う作業を行っておりますので、その方々の期間中の保険等の加入状況について伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在は、採苗作業に当たる方に関しましては、簡易保険を掛けているところでございます。

○3番（大河善市議員）

やっぱり、危険を伴う作業をしておりますので、この方々の方が一の事故等があつていけないわけでありまして、そういう体制もしっかり取って、行っていただきたいと思っております。

次に、採苗作業員への4月と5月の日当支払いが滞ったことがないか、伺いますが。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

基本的には、採苗班において、一月分程度を取りまとめの上、請求を頂いているところでございます。

しかし、この支払いにつきましては、農家が1束当たり200円負担していただいておりますが、その200円にプラスしまして、本町の支援事業として採苗班育成事業という形で、1束、春植えですと50円当たり、夏植えですと70円ほど追加して、支出している状況でございます。

本年につきましては、請求書、実績書のほうで、その記載のほうに少し我々が見解の違いがございましたので、実績書等の修正を依頼し、少し遅れた経緯はございます。

○3番（大河善市議員）

この問題は、相談を受けたから質問しているんですが、話を聞くとところによると、振興会が、役場の振興会の職員の方が担当しておるということを知っていますが、その方が長期休みがあって、支払いが遅れたというようなことも聞いております。

振興会においては不祥事等も発生をしていましたので、振興会も経済界の中にあるわけですから、糖業担当も2名体制を取っていると思いますが、この人なんかと連携を取って、先ほどの答弁は行き違いがあったとおっしゃっていましたが、結構、支払いについて遅れたということを知っております。そういう事務的な改善等もして、こういう大変な仕事をしておる方への報酬の遅れ等がなくてはいけないことだと私は思って、今回、話しておりますので、その辺の等がなかったか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

長期休みで遅れたかどうかというのは、ちょっと私のほうで認識はしてございませんが、こちら採苗班の取りまとめを南西糖業さんから頂くわけでございますが、その中で、都度、我々、電卓をはじめ全ての数量に対しまして突合等をかけている状況でございます。その中におきましても、たまに差異等はございますので、そういった修正等が入れば、さらに支払いが遅延していくと。我々、表に出てきている数字だけで支払うことはできませんので、細部にまで点検をし、支払っている状況でございます。

また、担当においても、各種事業を行いながらでございますが、早急に対応をするよう指示をし、今後とも、今後とも指導してまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

この問題は、昨年、採苗作業員の方の話によると、昨年度も支払いの遅延があったとか。

やっぱり、私が聞くとところによると、成り手も少ない現状で、その方々は頑張っていると。それに対しての報酬が遅れるということは、やっぱり、その方々も生活をしているわけですので、諸般の事情があろうと、やっぱり支払うのはきちっと、期日のある程度守って支払うことが、事務の改善等をなされて、しっかりと、そういう。

1か月程度遅れたというような話を聞いておりますが、そういう認識はないか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、その資料等の修正がかかる場合には、遅れていることもございました。

また、採苗作業班におきましても、私のところに連絡が来るときもありますが、もちろんこれ、月ごと単位で大体、締めを行うのですが、月の頭に採苗をした場合に、支払いまでは45日から50日程度かかるものは、ご理解の上、作業をしていただいているところです。

○3番（大河善市議員）

もう、この問題についてそれ以上はしませんが、一番、糖業部会というのがありますので、その方々との、特にこの問題は南西糖業の原料事務所との絡みがあると思いますが、横の連携をしっかりとって、遅延等、やっぱり作業員も生活をしていますので、そういう遅延等が発生しないような事務作業に努めていただきたいということですが、これについてどうですか。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほども申し上げましたが、担当にも重々、指導してまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

まあ、それ以上はあれですが。

先ほども課長の答弁でありましたが、農家からは200円もらって、控除や助成等があると思いますが、その方々のお話を聞くと、やっぱり重労働だと。やっぱり成り手も、実際、私は辞めた方が結構いるということも聞いておりますので、待遇改善等の見直しとか等も含めてできないか、伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本採苗班は、徳之島3町におきましても、伊仙町のみで運営している団体でございます。隣の徳之島町、天城町には、採苗班という組織は存在はしていない状況でございますが、確かに、彼らの労働力に対しましては、夏、特に夏植え等、重労働になると認識をしております。そういった部分に関しましては、プラスで支援をしていくといった対応を現在も取らせていただいております。

価格の上乗せにつきましては、限りある予算の中で様々な支援事業を我々行っているわけでございますので、また関係機関と協議の上、定めていきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

この問題については以上で終わりますが、この人たちが、採苗作業をする人たちがいなくなれば、やっぱりサトウキビの一番基で植付けが、広大かもなとってできなくなっていく現状、それから全てが機械化でペレットプランター植付けに走るような体制になっていく可能性があると思って、今回の質問をしたわけでありまして、こういう作業員の方々も大事にしながら、糖業、特に糖業部会で検討をして、やっぱり待遇改善等に図っていただきたいと思います。

次、3番の、堆肥センターの今年度の堆肥供給及び畜産農家へのバカス供給について伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

③の質問にお答えいたします。

本年の堆肥センターの堆肥の製造計画でございますが、1,000tの製造を計画しております。

バカスの供給につきましては、10tダンプで進入可能な牛舎につきましては配達を行っているところであり、不可能な牛舎におきましては、農家が引き取りに来ていただければ引き渡している状況でございます。

○3番（大河善市議員）

今期の堆肥センターでのバカスに、不足等が生じてないか。また、畜産農家への供給に対してのバカスが十分に確保されていたかを尋ねます。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今期のバカス供給につきましては、堆肥センターの運営が新たになったということで、東部、中部、西部、2名ずつの理事を配置し、それぞれの農家の要望に応じた形で供給していくような体系を取っているというふうに聞いております。その中でも、切り替わってすぐに雨が長く続いたりしたこともありまして、なるべくぬらさないようにということで、畜産農家が使いやすいような形で保管しておくために堆肥センターのほうにも一部搬入しているところでございます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次に、伊仙町の堆肥センターの運営が変更になり、農家の皆さんが心配しているのは、今の肥料の高騰等によって堆肥の供給が農家に十分できるかという心配等があると思いますが、4月から始まったばかりで、いつごろから供給体制ができるのか、伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、堆肥の製造に取り組んでおりまして、先月の中旬ごろには発酵温度が75度から80度まで達したという報告もいただいております。順調にいけば7月の末から散布事業が開始できる予定となっております。

○3番（大河善市議員）

ぜひ、経済課と堆肥センターと、よく連携を取りながら、農家にいい堆肥が供給できるようにとっております。

次、4番目に堆肥センターへの堆肥のペレット化施設の導入計画についてですが、先ほど久保議員の質問で課長が答弁していただきましたので、伊仙町の農業生産額は60億を目標としている中で、堆肥生産が重要となって、各農家に利用しやすい堆肥ペレット化ができれば、利用率の向上と機械での散布、手作業での散布等がしやすくなり、これも農家支援の1つだと考えておりますので、先ほどもありましたが、町で、他の機械の導入等が予算書に載っておりますが、こういう方面での農家支援等が早めに計画ができないか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。

ペレット化の設備につきましては、久保議員の質問の中でお答えいたしましたとおり、現在、事業の選定まで取り組んでいるところでございます。また、ペレット化により、施肥効果の増大が図られることも実証されておりますので、早急に対応してまいりたいと思っております。

一部、例で申しますと、本年のバレイショにおきましては、元肥を2分の1から3分の1程度減肥し、追肥でペレット化肥料を投入したところ、通常の作付と遜色なく、バレイショが出てきたという例もございますので、そういった辺りも推進してまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。そういう実証場所ですが、この間、Aコープ前にある農業支援センターが実施をしていましたが、広く町民に分かりやすく、町の堆肥等を入れて、こういう実績が出たよというような方策もできないかについて伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました例につきましては、我々の圃場で実施をした実績ではなく、時期になりますと、私が各農家、様々な場所を巡回しまして、声かけをさせていただき、お話を聞いております。その中で、ご意見をいただいた内容でございます。

○3番（大河善市議員）

それは分かりますが、町のああいう場所でも利用して、皆さんに効果等、実験等もできる体制ができないか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

町の圃場におきましては、土づくりの一環といたしまして、昨年度は堆肥を全面施肥しております。ですので、バレイショにつきましては、区別分け、区画分けを行っておりませんので、今年度以降、そういった実証が可能であれば実施してまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

ぜひ要望しておきたいと思えます。

最後に、5番目、町長にも伺いたいと思えますので。先般、徳之島で開催されました奄振法についての意見調査が実施されましたが、伊仙町が推薦した各種団体の構成はどのような構成になって、どのような要望があったか。特に私が聞きたいのは、農業分野はサトウキビ、畜産、園芸と、分野ごとの推薦等がなされて、そういう方々の意見等があったのか、伺いたいと思えます。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

大河議員のただいまのご質問にお答えします。

町長に対しての答弁ということですが、一応、窓口が未来創生課になっておりますので、その概要についてご説明申し上げます。

この団体意向調査につきましては、奄美群島振興開発特別措置法の改正に向けた団体意向調査ということで、先般5月27日、金曜日、大島支庁徳之島事務所、徳之島町亀津のほうで、鹿児島県主催により開催されました。今回の調査は、令和5年度内の奄振法改正に向けて、奄美群島内の各種団体の現状、課題、振興開発に関する考え方など、各種団体から意向を伺うことにより、奄美群島

の自立的発展に向けた今後の振興開発の方向及び方策の検討に資することを目的として行われました。

その中で、今回、本町においては、県が示した構成委員、こういった基準で選んでくださいよという考え方が示されたのですけれども、分野で示されております。1つは環境と文化、もう1つが観光、もう1つがデジタル化、そして移住交流。この分野に関連する団体を先行の目安として、おおむね10団体以内でしていただきたいということで、全奄美群島12市町村に対して示されました。それをもって、本町におきましては、観光連盟、空き家対策事業者、地域女性団体連絡協議会、商工会、町内進出企業、女性農業者会ファーマーミング、希少野生動植物保護推進委員、農業青年クラブを推薦させていただきました。

次に、各団体から寄せられた共通課題で最も多かったものとして、各種事業の予算増額。これは全分野を総括して共通している部分なのですが、各種事業の予算増額及び助成制度の拡充、人材確保並びに専門的な人材育成、移住・定住に特化した支援拡充と空き家改修費用の補助、デジタル化の推進などが上げられました。

今、大河議員からあった農業分野についての具体的な質問に関してですけれども、従事者から、今あった分については、農業もITとかICT、デジタル化に向けて動いているところを踏まえて、IT化に向けて十分な費用とか手だてがされていない、不十分だということで、そういったところへの資金援助並びにその申請、情報共有等をしていただきたいということでいただいております。

それと、先ほど来から話があります新規就農、特に農業青年クラブからは地域就農者に対する支援がほしいという形でお話をいただいております。こういったもろもろの要望等につきまして、県としましては、今後また検討材料として取り扱う旨を申し添えるのみにとどめておき、今後、またこの内容を含めて、無作為でアンケートを取る予定にしておりますので、そのアンケートの内容を踏まえて、次期奄振法に向けて要望等をしていきたいということでありました。

以上です。

○3番（大河善市議員）

内容等については分かりました。

最後になりますが、町長に意見をお願いしたいと思いますが、先般、大島郡議員大会での沖永良部、与論地区から提出がありましたサトウキビハーベスター作業助成金創設の議決が出されましたが、令和6年3月末で奄振法の期限を迎えるために、あらゆる分野で奄振法の延長及び各種事業充実が必要だと考えております。

現在、町長が各種要請活動等を行っておりますが、意向調査等の要望も踏まえ、奄振法の延長と内容の充実を目指し、活動を進めていただき、町長が持っている政治力を発揮して、ぜひ奄振法延長に尽力をお願いをして私の質問を終わりますが、最後に町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（大久保明君）

奄振法に関しましては、今、徳之島においては、特に重要なのは、畑総のダム、川のかん水が、

伊仙町においては3割しか来ていないということと、その事業確保は徳之島、沖永良部、喜界などが推進していますけれども、これが重要課題でありますし、また、港湾の整備についても、当町のほうからも面縄港の改修については強く要望しておりますし、5年間で、また奄振法が変わるということに対して、沖振とか全離島と同じように、10年単位でしたほうがいいんじゃないかというふうな意見も、今、出てきておりますけれども、今回は5年で、またもう一回、奄振法の延長ですけれども、延長ができるかどうかということに関しては、ほぼ可能性は継続して、次の奄振法ができると思います。

その中で、8年ぐらい前から、農産物輸送コスト事業とか、ある程度、自由度の高い補助事業のほうで、今やっと30億近くになった状況でありますけれども、それをさらに伸ばしていこうという意見は出ております。このような制度をさらに拡充していかなければいけないとも考えております。

それから、先般、会議があったときに、特に沖永良部、与論のほうから、沖縄との連携が非常に強く要望が出ました。沖振法と奄振法は、大体、額が10倍以上違うのですけれども、そこを有効に、観光船とか、それから航空路線の新設とか、そういうことが沖振法と連携を取ってやっていけないかというふうな意見も、今出ております。

いずれにしても、徳之島においては農業が中心であるということと、それから災害時の、う回路に関する道路をさらに進めていくということも徳之島3町では要望しておりますので、奄振法が延長ということは、ほぼ間違いないのですけれども、その予算が、民主党政権になって70億ぐらい減ったのですけれども、それがやっと同じ状況になってきて、ただ、その3年半の間に減った分を、いかに取り戻していくかということは、これからの課題であります。

今、離島に関する国境離島法とか、今まで以上に離島の防衛上の重要性なども評価されてきておりますから、昨今の国際情勢の中で、中国の脅威も、これからどんどん増していきますので、それに対する国境離島でありますから、考え方も変わっていかねばならないし、要望をしたときに、防衛省関係の方に面縄港の話をも要望したら、防衛省関係での事業とか、そういうものを加えてやっていくということも1つの可能性があるということをおっしゃっていただきましたので、今後の奄振法の延長に関しても、我々もこれからは強力に推進していくと同時に、その予算を増額していくということも重要であると思います。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

これで大河善市議員の一般質問を終了します。

次に、清平二議員の一般質問を許します。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時50分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（清 平二議員）

こんにちは。5番の清 平二です。令和4年6月第2回定例会におきまして、議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。

島内でコロナ感染が広がり、収束の見えない状況であります。また、感染した方々の早く完治すること、また後遺症もあるように聞いていますが、1日も早く元の生活に戻れますよう願っています。

では、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

今までそれぞれの議員の中にもありましたけども、やっぱり本当に伊仙町において新型コロナウイルス感染拡大防止策についてお伺いします。どういふのを防止策としてやっているのか、例を挙げていただきたいと思います。

それと2番目に、現在は非常にデジタル化社会になっておりますので、やはりタブレット等を使い、私たち議会の中でもこういう電子機器を使って、紙媒体から電子媒体への計画について問います。

以上2点についてであります。

次からの質問は、自席にてさせていただきます。よろしくお願ひします。

○町長（大久保明君）

清議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策についてでございますけれども、午前中からあったように、伊仙町が発症したコロナのクラスターが発生いたしました。そのことに関しましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

今後、例えば3回接種すると重症化しないだろうという安心感とか、それから何人か全く1回も感染したら、ワクチンを打ったことのない人は若い人でもかなり重症化していますので、その辺を接種をさらに、まだ完璧にはできていないわけでありますので、2回接種がまだ半分近くであるわけです。それを進めていくということと、いろんな、ほーらい館においても、どれだけ休業を延ばしていくかなど、また同時にこれは経済を回転させていくということもやっていかなければならない状況の中で、伊仙町民に、我々も含めて緊張感を持って日頃のコロナ対策を認識をしていくということが重要ではないかと思っております。

いろんな報道では、オミクロン株においても重症化は少ないとかいうことで、これはどうしても緩みが出ていると思っておりますので、それでこういうクラスターが起きると、非常にまた緊張感が緩んでいる中で、初期の2年前のことに比べてその状況が、ウイルスの拡散していく状況などが明らかになってきた中で、いろんな世界ではもう、逆に言えば観光客もどんどん世界の観光客も増えていく流れが出ていく中で、日本がまだまだその辺は遅れているという状況もありますし、その辺のバ

ランスの取り方が非常に難しくなってきた中で、今回、伊仙町でこれだけの感染者が出たということは、真摯に受け止めて、これを奇貨としてこれからもこういうことの二度とないような状況を、今日、伊仙町議会でも質問がありましたので、町としても全力で取り組んでまいりたいと思うし、議会の方々の叱咤激励の中で全力で取り組んでいきたいと思えます。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの清議員の新型コロナウイルス感染拡大防止策についてお答えいたします。

感染対策といたしましては、町民に対する意識啓発としまして、引き続き、防災無線やホームページなどで様々な場面で感染状況や対策に対する町民への情報提供、そして感染対策に関するご協力をお願いしていきたくと考えております。

また、コロナワクチン接種の推進をしています。資料はお配りしていると思えますが、対象者は6,133名で、1回目が4,642名、2回目が4,575名、3回目接種済者が3,126名となっています。また、4回目接種についても、先ほどの質問の中でもありましたが、準備している状況でございます。

その中で、こういったワクチン接種をすることで、町民の皆様、多くの町民の皆様に抗体を持っていただくことで、感染拡大が起これにくい状態を目指していきたいと考えているところでございます。

○総務課長（久保 等君）

清議員の質問であります。新型コロナが始まってもう3年目に入るわけなんです。当初の感染において有名人が亡くなったり、そのようなことで緊張感を持った国民、町民も全てですが、緊張感を持った感染防止に努めていただいたことに対しまして、厚くお礼申し上げたいと思えます。

その中でも、第6波あたりまで感染防止に対しての緊張感を持った対応で伊仙町としましても、そこまで感染が広まらなかったわけなんです。今年度に入ってのクラスターの発生ということで、かなりの方が感染してしまいました。

その中での対応としまして、また、先ほどこの施設の利用と、あと健康増進施設というところでの対応等も図ってきた次第であります。その間、支援策というところにおいても、議員の皆様と協議をして、過去にも、去年までも支援策を講じてまいったところであります。

その金額については、また改めて調べて報告をしたいと思うんですが、今回の提案してございますコロナ対策についても、アフターコロナということで今後収束を迎えたときに、どういったことが町民の支援につながるかというところで提案をさせていただきますが、今後についても、さらに支援ができていくように議員の皆様と意見を調整して支援策を講じてまいりたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

今、災害無線等で情報の提供をしているということですが、町としては具体的にどうしたらこれが収束するかという計画等はあるのかないのか、具体例を示してほしいと思えます。

今まで、今日一般質問をした方々も、その具体例は挙げない。ただ情報提供、こういうことだけですけれども、町として何か計画的に何かしてやるということはないでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この感染症については、どのような形で感染するかというところで目に見えないわけなんですけど、当初から水際対策としまして、空港ないし港で検温等を行ってきたにもかかわらず、入島してからの発症日であったり、そういう面から感染が広まったと認識しております。

そのような、このクラスターについても、先ほど認識が、換気の認識が甘かったとか、あと黙食ができなかったというところの検証もしてございますので、それについて今後、どのような対策を取らなければいけないのかということも考えて対応していきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

私が資料請求した中に伊仙町役場職員、会計年度職員も含むということで感染者数、あるいは濃厚接触者数の数が上がってきましたけども、陽性が35名、濃厚接触者が20名というんだけど、私は陽性者が35名いたら、この中から濃厚接触者は1人で5人、あるいは4人から5人ぐらいの濃厚接触者がいるんじゃないかなと思うんですけど、本当に濃厚接触者はこれ20人ですかね。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

陽性になった方、どういった場所で感染をしたかということもございますが、通常の仕事の中でマスクをした中での感染というものは確認されておりませんし、保健所のほうでもマスクをしながらの会話であると濃厚接触者に当たらないという考えの下に、このような数字になっているものと認識してございます。

で、体調不良であればすぐ連絡をして、その休暇を取るなりの対応ということも指示してございますので、職員がなったからといって職場でまた感染が広がるということではないので、こういった濃厚接触者の数になっていると認識しております。

○7番（清 平二議員）

この職員の方々、陽性者になった方々はどういう職員の休暇の取り方やっているのか、陽性者は何日なのか、濃厚接触者は何日休暇しているのか、そういうところはどういう休暇の取り方をしているのか、教えていただきたい。

○総務課長（久保 等君）

去年、このコロナが始まった時点では2週間程度の休養をするということで、そうしないとこのコロナ菌が消えないということで、当初は体調が悪くなった際には年休、陽性になった時点から2週間程度の特休で休んでいました。

今年に入りますと、これが1週間から10日で感染、人にうつすことはないというふうな状況になってきましたので、感染した場合1週間程度、濃厚接触者でもそれぐらいのことなんですけど、例えば今日が8日ですので、5日の日に感染したということが分かれば、それから1週間ですので、特休の扱いとしては12日というふうになります。濃厚接触者についてもそのような認識で対応してい

るところであります。

それが陽性が発覚してから1週間というところではなくて、感染したときから1週間から10日程度という、今年に入ってからのお休みの取り方でございます。

○7番（清 平二議員）

この休暇は年休じゃなくて、特別休暇ということよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

体調が悪いという場合には年休で休んでいただきますが、これが陽性になったことと、保健所の指示で濃厚接触者に認定されたという時点で、特休扱いで許可をしております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ職員の対応も気をつけながら、この町民のほうにもそういう取扱いをしていただきたいと思います。

それともう1つ、感染拡大防止の対策ということで資料を頂きましたけども、4月1日から5月までの感染者の状況を頂きましたけども、これを見て、どういう方向で防止策を検討したのか。ただこの資料だけやって、感染防止の対策ということは取らないといえればあれだけでも、情報提供だけをして、住民に呼びかけ、そして公共施設の利用の閉鎖あるいはほーらい館の閉鎖、こういう対策だけで終わったのかどうか、この資料を活用しているのかどうか、私はお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまのご質問にお答えします。

先般、先ほどの質問の中でもお答えしましたが、この感染状況によって健康増進施設における感染をさせてはいけないということで、その施設の臨時休館もしております。

また、5月に入ってから感染が多いということで、対策本部も開きながら施設の利用制限等も考慮してきたところでございます。

その中で、保健所からの連絡等もありまして、検査等の少なくなる可能性、それから医療機関との連携というところで協議もしております。その中で、3町の連絡会議の中で、レベルを上げて対応したらどうかという協議もなされたわけではありますが、昨今、国、県においても、クラスターとかいうところも他の地域でも発生しているんですが、そこですぐにその警戒レベルを上げて蔓延防止というところに入っていないところであります。

徳之島管内においても、それをすることが一番感染防止に最適だとは考えますが、逆に経済を今回すというところの意味においても、この感染をして重症化にならない今、数も4名程度で推移している中で、緊急に医療現場が逼迫する状況ではないというところを協議し、レベルも3のままで注意喚起、先ほども言いましたが、1回検査をして陰性だったということで通常の生活に戻ることもなく、掲示された期間までは自宅療養で濃厚接触者も過ごしてもらうようにという周知をしているところでございます。

○7番（清 平二議員）

この感染者の、これを分析とかそういうのは全然していないわけですか。ただ数字だけ上げて、なぜこういう具合に増えてきているのか、この辺のところは分析とかそういうのは何もしていないわけですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの施設の利用制限等もこの数字を見て伊仙町内で感染者が増えているということで、利用制限等も考えてしているところでございます。

○7番（清 平二議員）

なぜ私がこういうことを聞くかといいますと、私も濃厚接触者と言われて5月14日、土曜日なんです、これ言われて。5月14日言われて、病院を土曜日に昼から電話かけて、私は濃厚接触者でありますのでPCR検査をしてくださいということをしたら、医療機関がもう土曜日は午後から休みですと。午後言われたもんだから、土曜日と日曜日は休みですと言われて何か所か病院に電話したら、ある病院が今すぐ来てくださいということで行きました。やはりこの数字を見てみますと、土曜日と日曜日は少ないです。要するに病院が休みだから検査ができない。そして月曜日、火曜日に。

具体的に言いますと、5月2日、16名、5月3日、10名、翌週5月7日は8名、5月8日は4名なのに5月9日は7名、10日が7名。こういう具合にして、土曜日と日曜日は1桁台なのに、月曜日、火曜日は2桁台に来ている現状です。これについて何か対策はしないのかどうか。やはりこれだけ分析していたら、そういうこともやるべきじゃないかと思うんですけども、そういうことはしていないのでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この数値的なものについて、各地区においても、土日検査数が少ないということで、感染者数が少ない傾向がどの地区においても見られるところなんですけど、この感染が今増えている中で先ほど話をいたしましたけど、今検査を全て希望者するということになるのと、医療機関の看護師さんとかの休暇が取れないというところの問題点も出てきましたので、さらにそれを検査数が少なくなると体調不良の方が検査を受けられなくなるということも想定できますので、先ほど言いました、検査機構のところをお願いすることによって検査希望者、また、例えば修学旅行等に行く前、また帰るときにこの検査を受けることによって感染拡大防止を図れるものだというところで、そういった対応にしているところでございます。感染者数の土日が少なく、月曜日、火曜日が多いということも考慮して、これは病院じゃなくて、施設の中で検体を取って送って結果を見るというシステムでございまして、土日関係なく検査が受けれるという状態になっていくと考えております。

○7番（清 平二議員）

現在は土日でも検査を受けれるということですか。

○総務課長（久保 等君）

この検査機構と協議しまして、そのような体制でいくということで今契約を交わしているところでございますので、今週から土日でもその検査のキットが送られてき次第、そのような対応で検査をしていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

島で伊仙町でこれだけはやっているのに、町民に土日もこういうことができないんじゃないかと私は思います。ぜひその検査の時期を1日も早く、土日も含めて、伊仙町だけでもいいです、早く進めて、これを終息するようお願いしたいんですけども、それは可能ですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

先ほどちょっと申し上げましたが、そういった団体、一気にその検査キット数が100であれば100名が受けまして、それを送ってその日の夜にはその結果が出るという仕組みでありますので、また、送る際の便に遅れた場合は翌日になるんですが、その検査キットの使用の時間帯によってはまた夜に分かるということですので、それが検査を受けて陰性であることが一番望ましいわけなんです、逆にその検査の漏れによって陽性者が通常の生活をして感染拡大につながらないように、この方法が最適と考えていますので、1日でも早く町民の皆さんに周知をして、これがすぐ利用できるように対応していこうと考えております。

○7番（清 平二議員）

今、1日も早くということだったんですけども、これは今週の土曜日11日、12日ありますけども、これには間に合うのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

この相手方のこのキット、いつ来るのかというのを確認しますので、今私の考えでいつそれが来るというのを申し上げられませんので、確認してお知らせいたします。

○7番（清 平二議員）

もし11、12できなかったら、町長、ドクターでありますので、やはり医療機関で検査して少しでも1日でも早く終息するような方向に行けるような医療機関との協議はできないものかどうか、町長にお伺いします。

○町長（大久保明君）

これほどの感染者が出て、まず保健所のほうが人手が足りないということで、町のほうからも町内で発生した患者さんのある施設に看護師が応援に行くという状況でもありました。

また、土日に関しましても、ある医療機関が検査技師も含めて、看護師も含めて、間に合わなくなったということで検査を急激に減らしたりしておりますので、そういう状況の中で、また応援体制が要請しとるとは思いますけれども、足りるか足りないか見て、足りない中で土日をどうするかと

いうことは、それはやっぱり振り分けて、土日でもできるようなことができるかどうかなども確認をして、今日、明日のうちに医療機関がどういう体制でいけるかどうかは確認をして、また土日でもできるような体制をぜひお願いしますということでやっていかなければなりませんけれども。その中においても、やはり行政と保健所、医療機関の協力体制というものがなかなか難しい状況に当初ありました。いろんな検査に関しましても、保健所の方が動かない限り行政はどうもできないという状況から、当初は検体の搬送にしても、なかなか難しい状況の中で町との連携の中で進んでまいりましたので、再度、3町での医療と福祉を考える会の中で1年目、2年目は対応してきましたので、今天城町が担当でありますので相談して、土日も体制ができるようになればということで、皆さんとの話し合いを進めていきたいと思っております。

○総務課長（久保 等君）

先ほどからちょっと説明しました検査体制のことではありますが、このコロナが始まってすぐのときに検査キットを準備して、そこでその結果を通知するとなると、医師免許を持った人がそこに常駐しないとその検査が受けれないという厚労省の通達でもありましたが、この検査については、自分で唾液を採取して問診票等の番号によって結果を通知するということになっていきますので、医師免許を持った方がその施設にいないとできないということではないわけですので、希望する日に、例えば100名でも唾液を取って送ることができれば結果が出るという仕組みでありますので、これは土日でもすぐ対応できるものと考えております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ土日にも今週から早速そういう体制に入っていただきたいと思うんです。やはりこれを災害無線で情報提供しただけでは町民には分からないわけですので、もし濃厚接触者こういう方々がいたら、やはり伊仙町だけでも先走りをして、3町一緒じゃなくていいと思っております。やはりこれを伊仙町から早く終息させるような状況にしていきたいと思っております。

それと、コロナ給付金で前回いろいろ備品等を買ったと思っておりますけれども、私は今までこの備品等を買ってきて、これが全然活用されていないんじゃないかなと。今回の予算にもコロナ臨時交付金が出ていますけれども、本当に町民に寄り添った予算を出してほしいんですよ。コロナにかかった方々、10日から12日外に出れない、人と話も遠慮してできない、あるいは濃厚接触者もそうです。非常に自宅にいても濃厚接触者であるということで、家族同士一緒に食事もできない。1人あっちに蹴られ、こっちに蹴られてやってきたわけですが、そういう方々を寄り添った予算でしてほしいと思っておりますけれども。どうです、前回、備品を購入してその反省点が生かされているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

コロナが出始めのときに、パーティション並びに段ボールのベッドという備品等、それから消毒機材、消毒液、マスク等にこの交付金を活用したわけなんですけど、避難施設において感染が広がら

ないようという対応の下で準備したものについては、その後、避難所を使うことが幸いにしてなかったわけですので、その分はまだ保管してそれに備えてございますが、カメラ、それから消毒機材、消毒液等については、常時、施設の中で使用して活用してございます。

その他の事業につきましては、それぞれの課で答弁していただきます。

○7番（清 平二議員）

やはり前の反省を踏まえて、今回の予算にも出してあるみたいですけども、やはり町民に寄り添った、町民に本当にこのなった方々をどうやって救済するか。私が行って検査を受けたら、預り金5,000円取られました。そして預かり証を持って、おととい精算をしましたら、自己負担金が2,100円。ということは、国保でいいますと7,000円かかっている計算になります。やはりこういうような7,000円かかっているということをやれば、このコロナ給付金で7,000円で給付しますと、2,000人給付すると、1,400万の金がかかります。しかし、この国保を利用すると、4,900円掛ける2,000人、980万、これが国保から出ていきます。やはりこの1人7,000円PCR検査、病院によって幾らかかるか分かりませんが、自己負担金もない、国保からの出し分もない、この交付金に対象になるかどうか分かりませんよ。交付金に対象にならなくても、こういう金は、今までの積立金から出しても私は終息に向かっていると思いますけども、どうでしょうか。これはこういう具合にできるのかできないのか、お伺いします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

PCR検査の検査料、そして初診料に関しては、このコロナ交付金を活用して今実施しているんですが、それ以外の恐らく再診料だったりとか土日の診療で自己負担が発生しているものだと思います。

○7番（清 平二議員）

だから、土日に行って私が受けたから発生したというわけですけども、そういうものも全部含めて、私は7,000円という計算をしているんですけども。そしたら、これを交付金で国からもらえるんだったら、国保会計に980万国保から出ていかなくていいですよ、療養費が。だから、そのところを私は聞いているんですけども。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

そちらのほうについても、地方創生のコロナの臨時交付金で対応できないか、未来創生課、また総務のほうと協議しながら検討していきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

県の方針としましても、6月末まではこのPCR検査等を無料で実施できるというふうになっていきますので、ちょっと清議員の先ほどの件について、また詳細に調べてお答えしたいと思います。今、それと違ったことであれば、また答弁が間違ったことになったりすると失礼に当たりますので、再度もう少し調べてお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○7番（清 平二議員）

昨日、テレビでやっていましたけども、鹿児島県だけが自己負担金があるという放送をしていました。塩田知事もそれに対して、鹿児島県だけだということを知らなかったということみたいな話をしていたんですけども、やはりこういう交付金、他の県では無料でやっている。伊仙町でも無料でしている人と自己負担金払っている方と何かしら不公平があるんですよね。やはりこういうのをしっかりと町民に情報公開しないと、今さっき健康課長が話されたように、全部それはコロナ給付金で対応していますと言ったけども、私が見せた領収書等を見たら、コロナ給付金で対応されていないんですよ。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時47分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

先ほどの質問でございますが、今、県のほうに確認を取っている段階でまだあれなんです、一応、清議員の例でいきますと濃厚接触者として受診はしていないわけですよ。

多分、普通の受診になっているのかと思いますけど、またそういった部分も踏まえてちょっと今県のほうに確認を取っているところですので、また分かり次第すぐ答弁したいと思います。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、私がこういうことになったから分かったのであって、やっぱり私がもしそれにならなかったら分からなかったわけですよ。やはりこういうのは早めに対策をして、さっきも言ったその検査も今週の土日から入れるようにということで私はお願いをしております。

また、やはりこの1,400万かかるわけですけども、もしこれがコロナ感染症対策事業費に認められなかったら、町単独事業でも基金などを積立してしていたのを崩してでもやっていただきたいと思うんですよ。そしたら最終国庫に、これ分かりませんよ、国庫の実績を報告するときに伊仙町はこういうことをしましたけどもって言ったら、ひょっとしたらこの特別調整交付金で返ってくる可能性もあるんじゃないかなと思います。これは分かりません、私は憶測で言っていますので。やはりそういう具合にして町民の命と生命を守っていただきたいと思いますけども、町長どうでしょうか。積立基金を崩してもやるということを町長の決意をお伺いします。

○議長（前 徹志議員）

答弁の前に、本日の会議時間は伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程どおり議事進行を行うため、あらかじめ延長します。

○町長（大久保明君）

清議員のケースは、濃厚接触者ということは明らかだったわけですが、今、課長の答弁では、保健所から濃厚接触者という連絡はなかったと。保健所から連絡があったらそれは無料ということになるわけですから、その辺はこれから今後、保健所と県ともしっかりと確認を取ってそういう方向でいけるように、明日午前中にも確認をしてみますので、だからそうした場合には伊仙町が数少ない基金を取り崩す必要がないように制度上確認をしていきたいと思えます。

○7番（清 平二議員）

保健所からそういう確認をすとかいうのは、保健所に誰も報告していないわけですよ。私が濃厚接触者と知っているのは。だから町民が濃厚接触者であるという手を挙げた場合、私はこれは予防ですのでやっぱりこの検査を早めにしてほしいというのはそこなんですよ。保健所の指示に従うんじゃなくて、私は濃厚接触者であると本人が手を挙げて受けたらそうなるわけですので、その辺のところを私は聞いているんですよ。だから積立基金を取り崩してでもする意向があるのかどうか。保健所の意見とか何とかじゃなくて、町民にはっきり分かるようにしていただきたいと思えますが、そのことを聞いているんです。

○町長（大久保明君）

保健所からこういう、なくてもこれは取りあえず個人負担しておって後でそのことがこういうことありましたから保健所にとということで保健所に連絡取ればそれはまた返ってくるような、その辺をまたいろいろ明日は確認してみますので。

○7番（清 平二議員）

もう保健所等連絡してもう終わっているわけですよ。その方ももうコロナになって解放されているわけですので、保健所のほうにその方も保健所に誰誰と接触したというのは話していないから、また保健所も聞き取りしていないから、そうじゃなくて自発的に濃厚接触者としてなった場合、一般財源でも取り崩して私はそういう検査をして町が責任を持ってやりますというのを、そうしている間にこの地方創生、この中で入れればこのお金は入ってくる。もしその対象にならなかつたら一般財源積立金でも取り崩してしてくださいよと、私は言いたいのはそこなんですよ。総務課長、しっかり聞いていて。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように、今から確認して予算上げて仕組みを広げていけるようにしていきたいと思うし、そしてそのことは粘り強く交渉すれば後からまた返ってくるようには間違いなく思えますので、その間はある程度の基金を崩すということもそれは可能であると思えます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどからのこの検査の体制であります、天城調剤薬局、それから伊仙クリニック、いなだ整形については、自分から体調が悪いということで平日、それから土曜日、対応しているところ、日曜日に対応しているところが今ないということもありますので、今、土日のほうでそれ以外のとこ

ろで検査を受けたものと認識しておりますが、その中でもそういったケースがあればその個人負担になった部分を個人さんに返納するというのもやっていけたらと思います。その保健所の指示とあと個人で行ける、場所によってただでできるというところがありますので、その辺はまたこの間それを受診して自己負担が発生した部分というのはすぐ分かると思いますので、そういった対応をしていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

自己負担が返ってくるという問題じゃなくて、やはりそれだけ町は金使っていますよと。そして最終的に国の特別交付金、国庫の中にありますけども、その中で組み入れたらひょっとしたら認められるか分からない。それで認められなくても、一般財源で使っておいてやはり1日でも早く伊仙町民の収束をやるというのが私は先決だと思うんですよ。だからその今、1,400万早くして伊仙町民のそういうのを収束させるような方向で進めていただきたいと思いますと思うんですけども、それに対して総務課長、財政として総務課長はどう思うんですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの検査体制についてもなんですが、これ、ただで受診できてすぐその夜には検査結果が分かるシステムということで今契約をしているところですので、そういったものを利用して、すぐ陽性であるのか陰性であるのかという判定が出て心配がないような体制づくりというのを目指しているわけですので、それをご理解いただきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

いや、私が聞いているのは、その陽性になった、検査したとか何とかじゃなくて、早くそういう濃厚接触者がいたら町の財源を積立金を崩してでもやる。そしてコロナ対策、感染防止をするという意気込みがあるかどうかということを知っているんですよ。

○総務課長（久保 等君）

疑いのある人でもなくても、例えば修学旅行に行った人が帰ってきてても体調不良でなくてもこの検査は受けられるわけですので、そのような方向でぜひ進めていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

何かもう私と言っていることと答えとが全然かみ合いません。やはりそのぐらいの気持ちでやっていただきたいと思います。もうコロナ関係は午前中からいろいろやってきましたので、もう皆さんも答えるのが大変答えづらいみたいですので、次の質問に行きます。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

続いての一般質問に対しての答弁をさせていただきたいと思います。

タブレットを利用し、紙媒体から電子媒体への計画について問うという質問ですけども、まずタブレットの活用については、清議員が提言されるようにペーパーレス化を実現することにより経費の削減、データの管理の一元化と情報漏えい対策、資料の検索性の向上、ひいてはSDGsの地球環境への負担軽減が図られるなど多くのメリットが得られるものと考えております。

併せて、今、国が新しい資本主義の実現ということでデジタル田園都市構想、それを進めています。ご存じだと思いますけども、地方からデジタル化を進めることによって首都圏との格差をなくそうという動きがありまして、我々はサテライトオフィスだとか企業誘致もその一環であります。先ほど来からありますコロナに対してもですけども、非接触型の設備投資をしたりいろんな形で今事業化が全国的に進められておりますが、とりわけ本町においては電子化に関する計画については、今現在、初期段階でありますけども、検討を行っております。その中で優先事項として、議会運営に関すること、そして先ほど来から話があります感染症、そして災害に特化した対策、文書取扱いについては町長決裁に至る前の公文書の電子化による情報共有、以上3点について重点を置いて検討を行っております。その上で今後検討すべき点につきましては、システム構築に関する費用とランニングコストの負担、電子化に伴う伊仙町文書取扱い規定の見直し及びタブレット端末の管理に関する規則の設定、セキュリティー面の強化と新庁舎建設に伴う通信システムとの連動など並行して検討していく必要があると思います。いずれにしましても業務効率と重要度に応じて段階的に電子化を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○7番（清 平二議員）

電子化を進めていくということでもありますけども、この計画はいつごろなのか、5年後なのか、10年後なのか、その辺の計画はあるかどうかを私は聞いています。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

計画をつくる前にまずは何が必要なのかということと、あとデジタル化をするに当たってやっぱりその基盤が必要ですので、そこら辺を重々掌握した中でまずはたたき台をつくり、その必要な要素を兼ね備えた中で計画をつくっていく。ゼロベースでいきなり計画をつくるとなるとやはりその内容が、今の本町における現状に合致しない場合もありますので、やはり今必要なのは何かということをしっかり把握した上で、デジタル化といってもその町々によって環境も違いますし、必要性もいろいろと違いますので、そこら辺も網羅した形で進めていきたいです。

計画につきましては、そこら辺がしっかりとできた時点で早急に取り組んでいきたいなと思っておりますし、また国がデジタル化に向けた補助金とかそういったものを地方創生とかで出している中でそういった情報収集に努めてとにかく取り急ぎ対応していきたいという考えではあります。

○7番（清 平二議員）

この前、6月の1日だったですか、南海日日新聞に名瀬市が取り入れていますよね、6月から。このデジタル化を進めていったら業務の効率化、人件費の削減、時間短縮、さらには印刷費、封筒代、郵送等のコスト削減が期待されています。こういうコスト、人件費を削減して早急に計画をしてほしいと思っています。早めこういうことをして、私たちこの議会の中でも、この前、大島だったですか、和泊町がしてタブレットを持ってきて自慢をしていました。私たちもそういう市町村に後れを取らないように、そして自分たちの子や孫にも私たちもこういうのを使っているんだよと

言って教育できるような環境づくりにしていただきたいと思いますよ。学校でそういうデジタル化は進んでいると思いますけども、どのぐらい勉強になっているか、もし分かっていたら教育長に教えていただきたいと思います。

○教育長（大山惣二郎君）

清議員の質問にお答えいたします。

今、学校において教科書をタブレットに取り込んでいくというのは進めているのですが、これは具体的にいつからというのはまだ決まっています。ただ令和6年度から取り組んでいこうというのがあります。これ教育事務所とも確認しているんですが、教科書の無償化は今なっていますので、法整備からまずしなければならぬということで、学校も事務所と話し合いながらこの方向で進んでいくんだらうと思います。

○7番（清 平二議員）

令和6年、あと2年かかりますよ。やはりそういうのは迅速にして整備して、私たちも勉強して伊仙町で出た子供たちにもやはり先端で行っているんだよというやはり教育環境を整えて子供たちを卒業させて、さっきの和泊町じゃなかったけども、堂々とタブレットなど持って行って教育ができる環境設備をしていただきたいと思います。これは金が要ると思いますので、その辺のところは町執行部もしっかりと子供たちのためにこういうのを応援していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、清 平二議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は6月9日木曜日、午前9時30分より議会運営委員会、午前10時より全員協議会、午後1時より最終本会議を行いますので、ご参集をお願いいたします。

なお、この後、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは委員会室へご参集ください。お疲れさまでした。

散 会 午後 5時08分

令和4年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和4年6月9日

令和4年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年6月9日（木曜日） 午後1時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第34号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第35号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第36号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第5 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第6 発議第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 発議第3号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 発議第4号 新型コロナウイルス感染者等へ対し、早急な救済措置を求める決議書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 日程第10 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	12番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 芳田勇也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長補佐	前元広紀君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長補佐	上木雄太君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第34号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

○議長（前 徹志議員）

日程第1 議案第34号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第34号は、令和4年度伊仙町一般会計の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条（第1号）の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第34号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第34号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額69億5,942万6,000円に、歳入歳出それぞれ1億8,936万8,000円を増額し、歳入歳出の総額を71億4,879万4,000円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

また、明細については、7ページから10ページに記載してありますのでご参照ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

14款国庫支出金、補正前の額8億9,077万7,000円に、主なものとして衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金683万1,000円、教育費国庫負担金の子供のための教育・保育給付負担金、認定こども園等602万8,000円、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,018万5,000円、民生費国庫補助金の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金1,430万円、保育費幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金570万1,000円、土木費国庫補助金の公営住宅等整備事業2,559万3,000円など、1億2,021万6,000円を増額し、10億1,099万3,000円とするものであります。

15款県支出金、補正前の額5億1,961万9,000円に教育費県負担金の幼稚園費保育負担金301万4,000円など295万3,000円を増額し、5億2,257万2,000円とするものであります。

16款財産収入、補正前の額1,508万円に物品貸付収入1,000円を増額し、1,508万1,000円とするも

のであります。

18款繰入金、補正前の額3億4,938万4,000円に、後期高齢者保健医療特別会計繰入金484万1,000円の減額、基金繰入金の財政調整基金繰入金4,576万3,000円、きばらでえ伊仙応援基金繰入金492万7,000円、伊仙町森林環境譲与税基金繰入金212万2,000円、減債基金繰入金21万9,000円の合計5,303万1,000円を増額し、3億9,757万4,000円とするものであります。

19款繰入金、補正前の額1,400万1,000円に繰越金675万9,000円を増額し、2,076万円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額5,190万6,000円に総務費雑入の一般コミュニティ助成金500万円、社会教育費雑入の旧町誌販売売上金49万9,000円、児童福祉費雑入の子育て世帯への給付金事業過年度精算追加交付金215万円、合計764万9,000円を増額し、5,955万5,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額10億9,017万7,000円に過疎対策事業債の敬老祝い金事業30万円の増額、過疎対策道路整備事業債1,540万円の増額、辺地対策事業債の社会資本整備総合交付金事業費370万円の増額、公営住宅施設整備事業債の公営住宅建設事業債2,010万円の減額、緊急自然災害防止対策事業債の町道検福里線の法面整備事業430万円を増額し、10億9,377万7,000円とするものであります。

歳入合計、69億5,942万6,000円に1億8,936万8,000円を増額し、71億4,879万4,000円とするものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

予算書は6ページ、明細については11ページから32ページにかけて記載してございますのでご参照ください。

1款議会費、補正前の額8,892万4,000円から365万7,000円を減額し、8,526万7,000円とするものであります。異動に伴う人件費が減額の要因であります。

2款総務費、補正前の額12億2,820万4,000円に6,305万2,000円を増額し、12億9,125万6,000円とするものであります。

増額の主なものとして、1項総務管理費の電算システム費において、会計年度任用職員の給与システム導入負担金175万9,000円を増額、企画費において、ふるさと納税事業強化等に伴う人件費の増額、町勢要覧作成委託料120万円の減額、映像制作委託料300万円の増額、光伝送施設補修材料159万5,000円の増額、コミュニティ助成事業補助金500万円の計上により、企画費2,189万6,000円の増額、地域おこし協力隊推進事業費においては、7月からの新規協力隊の活動経費329万9,000円を計上してございます。長寿と子宝の町でサテライトオフィス事業において、施設管理委託料、設計管理委託料として295万7,000円の計上、工事請負費700万円等の計上により、当事業1,061万7,000円の増額、集落活性化推進事業において、前里屋敷清掃等管理業務委託100万7,000円等の計上により、126万7,000円の増額、町制施行60周年記念式典事業において印刷製本費513万円等の計上により528万円の増額。

2 項徴税費の徴税総務費において、人件費及び固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料224万9,000円等により、465万2,000円の増額等が主な要因であります。

3 款民生費、補正前の額15億4,940万3,000円に1,903万8,000円を増額し、15億6,844万1,000円とするものであります。

主なものとして、1 項社会福祉費内の経費について、人件費に係る増減が要因であり、202万7,000円の減額、2 項児童福祉費の児童福祉総務費において、子育て世代生活支援特別給付金1,430万円の計上等により、1,536万4,000円の増額、私立保育所費において、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金524万円等の計上により、570万1,000円の増額が主な要因であります。

4 款衛生費、補正前の額6億6,506万7,000円から661万9,000円を減額し、6億5,844万8,000円とするものであります。

減額の要因としましては、1 項保健衛生費における各種事業の人件費が減額になっております。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、接種委託料683万1,000円を計上してございます。

6 款農林水産業費、補正前の額7億1,672万9,000円に418万6,000円を増額し、7億2,091万5,000円とするものであります。

主なものとして、1 項農業費の農業総務費において、10 t ダンプ購入費1,000万円、食の魅力発信事業負担金142万5,000円等の計上により、702万8,000円の増額、畜産振興費において、旅費204万9,000円の計上等により、261万7,000円の増額、農業支援センター運営費において、新規就農研修支援事業補助金81万9,000円の増額、3 項林業費の林業振興費において備品購入費300万円の増額等が主な要因であります。

7 款商工費、補正前の額4,291万2,000円に1,931万7,000円を増額し、6,222万9,000円とするものであります。

主なものとして、商工振興費における人件費の増額によるものであります。

8 款土木費、補正前の額9億2,845万3,000円に3,674万8,000円を増額し、9億6,520万1,000円とするものであります。

主なものとして、2 項道路橋梁費の過疎対策事業費において、測量設計委託料192万円、工事請負費1,350万円の増額、道路維持費において修繕費120万円、重機借り上げ料62万6,000円、工事請負費1,030万円の増額、4 項住宅費の住宅管理費において、解体撤去委託料174万円の増額、公営住宅建設事業費において登記手数料100万円、工作物等補償費450万円の増額等が主な要因であります。

消防費、補正前の額2億4,192万7,000円に606万1,000円を増額し、2億4,798万8,000円とするものであります。

主なものとして、1 項消防費の非常備消防費において、消防組合備品購入費180万3,000円の増額、非常勤消防費において、団員の報酬等219万2,000円の増額、防災まちづくり事業費において、防災無線保守管理委託料、202万4,000円の増額等が主な要因であります。

10款教育費、補正前の額6億9,466万7,000円に4,549万7,000円を増額し、7億4,016万4,000円とするものであります。

主なものとして、2項小学校費の学校管理費において、工事請負費500万円の増額、3項幼稚園費の幼稚園管理費において、無償化に係る認可外保育所・私立幼稚園利用者負担金93万6,000円、おもなわこども園1,515万1,000円の増額、6項社会教育費の社会体育費においてトイレ改修工事780万円の増額、歴史民俗資料館費において印刷製本費200万円の増額、草刈り委託料158万4,000円の減額、屋外文化財及び周辺環境整備委託658万4,000円の増額、備品購入費61万2,000円の増額、保健体育費の給食センター運営費において、備品購入費140万円の増額等が主な要因であります。

12公債費、補正前の額7億9,813万2,000円に574万5,000円を増額し、8億387万7,000円とするものであります。公債費の元金において384万円の増額、利子において190万5,000円の増額計上とするものであります。

歳出合計69億5,942万6,000円に1億8,936万8,000円を増額し、71億4,879万4,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。

第2表地方債の補正についてご説明いたします。

(1) 過疎対策事業債、限度額2億9,590万円を3億1,160万円とするものであります。

(2) 辺地対策事業債、限度額3,850万円を4,220万円とするものであります。

(3) 公営住宅施設整備事業債、限度額2億5,760万円を2億3,750万円とするものであります。

(13) 緊急自然災害防止対策事業債、限度額5,050万円を5,480万円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率、3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することがある。

以上、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたしました。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第34号について、質疑を行います。質疑はございませんか。

○6番（佐田 元議員）

令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

まず、予算書の7ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,018万5,000円について質疑いたします。

この前、この臨時交付金の活用事業の内訳をもらってありますが、この中で、この新型コロナウイルス感染にちょっと関係がないんじゃないかという分が何件かあります。

まず、支出の部の27ページ、教育委員会から出されております校務支援システム等導入事業、これに2,015万8,000円予算計上されておりますが、この備考欄によりますと、感染拡大の影響で児童生徒と向き合う時間を確保できず、体調や様子の変化を把握できない現状を改善するためという説明がなされておりますが、この校務支援システムとはどういうものなのか説明をお願いいたします。

またこの備考欄、感染拡大の影響で児童生徒と向き合う時間を確保できない、これの詳細な説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えいたします。

まず、校務支援ソフトにつきましては、3月の当初予算のほうで予算は計上させていただきました。その中でちょっと質疑もなかったものですから、今、佐田議員がお持ちのやつは多分充当されている分をおっしゃっているのではないかと思うんですけども、まず、校務支援ソフトの導入につきましては、2、3年前よりよく耳にされる方が多いかと思うんですが、働き方改革、こちらのほうでも教職員の業務改善を目的としたもので、業務量の多い教職員を対象に、また子供たちも学校の先生と携わるわけなんですけど、この校務支援ソフトを導入することにより、教職員の業務負担の軽減、また児童とその分向き合えるということです、業務が少なくなるとです。その時間を確保し、必要な手段を行う環境を整えることが目的とされております。

内容につきましては、校務分掌に関する業務、これは教職員間の情報共有、サービス管理上の事務を行うことができます。それと教務系、成績処理、出欠管理、時数等、授業等に関わる時数、それと保健系、健康診断、保健室の管理、あと指導要録等の学籍関係、学校事務系などの機能を有するものでございます。それで当初3月の当初予算では、環境構築ということで、各学校と役場庁舎をネットワークで結ぶものに7,205万円、それと校務支援ソフト導入、これはソフトです、中身のものが2,015万7,500円で3月の当初予算で計上させていただきました。

○6番（佐田 元議員）

当初予算で組まれたという話ですが、これは一般財源で組んだということによろしいですか。

○教委総務課長（上木正人君）

これは先ほど申したように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業に含ませていただきました。

○6番（佐田 元議員）

この備考欄の件なんですけど、児童生徒と向き合う時間が確保できないということのようですが、これにちょっとこの事業と関係が、どういうあれで生徒と向き合う時間が確保できないのか、そういうところを説明をお願いしたいと思います。

まず、生徒と向き合わなければ、学校、教育現場として授業等はできないと思うんです。今まで授業等はどのようなふうな方法でやってきたといたしますか、向き合う時間が確保できなくてですね。そのところの説明をお願いします。

○教育長（大山惣二郎君）

佐田議員の質問にお答えします。

授業時数は確保できていますが、学校現場で授業以外に今業務改善で月45時間を超えてはならないという文科省からの通知がありまして、授業以外に先生方が、要するに残業時間です、これが非常に多く、今多いところでは80時間ぐらい中学校の先生はオーバーしているところがあります。

それを減らして、子供と向き合う時間を多くつくれば学力向上にもつながるということで、少なくとも45時間以内には抑えようという意味があります。

○6番（佐田 元議員）

ちょっと先ほどから話しているとおり、ちょっとコロナとは関係がないような感じがいたしますが、これはまた他の議員も聞くとお思います。

それでは、22ページの款6農林水産業費、項1農業費、これの目4の農業総務費の節17備品購入費1,000万円、10tダンプ購入費となっておりますが、これは昨日ちょっと聞いた話では中古トラックということでございますが、この1,000万円の予算を計上した内訳と申しますか、どのような方法でこの1,000万円を予算計上されたのか説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

佐田議員の質問にお答えします。

こちらは堆肥センターで使用する10tダンプの入替え、更新を行う予定としております。見積りを徴取した際には、車体の年式、例えば直近10年未満であるとか最大積載量の容量などに準じて見積りを取っております。

○6番（佐田 元議員）

その見積りを取ったということですが、何社から取られたんですか。

○経済課長（橋口智旭君）

こちらは予算組みをしている段階ですので、1社から見積りを取得しております。

○6番（佐田 元議員）

この中古車、これは1社から見積りを取って、1社の見積りで1,000万円あげるというのは、ちょっとどんなもんかなという思いがします。やっぱりそれぞれ中古車は10年以内だったっけ、7年以内かということのようですが、やっぱり1年ごとに価格が違ってくるんじゃないかという思いがしますが、この1,000万円の中古トラック、これは10t車ということですが、この10t車の積載量は幾らぐらいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えします。

こちら10tダンプの導入と考えておりまして、積載量につきましては10t前後となっております。

○6番（佐田 元議員）

ということは、10t前後ということは、10t車でありますので、この11tか9tか分からないん

ですけど積めるということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの見積りの際には10 t 前後ということで見積りを依頼しております。しかし、導入に当たって入札等、執行する際には、もう少し細かい数字で最大積載量等を区切って、その中で執行していきたいと考えております。

○6番（佐田 元議員）

その入札される時に詳細を聞くということですが、この入札、はっきり言って、取られた一社のほうからしかできないと思うんです。見積りを取って、他のところに落札させるということは、まず一般常識的に考えても不可能じゃないかという思いがしますが、この金額、これは本体のみの車体のみの価格なのか、それにいろいろな附属品等、検査等そういうのがついてきての価格なのか、そこのところをお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えします。

こちら入札の際には、中古車ということもあり、中古車は市場でも相当動きが激しく、現在見積りを取っている車両が手に入るかどうかというのは全く不透明なところであります。また価格を下げたときに、その車が事故車であったりで価格を下げる可能性もございますので、単なる指名入札というよりは、しっかりと事業者と打合せをして、車体の程度等も確認しながら導入してまいりたいと思います。

また、本導入しようとしているダンプにつきましては、あおりのかさ上げや堆肥センターで使用しますのでバカス、ハカマ等を積載しますので、こぼれないようなシートの搭載、そこまで含めたもので執行しようと考えております。

○6番（佐田 元議員）

見積りの段階ですので、いろいろ申し上げてもちょっとあれなのかと思いますが、実は私が先ほど質問した積載量、これをもう少し詳しくやっぱり聞いておったほうがいいんじゃないかというような気がします。

なぜかと言うと、今説明があったかさ上げをしたら、かさ上げをした分が重量に入るわけです、かさ上げをした部分が。要は10 tトラックを改造したということになれば、改造検査を受けなければいけないんですよ。そうすると一般の新車、そのものであればあれなんですけど、分かりやすく言えば、今島内で走っているキビ運搬車、これも6 t車に6 tは積めないんです、そこの箱の部分を造り変えているわけですので。

だから、そういうところをやっぱりもう少し詳細なあれを、これも見積りをされた業者さんと話をされて、やっぱり10 tだから10 tは絶対積めないと思うんです。そうすると、やっぱり堆肥センターのものを運ぶわけですので、やっぱりこれが6 tなのか8 tなのか、それは分かりませんよ、

6 tしか積めないか8 tしか積めないか、それは分かりません。しかし10 t車に10 tは積めないと思います。

そういうことを加味して、ぜひこのダンプ購入を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○経済課長（橋口智旭君）

佐田議員のおっしゃるとおり、改造検査等必要となりますが、本仕様書には改造検査等済んだものということで、仕様書に記載をする予定となっております。

また、先ほど見積りの段階で積載量が10 t前後と申し上げましたが、こちらは議員のおっしゃるとおり、あおり等のかさ上げをした場合、積載量が変わってきますので、それを加味した上で最大積載量が10 t前後ということで見積りを頂いているところです。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○1番（井上和代議員）

読み方がちょっとまだ不慣れなもので、こういう読み方でいいのかちょっと分かりませんが、14ページのほうの2款総務費、1項総務管理費のほうの14目サテライトオフィスのほうなんですけど、こちらのほうに整備工事費とそれから施設管理委託料等が記載されているかと思うんですけども、こちらのほうなんですけど、農高跡地にできているそちらだと思うんですけど、この間オープンしました。その前に内覧というか、それを見たときに、窓のほうに危ないから一応こういう横棒みたいなあれをしてくださいというような要望等をしましたけれども、そういった管理等もなされているのかなというふうにちょっと心配になったところなんですけど、そういったところもこの整備のほうに入っているかどうかお伺いいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

14目サテライトオフィス事業の修繕料の66万円なんですけれども、この今回増額補正している部分については、御覧になったとおり、カーテンとか遮光をするものがなくて、従来使っておりましたブラインドがちょっと古い状態のものだったりとか、その取替え分であそこのサテライトオフィスだったりとか全てのオフィスのところに設置する分のがなかったということで、その分で計上しております。

今ご質問にあったとおり、転落防止の柵とか、元々当初予算で計上している修繕とか、そういったもので対応可能だということで思っていますけれども、いかんせん今回この補正を計上している部分については想定外ということでして、それで新たにこの66万円を補正予算として計上させていただきました。

○1番（井上和代議員）

一応その窓枠のところにするという予定はあるということですか。というのは、4階ですよ。

行かれると分かると思うんですけども、窓を開けるとやっぱり怖いです、あれは。向こうのほうから、向こうと言ったらあれですけども、島外から来られる方が空気なりをするときに窓を開けてというときにするところですので、そちらのほうを至急していただいたほうがよろしいんじゃないかと。危険が伴う部分かと思うので、そちらのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、前里屋敷のほうのこれは16目でよろしいですか、そちらのほうの清掃等管理業務委託というふうな形になっておりますけれども、これは清掃等という形になってはいますが、どこまでを清掃という形で言っているのか教えていただけてよろしいでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

16目の集落活性化推進事業の委託料に関してですけども、前里屋敷は敷地内、屋内、屋外、全て清掃をしていただく予定にしていますが、これは説明書きで清掃等と書いておりますので、清掃だけに特化したものではございません。その管理、当初予算の説明の委員会の皆さんで視察を頂いたときには、当初未来創生課のほうで窓口をするということで、そういったところのもろもろの管理をどうするんだというお話もありましたが、今回こういったところで、今ちょうどこれもそのコロナの感染対策とか、そういったところも適宜しないといけないと思っております。

例えば、その室内の換気はもちろんのこと消毒の体制ですとか、今前里につきましては利用が結構図られているところで、この数か月の間で延べで結構な人数がやられているんですけども、その中でやっぱり会食とか飲食を伴う内容が結構多くて、そういったところでいくと、やっぱりこのコロナ感染対策というのは必要ではないかということと、あと適宜それを随時管理できる方をそこでやらないとちょっといけないというところで、サテライトともども、こういった形で予算を計上させていただいております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。前の所有者のほうがそちらのほうお家が近くなもので行くことがあって、ポトス、今外来種っていうんですか、そういったものになっている部分があるんですが、それをかなりの量、ボランティアとして撤去したと。そして近所にある企業さんというか建設業者さんのほうにも手伝っていただいて、そちらのほうを撤去したり、高いところにあるはずですから、そういったものを除いたりそういったことがあって、そしてその後の大量のもの、自分たちには処理ができないのでということで、どこそこさんの課もお願いをしたというような経緯を伺っているんです。

この管理という部分で、多くしたからオーケーということではなくて、その後ろのほうの雑木とか、そういったところの部分もかなり危ない部分があるかと思うんです。そういったところの整理であるとか、前のほうだけきれいであって、家の後ろの方が雑然としているのであれば、見た目はよくないかと思うんです。そういったところの目配りとか、気配りのほうもお願いしたいとは思いますが、オープンがちょっと早かったのかなというふうにも思います。

それとオープンしたときに、ハエかなと思ってずっと見ていたんですけど、すごい蚊が発生していました。そういった虫対策というか、そういった部分というのものもあるかと思いますが、そういったものも気にしていただきたいと思います。

それで、こういう温かいところですので草の生え方は半端ないかと思います。そういったところも管理はしていただくと思うんですけども、よく皆さんのほうで聞かれるのは、これ1年後はどうなっているんだろうねと、もう1年、2年、何か使っていなければ、もうこの辺は草ぼうぼうだろうなというような言い方をする方もいらっしゃるぐらいなんですけど、そういったところの管理というか、半年に一遍、皆さんのほうで検査に行くであるとか、どれくらいの管理がされているのかというようなことも見ていただきたいというふうに思います。

それと一緒になるかと思うんですけども、サテライトオフィス、そういったところの壁であるとか周りのほこりであるとか、そういったところも注意していただきたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。27ページ、9款消防費、1目消防費のほうで、3目のほうの防災まちづくり事業、こちらのほうに防災無線保守管理委託料という形で載っていますが、ちょっと今私、3月に頂いた予算表のほうがないんですが、この辺のほうがかなりの金額があるかと思うんです。こちらのほうはどこまでを管理されているのかということです。

というのは、今、各個人の方のお家にある小さな機械がありますよね、そちらのほうを取り替えることは個人であるのか、もしくはこれもそちらのほうに含まれているのかとか、あと電柱というか、そちらからお家までに届いている線がありますが、それが切れた場合の保守とか、そういったものの費用もこれに含まれているのか、個人持ちなのかというところ。それからそれに付随するんですけども、台風等があったときにはかなり切れている部分があるかと思うんですけども、そういったところもこちらに含まれているか、含まれていないか。

それから、最近コロナ等の放送等がいろいろあって、皆さんもよく聞かれているかと思うんですけども、途中で切れるというようなお話をよく聞くんですけども、私のほうにもあれどうかならないのかなというようなお話を聞くことがあるんですけども、そういったものもこういったものに含まれていくのか、そういったところもちょっとお聞かせ願いたいかというふうに思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

井上議員の質問にお答えします。

3月の当初予算に計上してございました予算については、この防災無線の更新、新庁舎を造ったとき等の更新等の経費でございます。

今回、防災まちづくり事業で委託料の防災無線保守管理委託料については、本来3月の当初に計上しなければならなかったんですが、これが計上漏れでありました。申し訳ないです。

それとどこまでが委託なのかという質問であります。この防災無線については、無線での防災放送でありますので、有線ではなくて無線ですので、その各集落に放送する機材、受信機等があるんですが、その管理、それからなかなか無線が入りにくい箇所等がありますので、その家の受信機、その辺の管理委託であります。

ですので、個人負担が発生するというはございませぬが、途中で途切れるなどの不具合、それについては総務課で対応しているところあります。

その中で、昨年度も区長会のときにたまに入らないときがあるということで調査をしまして、それについては順次集落ごと回って修理をしたところあります。また他の方からも放送の途中に途切れることがあるという話も昨日ございましたので、それも前の防災無線と今回無線とする防災無線、2つが存在すると思うんですが、その前の放送機器については取り外しても問題ないということで、それとの兼ね合いではないかということであります。またうちの担当のほうでそれも調査をして、その不具合がないように対応したいと思っております。ですので、その個人負担はないということになります。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

個人負担がないというのは、各家にある小さい機械がありますよね、あれが前に黒が白に変わったと思うんですけども、そういったもの等も変えていただけるということですか。新しく例えば家ができました、それを取り付けたいんだけどというときに、それをつけていただく、その防災無線をつけていただく、そういったものも町のほうでお受けになっていただけるということでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいま使っている個別受信機については、新しく家を造ったとしても費用は請求いたしません。そちらも町のほうで対応することとなっております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

そして取付けのほうはオーケーで、台風後に線が切れたりとかしていると思うんですけども、そういったところもどちらのほうまではどうか、連絡をして直していただいて、そちらのほうも無料という形でよろしいのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど防災無線ということでお知らせしましたが、その線が切れているというところは光伝送路

と思われまので、そこはまた管理を委託してございます。徳之島ビジョンさんのほうにその管理を委託しておりますので、その線が切れているというところになれば光伝送路のほうだと思いますので、そちらのほうに連絡をしていただければ対応をするということになっております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

今から台風時期になって、いろんな風であるとか雨であるとか、いろんな防災が必要になるかと思うんです、これを一番使うのがこれからの時期なんです。

この間も議員のほうで鹿児島島のほうで研修をしてきましたけれども、防災のほう、人災にならないようにというような形で、いろいろなお話を聞くことがあったんですけども、その中でも、やはりこれからの部分というのは人災のほうが出てくるというようなことがないような形を取っていただきたいということで、皆さんのほうに周知のほうをしていただいて、今この無線のほうをつけている、つけていないというところもあるかと思うので、そちらのほうも確認をしていただいて、これからの防災、もう本当にこの辺は海が遠いから津波ないよねというようなことではなくて、雨が多いということもあり、今災害等はないとは言えない部分があるかと思います。

そういったことで、皆さんのほうの意識をもう少しそういったところにも向けていただいて、人災にならないような形を取っていただくような動きをしていただきたいと要望をして終わりたいと思います。

以上です。

○総務課長（久保 等君）

ありがとうございます。この避難についても、去年から避難指示、避難等の言い方が変わってきています。その辺も一回、口頭では促したんですが、再度この災害が、例えば大雨が降ったとしても、その地面に危害が来ないように、また対応していきたいと思っております。

それと今先ほどありました不具合についても調査を進めて、早めに対応するようにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○7番（清 平二議員）

この前からいろいろ議論していますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活動、今回この予算で出ていますけれども、やはり私たち町民に寄り添った予算ではないような気がして私はあれしているんですけども、ぜひ、そういう場合に町民に寄り添った地方交付金であってほしいと思います。

12ページ、総務費の項1目8企画費、この中で映像制作委託料300万円組まれていますけれども、これはどのくらいの時間を想定して観光として組まれているのか。あるいはこれをCDにまとめると、1本にするとか10本ぐらいお願いするとかありますけれども、どのような方に委託して、また

どのようなものをつくるのか。

非常に300万円で映像を委託するというのは、私はちょっと高過ぎるんじゃないかと思うんです。なおかつ、これが臨時交付金を活用されていますので、なおかつそういう気がしてなりません、私の見間違いか分かりませんが、臨時交付金300万円とその12の委託料300万円ってたしかそれじゃないかと思うんですけれども、その説明をお願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいま清議員のご質問にありました映像制作委託料300万円ですけれども、これは臨時交付金を充当してあります。

これは一見、見たらコロナと何の関係もないんじゃないかという話もあるんですけど、これは重要でして、特に今我々はそのサテライトオフィスを整備しまして、その後、企業誘致等を行いました。本来であれば、もう10社近く徳之島、本町に足を運んでいただいて、現場を見て、企業進出をしていただく予定でした。企業さんがよく重要視するところは、やっぱり都市、首都圏でコロナでリモートワーク、自宅でリモートワークをする機会が増えて、結局はそういうふうにしてやることによって、じゃこういった形で仕事ができるのであれば地方でもできるんじゃないかという要素を踏まえて、この臨時交付金もこういった形でサテライトオフィスの整備ですとかリモートとか、そういったところに活用しても構わないということがありしているんですけれども、結局はその徳之島、この伊仙町に来る要素をこの映像にまとめて、それをデータでリモート会議等をすれば、それを見ていただいて、それを踏まえてまた一步前に進出していただける要素になればと思っております。

それに当たって、これまでも本町においては東京のほうに行って、企業に対して伊仙町というのはこういう町ですよとか、こういった環境が整備できますよとか、町ともししくは地元の中小企業と連携を取ってやるのがこういったことにもつながりますよということで、ひいてはそれが雇用とか地域経済の循環になるということを農業以外でもできればということではしております。そういったところを重点的に収められるような形でこの動画をつくっていきたいと思っております。

清議員の質問の中にもありましたその動画の概要なんですけれども、全般的には先ほど説明したとおりで、時間では大体5分からそれ以降です。ただ、その動画を実際に見ていただくために、やっぱり一般の視聴をする方の感覚として、5分以上は長過ぎる、とりとめのない動画になって、ただ垂れ流してしまうので、その要点を絞って、何に強調してこの動画に収めるかというものをしっかり構成して、この動画で収めて情報発信をしていきたいというところで考えております。

その300万の積算根拠として、この概算額は予算措置額が高いんじゃないかという意見もありますが、これについてはやはりその素材を一から集めたり、カメラマンも我々素人がするのではなく、しっかりしたプロのカメラマンを呼んで動画を撮影したり、静止画を撮ったり、素材を集めたり、そういった1から作り上げることにあって、その経費が300万かかっているということでご理解いただければと思います。

○7番（清 平二議員）

サテライトオフィス事業、徳之島、伊仙町をPRするためということですが、高いと言え
ば高いでしょうけども、やはり300万も使ってるから、それだけの効果を出せるような動画を作
っていただきたい。また、最近は動画じゃなくてもホームページによく載っていますので、そのホ
ームページの中にYouTube等を使ってやれば、そういうのができるんじゃないかと思しますので、
やっぱり今後、そういうのも計画というか研修をして、YouTube等で見れるんだったらこんなにお
金が要らないと思しますので、ホームページを見てYouTubeで発信できるんじゃないかと思
しますので、その辺のところも第三者に委託するんじゃなくて、やっぱり役場の中で職員の中
でこういうことができるような職員を採用していただければと思うんですけれども、その
辺の計画はあるのかどうかお尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

情報発信につきましては、当初予算で計上してありますが、今職員が1名、内閣府で
出向していた者がそのまま東京に駐在をして、その情報発信強化、そして移住定住、
企業誘致、そして町長のトップセールスの随行もろもろを担当するという
ことで、今その動画編集と情報発信の在り方について、ノウハウを今学んで
おります。

今後、今、清議員が言われたように、もちろんこのまま外注に頼るところは、
本町にとっても人材育成を資することによってそれが軽減されますし、
本来のその持ち味というものを発信できると考えておりますので、
そこら辺はまず清議員の要望のとおり発信できるような形で、
いろいろな媒体を使ってやっていくような形で鋭意努力していきたいと思
っております。

○7番（清 平二議員）

次、13ページ、これはもうコロナ感染症交付金を使っていると思
いますけれども、13ページの一番下、長寿と子宝の町サテライト
オフィス事業、これを全部1,061万7,000円、交付金を使
ってやっていますけれども、この中でこれが該当するには、
サテライトオフィス事業の整備事業と700万円あります。
これはどういう整備をするのかお尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

ページでいきますと14ページもですし、13ページのほう
ですけれども、先ほどもお話しましたけれども、サテ
ライトオフィス、今既存のサテライトオフィス自体が令和
2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時
交付金を活用して整備しております。

その後、議員の皆様から多く頂いた言葉は、その整備
した場所が農業高校4階だということで、そこまで
行くのが大変じゃないかとかいろいろありますけど、
それと同時に企業のほうからも、今、数社もう進
出に向けて話がもう前向きに進んで、契約するかし
ないかのところまで来ているんですけれども、やは
りその企業の中で、どうしても物理的に例えば材
料とか、そういったものを持って

きたいところがあったりとか、そういったところの要望もありました。

今現状、サテライトオフィスのところでは、例えばそのいろんな材料ですとか、そういったものを多くストックする場所が今現状ないので、そういったところもできたらちょっと頂きたいと要望もありました。

ですので、今回その多目的な形で双方、敷地内の一角を借りてというか、そこに多目的倉庫を整備をする予定にしています。その分の設計委託と整備に当たる工事請負費として計上させていただいております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ企業誘致できるように鋭意努力していただきたいと思います。

その下の集落活性化事業、これもコロナ交付金ですけれども、本当にコロナ交付金でこれができるのかなと私は思っているんですけども、大丈夫でしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

他の事業もなんですけども、昨日も一応全員協議会でお話しました。総論としては、地方創生の臨時交付金ですので、2つの考え方があるんです。その新型コロナウイルスの感染症予防とそれに伴う影響に伴う地域活性化、それと町民、住民の生活支援、そういったところがあるんですけども、特にその前里屋敷については、集落民をはじめ町民の皆様、多くの皆様がその集落にある拠点として活用している中で、コロナ対策、先ほど井上議員にも答弁をいたしました。適宜消毒とかその衛生管理をするということで、今回この予算計上をさせていただいております。

○7番（清 平二議員）

次に19ページ、予防費の中に感染症予防ということで、これも臨時交付金ですけれども、156万8,000円の説明をしていただきたいと思います。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらについては、当初のほうで76万8,000円予算が組んであります。今回の補正で消耗品として80万円、当初の76万8,000円に関しては、検査手数料、PCR検査の手数料のほうになります。

当初予算、4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費で19節扶助費の中の新型コロナウイルス感染症医療機関初診料、こちら76万8,000円と、今回の消耗品の80万円が臨時交付金に充当しているところでございます。

○7番（清 平二議員）

当初の76万8,000円ですか、扶助費等20万、80万円ですか、消耗品ということですけども。

ここに上げているのが新型コロナウイルス感染症自宅待機待機者支援金とか、やはりこれもコロナありますので、こういうのも対象に上げていただいたらいいと思うんですけども、何で消耗品なのか。やはりこういうのを、自宅待機をしているこういう方々にやはり支援をしていただきたい

と思うんです。

80万円の消耗品じゃなくて、この新型コロナウイルス感染症対策自宅待機者等に対する補助、助成をして、町民にも手助けをしていただきたいと思うんですけれども、この活用事業のこれとかけ離れていると思うんですけど、今後こういうのも、もし第1回、2回、3回あるようだったら、こういうのも繰り入れて、やっぱり町民がコロナ対策になっているようなものを交付金として使うようにしていただけないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

消耗品に関しては、こちらで毎日消毒作業とかしているジアフリーの薬であったり、そちらに充てるもので対象として上げております。

この自宅待機支援員についても、こちらはちょっと人数といいますか、そちらは把握できるものではございませんので、コロナ交付金のほうには上げなかったんですが、今後また検討をしたいと思います。

○7番（清 平二議員）

これを人数が把握できないとか何とかじゃなくて、あくまでもこれは予算ですよ。これを多くなったり少なくなったりする、それは分かります。だからそういうことで、こういうものを対象に入れるように私はしてほしいと思うんです。町民もそれを望んでいると思うんです。やはり町民に行き渡るような予算の、今後これもまた第3次であれば3次の中に入れて、そして組んでいただきたいと思います。

次、23ページ、農林水産事業費、2農地費、1農地総務費の委託料、農道台帳整備委託120万とありますけれども、この説明をお願いします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまのご質問にお答えします。

木之香地区の農道整備の変更によるものでございます。

○7番（清 平二議員）

ついでに、その下にあります備品購入費300万ありますけれども、何を購入するのか。

○経済課長（橋口智旭君）

清議員の質問にお答えいたします。

こちらの備品購入費につきましては、新庁舎建設後の応接用のテーブル、椅子の購入を予定しております。財源といたしまして森林環境譲与税を活用し、島内産材、県内産材を活用したテーブルや椅子の導入を考えております。

○7番（清 平二議員）

新庁舎というふうな答弁ですけれども、何か新庁舎は別にこの前増額したりしてやったんじゃないですか。やっぱりこういうのは入っていなかったわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

新庁舎の計画に入っていないというよりは、森林環境譲与税を活用して、県内産材の利用促進、または利活用に関する促進を行うために応接用のテーブルや椅子を整備するものです。

○7番（清 平二議員）

森林譲与税の予算を使うということですがけれども、森林、こういう予算、補助金というか森林譲与税のこういうあると思うんですけれども、これは新庁舎に私は含まれていると思いますけれども、こういう税金もやはりもう少し考慮して、学校現場、教育現場等の備品にそういうのがあれば使ってほしいと思いますけれども、何か職員のこういうあれじゃなくて、もうちょっと考慮してほしいと思いますけれども、その辺のところを町長はどうお思いでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この森林譲与税のこれは何年か前から県産材の使用アピールということで基金に積んでいた分なんですが、今回庁舎の建設に当たっての部分は、今回この備品購入の部分を省いて計画してございました。こうした県産材を使うといったことを頭に置いて、その分を除いて設計してございます。

ですので、これがまた町民が集う4階の部分に使われていたり、その県産材の利用促進に向けての計画でございます。

○7番（清 平二議員）

29ページ、款10教育費、項5幼稚園費、4幼稚園費の中に、ちょっとおもなわこども園1,515万1,000円とありますけれども、これはおもなわ幼稚園に使われるのかどうかをお尋ねします。

○教委総務課長（上木正人君）

清議員の質問にお答えをいたします。

確かに今清議員がおっしゃったように、おもなわこども園に運営をする負担金でございます。

○7番（清 平二議員）

保育所の中のこども園ということでもありますけれども、款項目節で適切かどうか、ちょっと私には理解しがたいんですけども、もしあれだったら、これは保育所あたりに含んでいただきたいと思います。

それと30ページ、学習支援プロジェクト事業の391万9,000円、これの説明をお願いします。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

こちらは当初、学習支援プロジェクト内で移動図書館の運営費に当たる部分に、さらに体制を強化するために人件費を1名分追加し、391万9,000円といたしております。

主な内容としましては、人件費報酬のほうで180万6,000円、期末手当33万2,000円、通勤手当5万1,000円、書籍費160万円、燃料費13万円となります。

○7番（清 平二議員）

やはりこれも見ても、何かそのコロナ感染症と私には見えないんですけども、人件費が入って来た

り、その人件費関係が入ってきているわけです。やはりこういうようなのは私には見にくいんですけど、やっぱり私たちにも理解できるような感染症対策の予算を組んでいただきたいと思います。

その下の780万ですか、これほどこのトイレなのか。これも感染症対策ですよ。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

こちらは義名山公園の遊具広場横にあります公衆トイレになります。こちらのほうは整備されてから数年経過しており、衛生面的にも非常に配慮されていないトイレとなっております。前回の3月議会のほうでも大河議員からの一般質問でも取り上げられたように、その他にも改修の要望がありまして、今回のコロナ交付金のほうに上げさせていただきます。

○7番（清 平二議員）

同じくその下の歴史民俗資料館費841万9,000円の内訳を。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

こちらはウイズコロナ、アフターコロナに向けた快適かつ安全な施設利用を目的とし、屋外文化財を活用したフィールド活動や観光ルートを確保するため、各文化財エリアの整備を行い、案内用のパンフレットや看板を作成する、また、町内の文化歴史の情報発信拠点である歴史民俗資料館において、衛生管理に必要な備品や整備を整え、学校教育や観光分野など幅広い活用を目指し、今回のコロナ交付金のほうに上げさせていただきます。

主な内容としましては、町内文化財委託料として658万4,000円、内訳としまして158万4,000円は、当初予算で計上してあります町内施設の草刈り委託料へ充当しております。今回、追加でカムイヤキの森里道及び周辺整備委託料として500万を計上しております。

また、町内文化財の看板修繕用看板シート印刷製本費として当初に計上してありました66万7,000円もこの交付金に充当しております。

その他、町内文化財、県・国指定文化財を幅広く広報するため、パンフレット作成費として12万7,000円及び撮影用の機材としてカメラ用レンズ、ドローンのバッテリー等の購入費として27万9,000円を計上しております。

また、歴史民俗資料館のコロナ対策用消耗品、備品としまして、こちらは島内の観光バスのルートにもなっていることから、島外からの観光客が見込まれるため、博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに沿った消耗品等を購入するための費用として、76万2,000円を計上しております。

○7番（清 平二議員）

これは当初予算に計上しているわけですか。この658万4,000円の内訳ですか。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

658万4,000円の内訳としまして、158万4,000円が当初予算のほうに計上してあります。

○7番（清 平二議員）

当初予算の何ページですか、158万4,000円というのは。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

今回、委託料の中で草刈り委託料で150万5,000円落としている分をこちらのほうに組替えという形になります。

○7番（清 平二議員）

私が言っているのは、841万9,000円の内訳を説明してほしいと思うんです。これが草刈り機は158万4,000円落としてある。しかし、その中で658万4,000円、あと幾らか足りないわけです、この内訳を。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

それにプラスして町内文化財の看板修繕費として66万7,000円、こちらのほうも充当しております。当初予算のほうに計上して充当してあります。備品購入費として27万9,000円、こちらは追加計上しております。あと、歴民館の感染症対策用消耗品費として76万2,000円をこちらのほうも追加計上しております。

○7番（清 平二議員）

ちょっとこれは当初予算のと今のと分かりませんので、後からその841万9,000円の内訳を分かるように、やはり当初予算から来ているなら当初予算から来ている、今回の158万4,000円を落としてあるけれども、そういうこの841万9,000円、コロナ感染対策の予算をどのようにしているかということを私は聞きたかったわけですが、それは後でまた示していただきたいと思います。

それとその後、31ページに備品購入費とありますけれど、これは。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

すみません、こちらのほうも841万9,000円のうちに含まれております。

○7番（清 平二議員）

次、給食センターお願いします。

○学給センター所長（義 了君）

パンの機械です、モルダーというのがございますが、その機械が故障をいたしまして、その計上でございます。

○7番（清 平二議員）

もろもろこの地方創生臨時交付金、これについて大体を質問してきたんですけども、やはり大事な臨時交付金でありますので、私たち町民に行き渡るように、ぜひそのコロナ交付金、こういうのに使っていただきたいと思います。

もう今私がずっとこう見てきた中で、この交付金は町で査定するからということでもありますけれども、やっぱりそういうのも本当に町民に寄り添ったコロナ給付金であってほしいと思いますので、今後この交付金を利用する場合は、ぜひ次回からコロナ給付金、町民に寄り添った予算を提出いただけますようお願いいたします。それで終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○3番（大河善市議員）

1点だけ、22ページ、款6項1畜産振興費であります。これは10月に開催される全国和牛共進会への職員等の旅費等だと思いますが、経済課長に私、担当に聞いて大まかに分かるんですが、やっぱり町民の皆様にもこういう大会に職員等を派遣して、伊仙町の何かPR等もあるということですので、含めて答弁をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの旅費、また下の役務費、下の使用料及び賃借料、こちらにつきましては、本年10月6日から10日までの5日間、鹿児島県のほうで開催されます全国和牛能力共進会のほうに充てさせていただき費用となっております。

この中で、農家さんの随行はもちろんです。伊仙町としてのPR、物販ですとかふるさと納税関係のPR等も行っていくためのブース等も用意しておりますので、そういった費用もろもろを含めて計上させていただいております。

○議長（前 徹志議員）

よろしいですか。他に質疑ございませんか。

○5番（牧本和英議員）

令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

質問は重複しているんですが、22ページの款6項1目4節17備品購入費の10tダンプ購入費の1,000万、先ほど中古のダンプということでありましたが、導入して、もしそれが故障、すぐ故障等、そういう保証はどこがするのか。また、そういうことも含めて見積りを取ってあるのかをお聞きいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えします。

導入した際の保証でございますが、こちらは物品売買契約を締結する際に、契約書のほうに盛り込んでいくこととしております。

○5番（牧本和英議員）

中古というのは何かこの議会に遠慮して中古を選んだのかなという、審査をなぜ入れなかったのかなという思いもありますが、中古、まあ審査をしても納入が物すごい1年、2年かかってしまうこともあって中古を選ばれたと思いますが、まずやっぱりこれだけのお金を税金で買うわけですので、またちゃんと慎重に選んで購入していただきたいと思います。

そして、その下の今大河議員からあった旅費118万8,000円、その旅費だと自分も思いもしましたが、やっぱりもうちょっと農家も行けんと、せつかく地元、鹿児島県で開催されるので、もうちょ

っと旅費等ちょっと増やして、なるべく一名でも多く優良農家の方々を連れて行って、そういう全国大会ですので見せていただきたいと思います。

ちょっと1点だけ、予算外なだけですみませんが、成人式なんですけど、18歳からになるのか、伊仙町は20歳でやるのか。いろんな父兄から、親御さんから質問があるんですけど、どういうふうを考えているのか、申し訳ないですが、分かる範囲でお願いします。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

成人式に関しましては、3町のほうで協議、今からになるんですけど、一応「20歳のつどい」という形で行いたいという、3町また協議して行います。

○5番（牧本和英議員）

ちゅうのは、もういろんな、まあ衣装を借入れとか、そういうのがもう間に合わない。それで、何歳からなのかちゅうのが結構市民は困っていますので、1日でも早くそういうのが周知できるようにお願いいたします。

以上です。

○総務課長（久保 等君）

ただいま牧本議員からの意見がございました成人式でございますが、今まで20歳の方を正式としてきたものを、18歳からそれに準じるということと、選挙権が交付されたということで、そのような問題が出てきてるわけなんですけど、町の考え方としましては、やっぱり正式は20歳を迎えたときということが基本でありますので、先ほど社会教育課長補佐が申し上げたとおり、三町でこの問題を協議してるところでありますけど、基本的な伊仙町の考え方として、20歳になって成人式をするということに、3町の中でも話を持っていきたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○11番（福留達也議員）

12ページ、お願いします。8款の企画費、先ほども出てまいりましたけれども、12節委託料、映像制作委託料、プロのカメラマンにお願いして伊仙町の紹介をします。5分程度のやつだと。これはいつ頃出来上がって、伊仙町のホームページの中で、何ていうのかな、紹介していくという形ですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

制作期間は、今から発注してあれするんですけど、その工程自体は、少なくとも年明けぐらいには何とか公開できるような形にしたいんですけど、その公開の在り方なんですけども、今、差し迫ってるところでいいますと、やっぱり企業さんに対して見せるんですけど、データでの提出をお願いしてるのであれなんですけど、YouTubeとかホームページにアップするというのは、また現状のホームページの管理システムで、それができるかどうかというものを1回確認しないといけないん

ですけど、基本的には、いろんなところからアクセスして見れるような形で対応はしていきたいなとは思っております。

○11番（福留達也議員）

行政レベルだけではなくて、いろんな各個人が島外等行ったときに、徳之島、伊仙町はこういったところですよと、そういったときの宣伝というのかな。紹介というのかな。そういったのにも使わしていただいたら非常にいいのかなと思っておりますが、そういった貸出しというのかな、そういったのもできるのか。これはまた徳之島全体を撮ってるのか、伊仙町を限定してるのか、そこら辺りはどうですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、その映像に当たるものについては、伊仙町に限定します。伊仙町の魅力をいろんな側面から見せていく。その動画を流すことで、伊仙町として得たい効果は、先ほどから言われている企業誘致ですとか、あと移住定住とか、新たなビジネスチャンスのきっかけになればなどと思っております。

貸出しということなんですけども、基本的に、もう町が作ったものは、いろんな町民の方にそれなりの動画を使いたいというところの利用許可をするに当たって、申請の内容を踏まえてしていきたいと思えます。もちろん今現状は、社会的にこういった形では使えませんよという常識的な範疇を判断して、提供できるものは提供していきたいと思っております。あくまでも民間の方がいろんなところで物産展とか営業するに当たって、どうしてもこの映像が欲しいということであれば、積極的に活用をしていただきたいと思います。

○11番（福留達也議員）

ぜひそういった活用のあり方も検討していただきたいと思います。

14ページ、お願いします。16、集落活性化推進事業の中の前里屋敷の清掃管理委託業務委託。4月以降、町内においても、いろんな団体が、障害を持ってる方、ハンデを持ってる方、そういった人たちの働き場を提供してきていると。そういった中で、いろんな軽作業等、本当に必要としております。町としても、いろんな公共のトイレ等、そういったものを管理作業を委託してと思えますけれども、町としてそういった新たに立ち上がってきたところに対するそういった業務委託、軽作業の委託、そういったのが行われておりますが、これは前里屋敷の清掃管理ということで思い出したんですけれども、こういったのもできるなら、そういった方たちにも提供をしていただきたいと思います。と思っておりますが、他に何か提供をしてるのがありますか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

一応今回予算計上をしてる部分については、その軽作業のみならず、全般的なもので計上をしてるんですけども、今、福留議員がおっしゃられてる障害者とか、そういった方々への作業をすると

いうところの機会を、これからどんどん増やしていかないといけないなと思っております。

例えば、昨日、清議員からデジタル化のお話があったんですけども、今、世の中では、そういった障害がある方に単純作業、もともと紙媒体をデータ化をするに当たって、ただスキャナーをする、スキャンをしてデータに落とし込むっていう1つの仕事も成立してるっていうところもあるので、そういったものですか、障害の程度に応じて、物理的な形で肉体労働ができる方には、そういった方をしたりとか、また、その財源に当たっては、いろいろあると思うんですけども、私たちの未来創生課の中では、ふるさと納税とかもありますので、そこら辺の福祉に資する活動に対して、その財源が福祉を、まあ障害の皆さんの一助となればと思っております。

○11番（福留達也議員）

話を聞いてみれば、年明けの1月、2月ぐらいから、3、4月のバレイショの収穫時期、そういったところには、今後いろんなそういった軽作業等の委託が来るだろうけれども、年間通してのそういった作業等を心配してる部分もありますので、ぜひ町としても、そういったところに協力していただきたいと思っております。

18ページ、お願いします。総務費の19節、子育て世帯生活支援特別給付金、これは何歳ぐらいから、何歳からどれぐらい、何歳の方を対象に幾らぐらいを、いつの時期から検討されてるんですか。

○子育て支援課長（久保修次君）

ただいまのご質問にお答えします。

19節扶助費の子育て世帯生活支援特別給付金ではありますが、正式名称としては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金になります。目的としまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うとなっております。

支給対象者として、令和4年度の住民税非課税、均等割が非課税の子育て世帯、町内で286名が対象となります。2番目に、低所得の独り親世帯で児童扶養手当受給者が、町内で90名対象となります。給付額ですが、児童一人当たり一律5万円となっております。

○11番（福留達也議員）

22ページをお願いします。前のページから続いていますけど、農業総務費の13節使用料及び賃借料、油圧ショベルとホイールローダー、このリース料が減になってますけれども、また、この4月から新たな団体が立ち上げて、堆肥を今、作っておりますけれども、これまで使ってた方が使われてて、今回はマイナスになっておりますけれども、新たに今、堆肥作りをしてる方たちが独自にリースをしたので、これは減になってるということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの13節、使用料及び賃借料、減額としておりますが、こちらは、去る3月議会におきまして、補正予算（第6号）により債務負担行為としてリースを計画しておりました。しかしながら、

そちらの補正予算が否決という結果を受けまして、今回この補正予算（第2号）において減額しているものでございます。

4月から新たに管理をしている事業者におきましては、自分たちの重機を持ち込みながら、現在、堆肥の製造に取り組んでいるところでございます。

○11番（福留達也議員）

ちょっと勘違いしてました。今、その堆肥センターは順調に、堆肥作りに順調に来られてますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

順調にといいますか、やはり大規模の重機類がないため、順調とは言い難い状況ではございますが、堆肥の製造は行われている状況です。

○11番（福留達也議員）

17節の農業支援センター運営費。今現在、研修生というのはどうなっているのか。これ日額5,000円でしたっけね、研修生は。今、何名いらっしゃいますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本支援センターの研修生でございますが、3月議会の際には研修生は0名でございました。そのため、当初予算の積算においては1名減額し、1名分の予算としておりましたが、その後、研修生の申込みがあり、現在1名研修を受けているところでございます。また、その後、もうお一方、研修を受けたいということで要望がありましたので、さらに1名追加して予算を計上させていただきました。

○11番（福留達也議員）

先日、ある方から相談を受けて、向こうは8時から5時とか、そういった縛りだったと思うんですけども、県外から夫婦で伊仙町に来られて現在の生活ということで、昼間、食堂を借りて、11時から2時までの間、食堂の、食堂経営をしてると。それ以外の午前中の2、3時間、または夕方2、3時間、夫婦で県外にいるときも、かなりの大規模な農業をしてたと。そういった方がまた入りたいという希望があったんですけども、きちんとした町の規則というのかな、8時5時、それには合致はしなかったんですけども、そういった希望があったと。また、今後もそういった、何ていうのかな、通常形態ではなくて、島で暮らしながら、農業をしながら暮らしたいという方が出てくる可能性もあると思うんですけども、そういったところは融通を利かして、今後対応していく考えはあるのか伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、経済課のほうに問合せがありまして、担当のほうで2回、3回程度打合せを行っております。結果としましては、まず、そのお二方は、研修制度は受けないという結果

で終わってますが、我々最終の目的としては、伊仙町において就農していただくという最終的な目標がありますので、そういった部分に合致する方であれば、柔軟に受け入れていきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

ぜひそういった対応で、ガチガチに縛られたそういったあれじゃなくて、柔軟に対応して、今後出てくるであろうそういった方たちへのも対応をよろしくお願いします。

28ページ、お願いします。学校管理費。この前、伊仙小学校に関係する方から、何ていうのかな、話があったんですけども、伊仙小学校の壁が、室内の壁がばらばらに剥がれて、物すごい見苦しくなっていると。早急に処置もせず、もうただただそういったのを剥がしていたと、そういう話を聞きましたけれども、教育委員会としてそれを把握しておりましたか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの質問にお答えいたします。

伊仙小学校の壁の件なんですけど、把握はしてございます。これも4、5年ほど前だと思いますが、多分これは熱による影響だと思うんですけども、その壁のほうはずっと垂れ下がって、中の内張りの接着面が剥がれて、そのままの状態だと。その間に足場を組んで、その除去に当たったという話は聞いてございますが、それを無理やり剥がすと後型が残るというふうなことをお聞きしまして、これはこのまま自然の落下を待ったほうがいいのではないかなという結論に至ったという話は聞いてございます。

○11番（福留達也議員）

これ4、5年前かららしいんですけど、その写真を実際に見せてもらって、物すごい見苦しい感じでありました。廃れてるなという感じでありましたけれども、今、課長の話であれば、接着剤が剥がれてきて溶けてどうのこうのとあるんですけども、それは簡単に接着できないんですか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

これは、接着をするよりは、そのまま自然体で剥がれたほうがいいのではないかなというふうなことはお聞きしております。

○11番（福留達也議員）

学校にそんな見苦しい形をずっと置いてていいのかと普通に思いますけども、教育委員会の対応、じゃあ、そのまま置いておくということなんですか、剥がれるまで。

○教委総務課長（上木正人君）

確かに見た目は非常に見苦しいとは私も思っておりますが、何せ、あくまでも私のほうに来た意見なんですけど、そこまで学校のほうに苦情は来てないっていう話は聞いてございます。

○11番（福留達也議員）

他からどう聞いてるのか分からないですけど、私もあきれ返って、そういった話を聞かされて、

そんな対応でいいのかなとつくづく思いましたけどね。費用的には、まあ剥がれるのはいいという考えもあるだろうけれども、仮に、じゃあ、それをボンドで貼り付ける、そういったものをする、どれぐらいかかるんですか。

○教委総務課長（上木正人君）

今言った剥がれてるものが、また接着になりますと、どういった工事になるのかちょっと検討もつきませんが、そこのところは、今後、専門家などを交えまして協議してまいりたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

造った業者さん、そういったところに対応とかさせなくていいのか、また、そんな材料を使って、剥がれるような材料使って、剥がれたら、剥がれ落ちるまで待つとか、そういったのはちょっとおかしいと思いますよ。十分、今後きちんとした対応を取ってやっていただきたいと思っております。

30ページ、4目の社会体育費。先ほどのトイレ改修、これは遊具場隣のトイレだということでありました。義名山体育館の南面の駐車場があったとこなんですけれども、あそこ、今、老人クラブのゲートボール場というのかな。グラウンドゴルフ場になっておりますけれども、あそこ、老人クラブから何度も仮設のトイレでも設けられないかという話があったんですけれども、そういった話は届いてないですか。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

仮設のトイレに関しましては、届いております。

○11番（福留達也議員）

そういったのは、今度のコロナ予算等で対応できないものですか。

○社会教育課長補佐（上木雄太君）

現在、仮設のトイレを2基設置をしております。

○11番（福留達也議員）

分かりました。

最後に、給食センター。31ページ、給食センター。給食センター、これまでちょっとした事故とか、コロナが、コロナ感染者が発生して、今、非常に人員不足で困っていると。今現状どういった感じで対応をしておりますか。

○学給センター所長（義了君）

福留議員のご質問にお答えいたします。

現在、次々とコロナ関連で休みが出て、5月から始まって、今6件で、陽性が5名、濃厚接触が3名、8名という、交互にちょっとコロナ関係でお休みをいただいているのが多く、今現在、たまたまほ一らい館の職員が以前、調理の経験がしてる方がいらっしゃったので、何とか閉館の間、お願いをして対応をしているところでございます。

また、夕べからうちの栄養教諭とも話してるんですが、ちょっとしばらく、ちょっと人員不足が発生する可能性が多いので、簡易給食を、メニュー等々、2人、3人で対応できるおかず等の献立は考えられないかという、今、協議をしております。

以上でございます。

○11番（福留達也議員）

8名も足りない中、今ちょうど言おうと思ってたんですけども、ほーらい館等、今、閉館になっていますので、休館というのかな、なって、そういったところの職員の応援をお願いしてもいいのかなと思ったりしておりました。

また、他の部署でもそれぞれ皆さん忙しいと思うんですけども、余力があるそういったところが増勢していただければいいのかなと思っております。

それと、けが等、コロナ等、また職場復帰してくるそれまでの1か月とか2か月間の間の求人であれば、時給800円のそんなの1、2か月とか、その程度じゃなかなか厳しいと思いますよ。1、2か月だったら、その倍ぐらいの賃金というのかな、設けてそういった募集もすれば、少しは改善できるかと思っておりますので、そういったのも検討していただきたいと思っております。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

○8番（岡林剛也議員）

令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

8ページ、歳入の繰入金、財政調整基金繰入金4,576万3,000円ありますが、たしか去年ですかね、10億余りあったと思うんですが、現在の残高はお幾らでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

3月末現在高であります、10億7,300万円です。

○8番（岡林剛也議員）

続きまして、歳出の13ページ、先ほどからありますけども。先ほど66万円、修繕料、これは遮光カーテンって言ってましたけども、これはそれでよろしいでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

岡林議員のご質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○8番（岡林剛也議員）

その下のサテライトオフィス施設管理委託料95万7,000円。これは、たしか最初は未来創生課で担当すると言っておりましたけども、これはどこに委託をして、これは何か月分の委託料なのか、お願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

内訳につきましては、7月1日から3月31日までの期間を予定しております、今のところ受託する業者については、今後見積り、入札等をして選定をして対応をしていきたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

委託は見積り取ってといいますけども、これは公募するんですか。どうするんですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

公募を本来であればするべきなんですけども、基本的に施設の維持管理と、あと、このサテライトオフィスってところの性質を鑑みまして、今後、企業誘致とかとも関係がありますので、そういったところの関連の対応ができるどころと、あと、また施設を実際管理してるところの実績等があるところを加味しながら対応をしてみたいと思っておりますので、全てが全てこの管理委託ができるようなところがあるかどうかということも、ある程度ちょっと精査しながら仕様書を作って、また対応をしてみたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

その下の設計監理委託料200万、14ページのサテライトオフィス整備工事、先ほどの説明では、多目的倉庫の工事700万とありますけれども、誘致予定企業からの要望、まだ、何ですか、契約もしていないのに、要望をただけで900万余りの予算を使ってこういうことが予算立てされていくんですけども、これは本当確実に誘致できる企業の要望なんでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まだ企業名はちょっと公表は差し控えますが、皆さんのほうに以前から町長のほうからお話してる自動運転をしてる企業から、もうこういった形でもうサテライトオフィスに進出するというところで、その企業さんももう町内のほうに住宅を探して、社員さんの住居を探したり、あと、それ以外でいうと、この自動運転を介して、伊仙町としても、総合戦略に自動運転の活用をしたりして福祉の向上に寄与するということで、自治体と企業とのそういった目標、指針が合致してるということも、もう既に、まだちょっと時期は明示できないんですが、もうあとしばらくすると、そ

ういったところで基本協定書等を結び、事業並びにサテライトオフィスの契約の運ぶ手続をしてるところでございます。

○8番（岡林剛也議員）

先ほどの説明では、農耕跡地の敷地内に造ると。多分1階の空いてるスペースだろうと思うんですけども、空いてるスペースと言えば、あそこの4階の下の3階のほうが空いてるんで、そこを整備して、そこにその資材とかを持っていくなら持っていったほうがいいんじゃないかなと思うし、予算もそこまでかからないんじゃないかと、新しく造るよりはですね。そう思いますが、どうでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、1階から3階、基本的には教育委員会部局のほうで管理してるところでありまして、4階以降、我々が今、オフィスとして活用しておりますが、実際、企業さんの要望ですと、実際のところ、そういった資材とか、そういったところを4階、3階まで持ち運ぶことがちょっと困難であるということと、あと、もう一つは、我々未来創生課としても、今後そのサテライトオフィスのみならず、そういったコロナ対策関連に資する備品とか、そういったものをストックできるようにするためには、やはりすぐ車で横づけしたりとか、そういった運搬上の問題で支障のないところで、1階のほうでしていきたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

本来ならば自分たちでそういうのを造ってほしいと思うんですけども、もしこの誘致企業が4階まで上がるのが面倒だと、エレベーターをつけてくれと言ったらどうするつもりですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、実際ある物件に対して、これでよろしいでしょうか、こういったところで、やはり支障を来しますよ、もろもろメリット、デメリット含めてご検討をいただいて、今回進出していただくということにしております。

倉庫につきましては、以前からその企業さん以外の方からもいろんな形でご要望をいただいた上で、総括してそこにそういった形で整備するのが望ましいと思って造っております。実際、今、またさらに追加で、そういったエレベーターとか、そういったものについてなんですけども、これについては、我々サテライトオフィスのみだけではなくて、他に歴史民俗資料館ですとか、もう1つ、教育的な要素を踏まえたスペースとして活用してるところもありますので、そこら辺全てを網羅した形で検討していかないといけないことだと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

ということは、もしかしたらエレベーターをつけることもあるかもしれないということですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

エレベーターについては、今の施設自体が、基本的に健常者に対応したものにしか適用できない形になっております。今現状、これまでそこを活用してる中で、少なからずそういったご要望もあるかとは思いますが、今後そういった福祉を必要とする方々の利用も考えていかなければいけないということになれば、財政状況も加味しながら、またその内容も含めて検討をしていかなければいけないと思っておりますので、今現時点でそれを確実にするということは明言できないということだけご承知いただければ幸いです。

○8番（岡林剛也議員）

分かりました。

続きまして、27ページ、これもコロナウイルス交付金関連の予算だと思いますけども、消防組合の感染対策事業で、消防組合備品購入費108万3,000円、この上の衛生用品消耗品4万2,000円、これについての説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この費用については、消防組合の救急車等、感染対策に資する費用でございます。消毒機器、それから、衛生消耗品、備品を整備することにより、コロナウイルス等感染者の搬送時、それから、緊急災害の招集時に、隊員の感染被害の発生や、また、当組合での感染者が出た場合のクラスター等を防ぐことにより、町民の安心、安全を守っていけるということで、経費を上げてございます。オゾン水の生成装置と附属品、これが約90万円、紫外線除菌庫が3万1,900円と、あと、防護眼鏡、感染防止用具等にこの予算を計上してございます。

○8番（岡林剛也議員）

そしたら、その下、27ページの教育費、教育総務費の先ほどもありました国県支出金、コロナ交付金の2,015万8,000円。先ほどの説明では、教職員の校務支援ソフトシステム導入とありましたけども、教職員の業務負担軽減、文書に関する業務で、当初予算でもそのシステムが7,000万余りで組まれてると言っておりましたけども、この交付金の申請したときの理由によりますと、「児童生徒と向き合う時間を確保できず、体調や様子の変化を把握できない現状を改善する」とありますけども、先ほどの説明の教職員の業務負担軽減、文書に関する業務の負担軽減と言っていましたけども、何か全然合っていないような気がするんですけど、どういうことでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

今、岡林議員がおっしゃってるのは、この地方臨時交付金の校務支援システム等導入事業の備考欄の文言に対してのあれですか。

○8番（岡林剛也議員）

文言というか、先ほどの説明では、教職員負担軽減システムって言いましたよね。それとこれと

が合っていない。

○教委総務課長（上木正人君）

これは、今、備考欄に書かれてるのは、こちらのほうは抜粋をしたものであって、実際にこれは、うちのほうから提出したものを抜粋したものであって、私たちは、また私たちがこういったふうに申請をしますよというのがございまして、これはもう未来創生課のほうで抜粋したものを、こちらに載せたと思っております。

○議長（前 徹志議員）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時40分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（岡林剛也議員）

分かりました。

最後に、給食センター、32ページの負担金補助及び交付金で、アレルギー対応補助金2万7,000円とあります。これの詳細な説明をお願いします。

○学給センター所長（義 了君）

岡林議員のご質問にお答えいたします。

本年度、4月1日より給食費無償化を実施しておりますが、アレルギーの方にアレルギー対策で、学校給食をどうしても食べれないという方が、保護者の弁当持参を、今、で対応をしてくるんですが、その方に対しての補助、1日、小学生保護者であれば270円、中学校の保護者であれば290円、以前の給食費を頂いてたときの日額を補助するものを計上させていただきました。一応本年度は、前年度実績、一応1名の方の前年度実績数で上げております。

以上でございます。

○8番（岡林剛也議員）

もう去年、おととしくらいからですが、給食センター、もう老朽化がひどいと、環境も劣悪であるということで、建て替えたらかどうかということを進言しているんですけども、去年ですか、町長は、今、予定地を探していると言っておりましたが、その何か進展はあったんでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年来、この給食センターの建て替えにつきましては、いろいろ議論されてるところでございますが、先月ですかね、給食センターのそういった設計から全て、用具関係まで取りそろえる企業さんのお話をさせていただきました。また別に、PFI、PPP、民間を利用する方々とも今、協

議を進めてるところでございまして、今、その建設予定地につきましては、現在の場所にはちょっと難しいのではないかなというふうなことで、今、2、3か所場所を当たってるところであります。今後、財政シミュレーション、財務と協議の上でどういった方向で進めるかというのを、また今後、協議が必要ではないかなと考えてございます。

○8番（岡林剛也議員）

着々と進んではいらぬようですね。親御さんたちも1日も早い給食センターの建て替えを望んでいきますので、ぜひとも早急に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀議員）

一般補正について質疑をいたします。

ページの13ページ、目12の地域おこし協力隊推進事業、報酬等も組んでありますけれども、今、何人地域おこし協力隊員がいるのか、そして、それぞれの地域おこし協力隊員は、それぞれの特徴、特殊な技量といたしまししょうか、技能といたしまししょうかね、そういうのを生かして伊仙町のために協力をするという目的があると思いますので、それぞれがどういう活動内容をしてるのかお尋ねをいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

美島議員の質問にお答えします。

12、地域おこし協力隊推進事業なんですけれども、現在、未来創生課のほうで地域おこし協力隊1名在籍しております。この1名につきましては、シナモンですとか、そういった今まで島になかった素材を生かして、例えば、その加工品、クッキーですとか、お茶菓子とか、そういったものを作り、またそれを伊仙町産としてPRしていくことを主な活動内容としておりまして、今、目下、徳之島コーヒーが結構報道とか、テレビの取材とか結構来てるんですけれども、そこも一緒に連携をして、一緒に売り出してるところでございます。一応その方は、出身は香川県なんですけれども、現在2年目で、今後またそういったものをどんどん開発をしていって、伊仙町のためのPR活動に寄与したいということで取り組んでいるところでございます。

今回、補正予算で計上してるものについては、新たに神奈川県の方からいらっしゃる方で、年齢は60歳の方なんですけれども、なぜその方ということなんですけれども、その方の経歴が、長年証券会社に勤めていらっしゃったり、先物取引、そういったところで、結構そういったビジネス的なところの要素を持ってる中で、我々、今、ふるさと納税を事業を起こしてるんですけれども、そういったところのノウハウを、ビジネス展開するに当たって、ふるさと納税も1つはビジネス的な要素もありますので、営業とか、そういったところと一緒に協力、連携していけないかということを含めて、今回、地域おこし協力隊として取り組んでいきたいという要望がありまして、今回、補正計

上をさせていただいております。

○14番（美島盛秀議員）

現在のところ1名で、そして、あと1名の希望があると。要するに、2名になるということなんですけれども、この地域おこし協力隊については、これは交付税措置があるのかどうか。町単でやるのかどうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

地域おこし協力隊につきましては、人件費と、あと諸経費もろもろ含めて、上限は450万設定されておまして、それについては、特別交付税の措置に指定されております。ただし、特別交付税で措置されるかどうかという基準が、必ず首都圏からこちらに来るところの条件がありまして、例えば、もともと過疎地だったところからこういったところに来る場合は、特別交付税の措置の対象とはならないということで、そこら辺も含めて、特交措置ができるところから来町されるのかというところを確認した中で、今回この方が来られるに当たっては、特交措置の対象になるということで確認をしております。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問の中で、地域おこし協力隊という定義であります、今、未来創生課長が答えていただいたのは、未来創生課に在住する去年からいられる方と、今年7月からこの地域おこしに参加するという方でありまして、その他に子育て支援課に1名、それから、ほーらい館に2名っていう形で地域おこし協力隊がいます。それが、去年、おととしと、コロナの影響の中で活動が思うようにできなかったっていうことで、3年っていうくくりで、始めから3年間はこの交付税措置という形を示していましたが、その活動がうまくできなかった部分に対して、1年延長しようということも起きてますので、それも考慮して活動の展開をさらに図っていこうということで、当初予算等にも計上してございますが、子育て支援課においては、そういった子供たちに地域の魅力を教えたり、そういった活動、それから、健康増進課においては、歩くことで健康を取り戻して、生き生き長生きをすること、健康で長生きをするっていうことを目指す地域おこし協力隊、それから、もう1名については、ジムを利用して体を動かすことで、体力づくりに寄与するという協力隊が、今、活動をしているところであります。

○14番（美島盛秀議員）

要するに、今の未来創生課と総務課の管轄で分かれてる、雇用をしてる地域協力隊が5名ということですか、全員で。分かりました。

それと、その地域協力隊が非常に、今、そういういろんなことで活躍をしているということなんですけれども、伊仙町には観光大使というのはいないわけですかね。その地域協力隊員が観光も兼ねてやっているのか、あるいはまた、そういう、先ほどの映像制作委託料というのもありますけれども、そういう地域協力隊員が頑張っている、そのような魅力を発信をしている、協力していると、

そういうこと等を一緒にした映像で伊仙町を売り出していくということ等が私は必要と思うんですけども、そういう観点から、観光大使がいて、そして、地域協力隊員がいて、そして、映像を作成する。そうすれば、広い範囲でアピールできると思いますけれども、そこら辺りの点でどうでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今後のPR活動なんですけども、観光大使ということと同じような要素を持つてふるさと大使という制度があるんですけども、これ条は例とかではなくて、規則レベルでできるものがあるんですけども、今、それを規則をつくって、今、伊仙町のPRに資する人材、特に著名人、いろんな形で発信力のある立場にある方を選定をしてやっていくところでございます。まだ今から審査するところでありまして、若干1名、プロスポーツ選手で、両親が伊仙町出身であるということで、自薦、自らちょっと伊仙町のPRをさせていただきたいということで、わざわざ県外からご連絡いただいたところがありまして、その方を今、軸に、そのふるさと大使という形で任命しようかなということしております。もちろんその方の素性を、こういった経歴があるかとか、もちろん当たり前みたいな反社とか関係ないかとか、そういったところも含めて精査しないといけないんですけども、今現状その方が所属するチームも、広報の方ともいろいろお話をして、そういった伊仙町のふるさと大使として任命することに差し支えないかということでお話をしているところ、今、チームとしても伊仙町と一緒にそういったところでPRできる機会があればやっていきたいという意向もありますので、前向きに進めていきたいと思っております。

地域おこしも同じように、いろんな形で県外の出張とかある場合、伊仙町のPRの一環として、動画も含めてどんどん発信していきたいなと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひそういう一つのことを、目的を達成するためには、あらゆる周囲からの援助という、協力といたしましょうかね。そういう体制をつくって伊仙町をPRしていくということが大事なことじゃないかなと思いますので、ぜひそういう取組を成功させていただきたい、こう思います。

それでは、次の14ページ、他の議員の皆さんからもありましたけれども、目16の集落活性化推進事業、節の12、委託料の前里屋敷なんですけれども、これを今どこに委託をしようと考えてるのか。そして、その屋敷だけを、内だけを委託、先ほどから清掃させるとか、いろいろ管理運営のことを答弁してはいたけれども、あそこは300年ガジュマルといって、ガジュマルがあります。そうしますと、そのガジュマルの下は、毎朝、その地主の方が朝晩掃除をしています。本当に私たちも頭の下がる思いをしてくるんですけども、それと、その石垣群も1つの観光の目玉になっていると。そうすると、その石垣群の通り辺りも掃除をしなければいけないだろうと。あるいはまた、トレイルコースにも指定されているだろうと思いますし、阿権湿地帯の歩く歩道というんですかね。何かコースを3か所ぐらい決めてあります。散歩コースをです。ですから、そういうこと等をアピール

しながら、そして、いろんな空き家対策事業等を使って、阿権に泊まって、そして、1日、2日、阿権に金を落としてくれるという、そういうような大きな目的を持ってやらないと、ただあそこを改修して、宣伝をして、来て見て、通りすがりだけでは、私は何の阿権の活性化につながらないと考えておりました、それで、たまたま大型バスがもう土日ほとんど来ます。そうしますと、あるいはまた、レンタカーでも来ます。そうしますと、駐車場がないんです。非常に大型バスが泊まっていますと、普通の人に迷惑がかかります。せっかく見ているんですから、もうその観光客のお客様、慌ててもう見る時間も少なく、バスに乗り込んですぐ帰っていくんですけども、そのすぐ近くに空き地があって、もう勝手にそこに今までは泊めてましたけれども、また、そこにまた建物ができて、駐車することができないということ等を含めての、今、さっきから聞いていますと、一般財源でコロナの、コロナ対策支援交付金事業に切り替え、組み替えしたと。今、一般財源が余っていると思いますので、余分な金がいっぱいあるみたいですので、その金で、あの屋敷の前の個人の土地、あそこを取って全部駐車場にして、もう両方からでもどっからでも入れると。あそこはあの土を取って捨てるだけで、もう駐車場になりますので、それぐらいやらないと、私は観光地としての商品価値がないんじゃないかなと思いますし、それから案内ガイド、これも伊仙町に何人いるのか。そういう人たちがそこに入って、そういうところにできるのかどうかを含めてお願いいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず最初に、前里屋敷の管理委託料の財源については、今回、当初予算で予算措置されてるものではなく、今回改めて新たに予算措置したものであります。

まず、その管理の先、管理を誰がするのかということなんですけど、そもそもこの前里屋敷を整備する前に、通算で2回か3回ほど集落の方を交えて話をしております。うち1回ぐらいコロナの感染に影響される以前に、集落説明会というものをしてるという経緯があるんですけども、その中で、まずは、基本的に、集落活性化推進事業というものの概要は、その拠点を整備することによって、集落が交流の場として、もしくは、いろんな方の交流人口だったりとか、健康の地域サロンとか、そういったところを、いろんなイベントをそこで催して、地域集落を活性化するっていうコンセプトでこの事業が採択されてますよということを踏まえて説明をし、集落の方にぜひこの管理も含めて、活用も含めて阿権集落を盛り上げていただきたいというお話をしました。

ただ、しかし、その内容については、おおむね集落民の皆さんからは好意的な了解をいただいたものと記憶しておりますが、ただ、その管理に至っては、やはり集落で管理できるほうの方が、若い方とか、そういった活動をできる方がいらっしやらないということがありまして、その後も2回、3回とお話をして言われました。

また、前里屋敷で皆さんが視察していただいた後も、オープンに当たって2回ほど、地権者と近くの近隣の方で集落校区民のうちの役員ですかね。子ども会の役員とか、そういった方々にも、改めてこの活用について、どういうふうな形で管理していただけないかということでお話をしたん

ですけれども、やはりまだそこまではちょっとやり切らないということで、でしたら、一時の間は未来創生課のほうで対応をしておきますということで、話が今、経過、なっております。

本当は、言いますけれども、集落でやはりすることが、この事業の重要なポイントでありますので、できたら集落の方でそういった組織を運営、管理をする組織をつくり、またそこを拠点にして集落活性化できることができれば一番ベストなんですけど、それができない場合は、また先ほどサテライトと同じような要素で、やはり管理ができる実績のあるところに、7月から3月まで、今年度いっぱい経過措置的にお願いをしないとイケないなというところではあります。

早々その周りを、周辺整備もですけれども、駐車場の件につきましても、隣接地に私有地がありまして、そこを一部、何ていうんですかね、町に譲渡しようという意向のあるお話はいただきました。実際それも財源とかそういったものを含めて、また私有地が隣接してるところもありますので、いろんな測量とか、そういったのをしっかり区分けをし、またその整備をどういった形、整備後をどういった形で活用をするかというところも集落の方といろいろをお話をして、そこで駐車場だったりとか、また、いろんな形で多目的に使える広場としてやれたらいいのかなと思ってます。

最後に、もろもろそこら辺をご案内したりとかできる人材、ガイドさん、そういったところは、今後奄振事業とかを使って、そういったガイドの養成、人材育成とかをしていけたらいいなと思っておりますが、あくまでもその集落で、管理も含めて、ガイドも含めてできる組織と人づくりをしていただくことが最重要事項かなと思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀議員）

こういう事業等は他町村でもいろいろあって、地元の集落の人たちが委託を受けて、管理をしているというところは十分あるみたいですが。しかし、そういうところを見ても、なかなかうまくいってないと。管理がうまくいってないと。もう週に、土曜日、日曜日だけ分けるとか、伊仙町にもあると思います。ですから、継続して管理運営が、観光地としての一つの目玉商品を作らなければいけないということ等を含めて、また、世界自然遺産になりますと、これからどんどん観光客も増えるだろうということも考えられますので、全体的なそういう長い目で見た、そういう条件づくりといいましょうかね。そういうこと等をしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次、22ページ。先ほども何人かありましたけれども、節17の備品購入費のダンプ購入。恐らく私が考えるには、以前に購入された古いダンプがあると思いますけれども、私が聞いている範囲内では、このダンプももう故障したり、あるいは、修理をしながら、あるいは、何とか動かして使っていたという話等も聞いております。この代替として今度のダンプを買う予定なのか、新たにこの10トンダンプを購入するのかお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

先ほど佐田議員からの質問の中でもお答えいたしました。既存のダンプ、これを更新するような形で導入したいと思っております。以前からあるダンプですが、これが平成3年3月に導入されており、30年以上が経過しております。その中で、キャビンの下のフレームなどが腐食し、さびて脱落していると、そういったこともありますので、いつ走行中にキャビンが落ちるか分からないような状況でございます。こちら、やはり乗ってるときにキャビン等の故障が発生してしまうと、人命等にも関わりますので、今回更新するような形で備品を導入したいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

代替ということで受け取ってよろしいですね。としますと、この古いダンプの後の処理があると思うんですけども、以前に散布車を購入の話があって、ナンバーがついたまま、ある整備工場がスクラップみたいに置いてあったと。それで、財産管理の面で聞いたことがありますけれども、そして、そのまま廃車もしないで税金を払われていたということ等も問題がありました。ですから、そういう買換えをしたときの財産管理、1,000万ともなれば大事な大金ですから、そういうこと等を考慮して、この代替をすると、恐らくスクラップ同然、下取り価格があると思います。そういうことをきちんと財産管理台帳に載せて、そして、その廃車をした車をどうしたのかということ等を、9月には決算等もあります。また来年の9月にも決算がありますので、そういうところ等で報告をできるように、財政の、お金の無駄遣いがないような、そういう措置をしていただきたいと思いますけれども、そのスクラップの見積りも、恐らく何社か見積りしたら、高価な値段で売れると思います。そういうことは考えてますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

美島議員がおっしゃってたのは、糖業振興会で保有していた散水車ですよね。そちらにつきましては、廃車手続を終えまして、廃車していただいたところです。今回更新するダンプにつきましても、幾つかの見積り等徴収し、また、堆肥散布車においても、1台もう稼働不能となっている車両もございますので、その件も併せて見積り徴収をしていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

町の大事な公有財産であり、また、財政の無駄遣いにならないように、私も4t車を解体屋さんへ処分した経緯がありますけれども、50万はします。ですから、そこら辺りの雑入、繰入金でも入りますので、そういうこと等も考えて、またそのお金を他にも回して使うという、そういうことを職員の皆さんはこれからは努力をして、経済課の公金だけでなく、全体的にもそういう公有財産、公金だという思いを持って業務に精通していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

26ページ、目2の公営住宅建設事業費、全協のほうで説明等もありましたけれども、節の21、450万の工作物補填。どの工作物をどうするのか、そして、その後の購入した土地、これの住宅に行く道路のためということなんですけれども、その土地も含めて、奥に行きますと、町の住宅があります。その住宅に行くまでの土地も含めて450万なのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

この工作物等諸費については、ここへのアクセス道路、住宅への。これは牛小屋の保障費のみであります。このあとの土地の売買は、一応これからまた査定をして、また計上する予定であります。

○14番（美島盛秀議員）

この450万の工作物は、その建物、牛舎だと思わんですけれども、そのだけの保障費ということで、登記とか解体はまた別に載ってるんですけれども、そのあとの土地は含まれてないということですか。

○建設課長（福島隆也君）

これまだ、この予算が確定してから、またこの話合いをするんですけれども、今、線形を書いた図面、こないだ全協でお示ししましたけれども、この線形の当初変わる予定なので、どれぐらいの予算がかかるというのは、まだ積算されてませんので、それが確定次第、予算を再度また上げたいと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

そうしますと、図面があって、住宅のところまで予定をしているわけなんですけれども、そこに将来的にはその土地も購入をして、道路を造るという考え方でよろしいですか。そうしますと、またその土地代が相当なんですけれども、そこら辺り土地の単価が分かるわけですので、そこら辺りの試算はできてますか。

○建設課長（福島隆也君）

この予算等は、大体の試算は計算はされております。

○14番（美島盛秀議員）

この話、土地を買って、そこから道路をつけると、相当な道路の費用等もかかると思いますが、その費用対効果というのが、恐らくあれ行き止まりになりますよね。費用対効果というのがあるのかどうか。そこら辺りどういう効果があるのかお尋ねいたします。

○建設課長（福島隆也君）

費用対効果についてですが、その積算の段階でちょっと土地の値段がどれぐらいになるかというのは、まだ試算されてませんので、多少分かりませんが、この隣の土地が、この自分のかかる土地は提供しますという話もありますので、今、買収する部分に関しては、その1つの土地、一筆、この分だけの土地の費用になります。

○14番（美島盛秀議員）

私はこれは無駄遣いの予算だと思いますけれども、将来的には、その道路、取付道路を造って、奥に住宅を建てると。今も向こうで住宅は何軒、何軒の町民の方が住まわれてますか。

○建設課長（福島隆也君）

この土地は旧大久保団地でありまして、今もう全部撤去済みであります。今後ここに民間資金を

使った住宅等の計画をしておりますので、これに対しては、費用対効果は見込まれるとは思っております。

○14番（美島盛秀議員）

私にはどうしても理解のできないような予算と思うんですけれども、行き止まりで、向こうにあるのは住宅でも町営住宅でもあって、これから町営住宅でも建てる、民間が建てるということもあるだろうとは思いますが、そこら辺りは今後どう判断するかは分かりませんが、このようなことはもうちょっと真剣に、町民が理解できるような予算の組み方をしないと、後々また問題の残る予算になると思いますよ。十分に説明できないでしょう、費用対効果。できるの、どういう利便性があるのか。

○建設課長（福島隆也君）

この道路につきましては、今後まだ上と、上のが地権者との協議もありますので、まだこれは上のほうに墓等がありますので、その辺を通していけば、結構住民の利便性もよくなると考えております。この住宅についても、町の真ん中ということで、結構入居者が入ると思いますので、その辺は費用対効果は結構あると思っております。

○14番（美島盛秀議員）

道路の拡張とか、町民の利便性がないとかいう、何かの道路を造らなければならない、解体して立ち退きをしてもらわなければならないという、そういうのがあれば、いいですか。そういうのも示されないのに、ただ解体をして、将来的に土地を買って道路を造らなければならないと。ただ安易な考えじゃないかなと私は思います。これ以上申し上げませんが、しっかりと今後の計画等を考えていただきたいと思っております。

28ページ、学校管理費で、先ほどから話が出ていましたけれども、節14の工事請負費、これをもう一遍、どこを工事するのかお尋ねいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

美島議員の質問にお答えをいたします。

14工事請負費ですが、こちらのほうは、鹿浦小学校屋内運動場、体育館ですね。こちらのほう、階段の設置工事でございます。

○14番（美島盛秀議員）

学校教育、学校のことですので、改修等をやらなければならないと思うんですけれども、これに関連して、先ほど出ていました伊仙小学校の壁の問題。私の孫も伊仙の保育所において、伊仙小学校に行かせるか、阿権に来させるかということ等で、いろいろ話合いをしました。そしたら、阿権小学校が少ないから阿権小学校に入れようということになったんですけれども、そういう友達の、1年生に今度入った友達の父兄等から、LINEでその壁の写真が送られてきてます。それで私に見せて、これ、ひどいよということが、今、PTAの中であるらしいです。そして、総務文教厚生委員の委員会の中でも提案をして、早急にこれを直す必要があるんじゃないかなということ

議論をしましたがけれども、そのときは、誰かしら予算がないとか、見に行ったけど、それはもう後回しだとか何かで話にならなかったんですけれども、そういう話のある場所で町長にも話して、町長が教育委員会に電話をしてみましたけれども、それぐらい何かひどいみたいですね。もうふらふらカーテンがかかっているような感じでした。ですから、ああいう緊急性のあるところを早急にやっ、昨日も一般質問でも言いましたけれども、子供というのは、ああいう環境が一番大事なんです。そういう環境で育つ子供たちと、しっかりちゃんとした環境の中で育つ子供の将来の育ち方というのは、非常に関連したことがあると思います。教育長も環境問題言いました。環境が大事だと。町長も言いました。ですから、そういう環境、学校の環境整備を整えるのを、私、早急にやる必要があると思うんですけれども、財政的なことが関係しますので、先ほども一般財源から、コロナ交付金支援事業あったから切り替えた、そういう予算があるわけなんだから、早急にできるかどうかお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

先ほどご質問があったわけですが、先ほど昼休み、教育長、教育委員会の総務課長と話を、もう早急に対応をするということに決定しました。ありがとうございます。

○14番（美島盛秀議員）

言うべきことは言わないといけないですね。ありがとうございます。

それから、次のページで、29ページ、節18の負担金補助金及び交付金。先ほどもありましたけれども、幼稚園利用者負担金、おもなわこども園。この幼稚園利用者負担金とありますけれども、幼稚園に入れている、こども園に入れている父兄、この父兄の使用した、対する補助金なのか、あるいは、学校の施設、いろんな備品とか、いろいろそういうのに対するものなのか。保育園と、それから、こども園という、その区別が理解、ちょっとしがたいんですけども、そこら辺りの説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

今の区別に関しましては、やはり年齢で分けることが一番のあれだと思うんですけども、積算の基礎に関しましては、やはりそのものは、こども園に通ってる1号認定園児の増加によるもので、こちらのほうに関しましては、年齢、5歳児、3歳児、満3歳児とか、こういった1号認定に当たるものの運営費の負担金の1,515万1,000円でございます。

○14番（美島盛秀議員）

こども園の運営費に係る予算ということでよろしいですか。

○教委総務課長（上木正人君）

そうですね。運営費、5歳児、1歳児とか3歳児とかございますよね。そういったものの児童に係るもののあれでございます。

○14番（美島盛秀議員）

そうしますと、その区別で、年齢によって違うわけなんですけれども、年齢によっての負担金補

助金、あるいは、他の保育園、認可保育園、犬田布にも伊仙にもあるわけなんですけれども、そういうところへの補助金と違って、こども園というのは、また別の枠で交付されるちゅうことですか。

○教委総務課長（上木正人君）

これは、認可保育園等ございますので、犬田布とか面縄、伊仙も、金額に関しては一緒でございます。

○14番（美島盛秀議員）

私、なかなか今の説明では理解できないんですけれども、こども園、あるいは、年齢によって保育園とも関わりがありますけれども、これは教育委員会が管轄している部門の予算で、教育、あれですから、でいいわけですね。

○教委総務課長（上木正人君）

そうですね。やはり歳出の予算に計上、また、歳入も入ってございますので、教育委員会の予算でございます。

○14番（美島盛秀議員）

私もなかなか理解がしにくいんですけれども、また勉強して、またしっかり理解ができるように、後もってまた勉強させてください。よろしくお願いします。

31ページ。31ページの一番下の節17、備品購入費、これ給食センターの運営費ということなんですけれども、以前に1日だけ給食が出せなくて、コロナ関係で。休んだことがありました。それで、いろいろPTAのほうから、弁当を作るのが何か両方共働きでできないとかいう話があって、また再開をしたという話を聞いております。

それで、今、パンを焼く機械が故障して、パンが食べられないと子供たちが言ってるそうです。このパンの機械、焼く機械、故障して使えないらしいんですけれども、それどうなってますかね。

○学給センター所長（義 了君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

事故等がございまして、4月21日にちょっと事故がございまして、そのときに故障をいたしまして、今回の予算に計上をさせていただいております。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

この備品購入費については、先ほど言われたパンを作るときの機械でございます。

○14番（美島盛秀議員）

最近ご飯が出てくるという話等がありましたので、ぜひ黒糖パン、おいしいパンが焼けるように早めに備品を入れていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○13番（樺山 一議員）

令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑をします。

31ページ、款10教育費、項7保健体育費、目2給食センター運営費についてお尋ねをいたします。

先ほど岡林議員の質疑の中で、教育委員会総務課長が給食センターの建て替え等についての答弁がありまして、現在の敷地には建てられないという答弁がありました。以前に私、町長にもお話ししたことがあると思いますが、あの給食センターは、給食センターの建っている集落の方々が、集落の有志の方が私有地を寄附して給食センターを造ったと私は聞いております。どうか安易に場所を移転するのではなく、隣に買い増しをしたりして、やはり有志が、その当時でしたら、もう農業をして皆さん子供を学校に行かしていた。その土地を私財をなげうって寄附して、町のためにしたという実績が、まあ町長も、私、ご存じだと思いますけど、そここのところも勘案して、そういうどのような形で具体的にしていこうと町長はお考えですか。

○町長（大久保明君）

私は、あの石碑等を見まして、そして、私の構想の中で考えたことは、あの県道からの道が狭いということで、そしたら、南西糖業に行く道を、給食センターの真東から曲がりますと、農道があって、あそこの農道を広くすれば、もう十分大きい道を給食センターの車が通るわけです。そして、その横の住宅を壊して広げてけば、十分面積としては可能だと思いました。その後いろんな意見が出まして、災害があった場合の給食センターの役割ということで、こないだ議員の方々を視察して、Aコープ横というふうな候補地は、あそこにやった場合、災害時に非常に有効であろうという話もありました。それと、義名山という場所も出てまいりまして、そして、この給食センターの設計とか関わってる方々が営業に来たときに見に行ってもらいまして、いろいろ話をした中で、私自身は樺山議員が言ったことと同様であります。

今後、再検討していく中で、費用対効果ではなくて、やはり将来の、まあ私は常に省庁から分散という考え方を基本的にやっているわけでありまして、あの方のもう製造もしちゃらなと思うんですけども、あの費用、本当にうかつにも全く知らなくて、すぐ見に行きまして、感銘を受けました。ですから、そういうふうなことも含めて、総務課長、教育委員会もいろいろ意見のある中で、再度また議論をしていくことは大事だと思っておりますので、樺山議員のその土地を提供した方のあの碑を、あそこから移すことはできないわけですから、新しい場所へ行ったとき、あの碑と一緒に移すということは、これまた不遜なことですから、そういうことも含めて、再度協議をしていく必要があると思います。

○13番（樺山 一議員）

先人が私有地を出して造っていたのを考えて、例えば、どうしてもあの地に造れないと。そしたら、あの地を、例えば、もうお払い箱になったから、もうそのまましておくんじゃなくて、再開発等をしたり、そういうことも考えながら、そしてまた、集落とも協議をしながら、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第34号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第34号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時42分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条第2項の規定により、会期日程どおり議事進行を行うためあらかじめ延長をいたします。

△ 日程第2 議案第35号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（前 徹志議員）

日程第2 議案第35号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第35号は、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項に規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第35号について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第35号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額2億137万2,000円に歳入歳出それぞれ700万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,437万1,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

3款繰入金1項1目事務費繰入金は、予防重視一体的事業の中止に伴い、人件費などの一般管理経費の増額分として繰り入れるものです。

同款同項3目療養給付費繰入金は、特別会計内の差額調整として16万9,000円減額しております。

4款繰越金1項1目繰越金は、広域連合からの負担金還付通知書に基づき、69万2,000円減額し、補正後の額を確定額である17万円としております。

5款諸収入4項5目予防重視一体的事業収入及び8目特別対策補助事業収入は、先ほどもありましたが、事業の中止決定に伴い、全額減額しております。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、歳入でも説明した一体的事業の中止に伴う人件費などに係る増額で44万1,000円増額し、補正後の額を271万7,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の4款でも説明した広域連合からの負担金還付通知書により、歳出がなくなったことから、前年度徴収分86万2,000円減額し、目内の補正後の額を1億8,861万6,000円とするものです。

予算書6ページから7ページになります。

3款保険事業費2項1目予防重視一体的事業収入は、先ほどより説明しております事業の中止確定に伴い、事業費658万円全額を減額するものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第35号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第35号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第35号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第3 議案第36号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）

○議長（前 徹志議員）

日程第3 議案第36号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第36号は、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項に規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第36号について補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

議案第36号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算額の総額1億2,031万5,000円に歳入歳出それぞれ3万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,028万円とするものであります。

歳入について説明します。

予算書3ページお願いいたします。

2 款繰入金において、補正前の額5,999万円から3万5,000円を減額し、補正後の額を5,995万5,000円とするものであります。

職員給与繰入金64万9,000円の増額と運営繰入金68万4,000円の減額であります。

歳入合計補正前の額1億2,031万5,000円から3万5,000円を減額補正し、補正後の歳入合計を1億2,028万円とするものであります。

歳出につきまして、6 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 2 節給与 3 節職員手当と 4 節の共済費については、人事異動に伴う増減額であります。

11 節役務費30万円については、水泳指導及び水質管理等に伴う講習会手数料でございます。12 節委託料の103万円の減額については、主に施設長委託料の420万円減額によるものであります。

22 節償還金利子及び割引料の4万6,000円については、令和3年度ほーらい館を休館した分の館員様への返還金になります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第36号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算について質疑をいたします。

6 ページの歳出、目1の一般管理費の節12の委託料の施設長委託料420万が減額でありますけれども、これは当初予算に420万が掲載されておまして、これ昨日の一般質問でも職員の関係でご質問いたしましたけれども、このほーらい館の職員というのは、1年の期限付なんですけれども、職員の数の中に入ってますか、入らないですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

施設長は当初で上げてる会計年度任用職員として予算計上してございます。この施設長の委託料としまして、3月の議会で上げました条例で否決という結果になった分の420万円の減額となっております。

○14番（美島盛秀議員）

私、資料を頂いて、令和3年、4年、退職者休職者等の人数を知ろうとして請求をしたわけなんですけど、その人数はその資料にはなかったです。ですから今、そのことを聞いてるんです。町長どうですか。人事責任者は。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先般の、昨日の美島議員の質問にお答えしたんですが、その資料の中には職員の今日現在でありまして、今回ほーらい館の会計年度任用職員については、職員の更新1年の期限付でありますので、その人数は含まれていないという形になります。

○14番（美島盛秀議員）

その人数に含まれてないということは、もう職員としてみなされてなかったと受け取れますけれども、そういうことはどうですか。

○総務課長（久保 等君）

資料の請求のほうは、職員の入院と退職という形の資料請求でありましたので、それに従って人数を提示してございます。その会計年度任用職員を募集して、それが来なかったという数字はそこには含まれておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

私は、ほーらい館も町の施設であり町の管理運営している施設でありますので、そこで働いている臨時職員以下全部職員だと、町の、まあ1年だろうと、1か月だろうと働いてる人は町の職員だろうというふうに受け止めております。

そうしてそういう中で、昨日もしたんですけれども、4人の職員が契約をしなかったということと、遅れて昨日質問等したわけなんですけれども、そういう中で、この予算の中で420万の施設長の委託料が減額ということは、今後施設長は置かないという考えでよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

今現在、施設長として1名、この会計年度任用職員の中で設定をしているところでございます。昨日から美島議員が言ってる中で、会計年度任用職員として、あるべき業務体制とかそういうものがあつたので、昨日町長からも言われましたが、みんなでいい施設をつくって、会員を増やそうというところで協議をしてほしいということで、再三協議をしてきたわけなんですけど、それが更新をしなかったというところでこの人数になっているわけですので、ご理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

昨日は町長もちょっと興奮気味で答弁がありましたけれども、やはり個人情報に関わることでもありますし、いろいろ深く申し上げませんが、今後、今たまたまコロナという災害、利用者がいない、また休館になっているということ等で、いろいろ町民の皆さんもこういうことに関心度が低いと思ひまして、もしこれが平常時、ほーらい館が開いておる、こういうような状態で職員が4人もいなくなつたと、新年度にいかなかったと、そして3月までは入つたわけなんですけれども、いかなかったと、そうした場合には、これからの運営、そういうところにも大きな課題を残すことになると思うんですけれども、相当の赤字も出ると思ひます。そうすると、一般財源からの繰入れもまた増えてくるだろうと、人件費がなくなつてかえっていいかもしれません。

しかし、あそこを運営していくためには健康増進施設という目的外に、目的から外れることとなりますので、これは大きな問題だと考えます。そこで、たまたま当方には運営委員会というのがあります。このことに関して運営委員会を開いた議事録等がありましたら、議事録の内容をお尋ねいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ちょっと確認しないと今分からないですが、今は自分が来てからちょっと運営委員会を1回開いてはいるんですが、そちらに関しては、ほーらい館の会員様の利用の件に関してだけだったので、その前の運営委員会に関してはちょっと確認させてください。

○14番（美島盛秀議員）

議長、ちょっと休憩してその資料を取らせて。議事録あるはず。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時12分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

先ほどのほーらい館の運営審議会の件についてなんですか、その運営審議会の中では人事とかに関する協議は今までしてないみたいで、あくまでもその運営審議会は休館であったり、再開に向けてとか、利用者をどうやって増やすとかそういう協議はしてきたみたいです。

今議事録については、ちょっと今探しているんですが、ちょっと今手元にはないんですが。確認しています。

○14番（美島盛秀議員）

議事録がない会議をしているということは、これは形だけの、名前だけの運営委員会、そう受け取れるんですけども、関係する人も場内いますけどもね。だけどころということ自体が、私はずうっと言い続けてきた伊仙町の、何といいましょうか、欠点と言いましょ、怠慢と言いましょ、そういうことにつながると言うんですけども。やはりこれだけの緊急事態、コロナが拡大して、今後どういような、運営委員会の中で話し合われたかということぐらいは議事録できちんと残しておかないと、何かそこで事故があったり、死亡事故があったりとかいうことになれば、何の話し合いもしてない、これは非常に批判買いますよ。だから、このほーらい館の運営委員会だけでなく、他の運営委員会もそうです。その中で、職員が4人も継続して働いてもらえなかったから、今後はどうしようかと、たまたまコロナということがあって、ほーらい館休館になっているから今問題に表面化しないだけで。これまた、コロナが収まって、それまでに指導者もいない、そういうことになれば運営自体が、みんな危惧されます。そうすると、会員の問題、会員も、来る人は来るでしょう。行きたくなくなりますよ。そうなればどう町長は責任をとるのか。国の補助金を受けて、まだ起債を返している段階だと言うんですけども。償還は終わってますか。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、審議委員会の委員長として一言答えていいですか。

議事録はちゃんとした形で取ってあると思いますので、後もって報告させます。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問にお答えするんですが、その人員が今足りないというところで募集もかけてますし、またそれに代わる方も徐々に面接を受けたりしているところなので、またその方たちをほーらい館に勤務させて、この今足りない分を補充していこうと考えてますが、その中でも、勤務時間の内にふさわしくないというところもあったりして、あとコスト削減というところもありましたので、休館中の体制についてなど、その通常のようにボイラーをたくとか、その辺のことが休館中に長引けば長引くほど、コスト意識を持ってほしいというところで協議なども行ってきたところでありま

す。

それと、勤務時間内に他の用もすると、そういうところも見られたので、1つずつ綱紀粛正を図る意味で改善していくところは改善していこうというところでの、町長を交えた会議も開かれたところでもあります。

そういった職員の資質向上、それからコスト削減を見据えて、直していかなければならないものは、1つずつ協議をしながら直していきましょうという中での、この3月契約を更新しなかったものかなあとというふうに、私も認識をしているんですが、その辺のことを、さらに職員が町民サービスに徹底できるようなことを協議して、これからまた、このほーらい館の利用者を増やすように誠意努力していきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

いろいろ議論しますと、またいろいろ課題も出てくるだろうと思いますし、言えない部分もたくさんあります。この辺りをまた精査しながら、また次の機会に運営状況等確認したいと思います。

これで終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林剛也議員）

1点だけ、この6ページ歳出の12委託料、一番上のこの送迎委託料99万円、館内清掃委託料88万円とありますけども、これは当初では含んでいなかったのか、また含んでいたけど不足なので追加なのかお伺いします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

こちらの送迎委託料と館内清掃委託に関しては、当初では組んでいなかったものになります。今回の補正で上げさせていただきました。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第36号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第36号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 陳情第6号 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情

△ 日程第5 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情

○議長（前 徹志議員）

日程第4 陳情第6号、豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情、日程第5 陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情の2件を一括して議題といたします。

総務文教厚生常任委員長より2件一括して報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（佐田 元議員）

陳情審査の結果について報告いたします。

去る6月7日本会議後、議会委員会室において、委員7名、事務局2名出席の下、陳情第6号、豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情、並びに陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情を審査いたしました。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間であり、外国語教育実施のため、授業時数の調整など、豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

また、離島、山間部の多い鹿児島県においては、2学年の子供が1つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。これらのことから、豊かな子供たちの学びを保障するため、教職員定数の改善、そして義務教育費国庫負担制度負担率の引上げは不可欠との結論に達しました。

よって、第6号、豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情、並びに陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情は、採択されるべきものと決定し、議員発議として、意見書を関係省庁へ送付されるよう報告いたします。

令和4年6月9日、総務文教常任委員長、佐田 元。

○議長（前 徹志議員）

これから、陳情第6号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第6号、豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情第6号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、陳情第6号、豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情は、採択するものと決定しました。

次に、陳情第7号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第7号についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情第7号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情は、採択するものと決定しました。

△ 日程第6 発議第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

△ 日程第7 発議第3号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（前 徹志議員）

日程第6 発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書、日程第7 発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の2件を一括して議題とします。

提出者より2件一括して提案理由の説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（佐田 元議員）

提案理由を説明いたします。発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書、発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についての提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第6号、豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情、並びに陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情に関し、皆さんのお手元にお配りしてあります意見書を地方自治法第99条の規定に基づき関係する省庁へ意見書を送付されますよう求めるものであります。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、発議第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決します。

お諮りします。発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

お諮りします。発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書に係る意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された発議第2号並びに発議第3号については、地方自治法第99号の規定により、本日付で関係各省庁へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第8 発議第4号 新型コロナウイルス感染者等へ対し、早急な救済措置を求める決議書

○議長（前 徹志議員）

日程第8 発議第4号、新型コロナウイルス感染者等へ対し、早急な救済措置を求める決議書について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（福留達也議員）

発議第4号、新型コロナウイルス感染者等へ対し、早急な救済措置を求める決議書についての趣

旨説明を行いたいと思います。

4月から徳之島島内における新型コロナウイルス感染者は、増加の一途をたどり、いまだに収束のめどが立たない状況となっている。本町においても、県内最大級規模となるクラスターが発生したことや、連休もあったことから多くの感染を引き起こす要因となった。また4月1日から6月8日時点での感染者数は474名となっていることから、今後二度と同様な事案が発生しないよう、今回のクラスター発生原因を今一度検証し、徹底した再発防止に努めることは言うまでもなく、感染し自宅療養をされた方をはじめ、濃厚接触者となり自宅待機を余儀なくされたことにより、仕事へ行けず生活に支障を来している町民への支援は不可欠である。

今定例会において上程された令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）での新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算編成においては、アフターコロナに向けたものや間接的な予算措置が多く、前述したような精神的、経済的な困難に直面している方々への直接的な救済措置が講じられていないようには見受けられず、早急な救済措置を講じるよう議会として下記事項について求めるものである。

1、庁舎内において、新型コロナ感染全般に関する専用の窓口を設置し、専属職員を配置した上で、心のケアや国の救済事業等の案内及び申請手続等、支援の実施をすること。

2、新型コロナ感染者が発生した世帯への一律現金給付を実施し、生活困窮者への早急な経済的支援を行うこと。

3、上記2項目の早期実現に向けた早急な予算措置を行うこと。

以上決議する。

令和4年6月9日、伊仙町議会議員一同。

○議長（前 徹志議員）

これから、発議第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号、新型コロナウイルス感染者等へ対し、早急な救済措置を求める決議書を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、発議第4号、新型コロナウイルス感染者等へ対し、早急な救済措置を求める決議書は、原案のとおり可決することに決定しました。

なお、ただいま原案可決された発議第4号については、地方自治法第99条の規定により、本日付で執行部へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査することに決定しました。

△ 日程第10 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第10 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 5時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 清 平 二

伊仙町議会議員 岡 林 剛 也